

# 有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2011年4月1日  
(第27期) 至 2012年3月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

# 目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	12
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 業績等の概要	15
2. 生産、受注及び販売の状況	30
3. 対処すべき課題	31
4. 事業等のリスク	37
5. 経営上の重要な契約等	48
6. 研究開発活動	48
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	49
第3 設備の状況	53
1. 設備投資等の概要	53
2. 主要な設備の状況	53
3. 設備の新設、除却等の計画	55
第4 提出会社の状況	56
1. 株式等の状況	56
(1) 株式の総数等	56
(2) 新株予約権等の状況	57
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	64
(4) ライツプランの内容	64
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	64
(6) 所有者別状況	64
(7) 大株主の状況	65
(8) 議決権の状況	66
(9) ストックオプション制度の内容	67
2. 自己株式の取得等の状況	70
(1) 株主総会決議による取得の状況	70
(2) 取締役会決議による取得の状況	70
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	70
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	70
3. 配当政策	71
4. 株価の推移	71
(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価	71
(2) 最近6月間の月別最高・最低株価	71
5. 役員の状況	72
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	77
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	77
(2) 監査報酬の内容等	88

第5	経理の状況	89
1.	連結財務諸表等	90
(1)	連結財務諸表	90
(2)	その他	184
2.	財務諸表等	185
(1)	財務諸表	185
(2)	主な資産及び負債の内容	208
(3)	その他	211
第6	提出会社の株式事務の概要	212
第7	提出会社の参考情報	214
1.	提出会社の親会社等の情報	214
2.	その他の参考情報	214
第二部	提出会社の保証会社等の情報	215
	[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2012年6月22日
【事業年度】	第27期（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 光臣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番1号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜市神奈川区金港町3番地1） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目5番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目7番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第26期	第27期
決算年月	2011年3月	2012年3月
売上収益（百万円）	2,059,365	2,033,825
税引前利益（百万円）	385,242	441,355
当期利益（百万円）	248,736	328,559
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	243,315	320,883
当期包括利益（百万円）	△48,967	192,143
資本合計（百万円）	1,601,311	1,714,626
資産合計（百万円）	3,655,201	3,667,007
1株当たり親会社の所有者帰属持分（円）	160,179.52	171,617.35
基本的1株当たり当期利益（円）	25,414.33	33,700.97
希薄化後1株当たり当期利益（円）	25,407.09	33,687.78
親会社所有者帰属持分比率（%）	41.73	44.56
親会社所有者帰属持分当期利益率（%）	15.30	20.31
株価収益率（倍）	11.82	13.83
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	406,847	551,573
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△125,993	△103,805
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△185,379	△279,064
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	244,240	404,740
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	48,472 [11,611]	48,529 [10,702]

(注) 1. 第27期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

回次	日本基準				
	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2008年3月	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月
売上高(百万円)	6,409,726	6,832,307	6,134,695	2,432,639	2,547,060
経常利益(百万円)	362,681	307,586	255,377	313,066	362,728
税金等調整前当期純利益 (百万円)	372,614	262,143	276,054	281,147	345,028
当期純利益(百万円)	238,702	123,400	138,448	145,366	227,399
包括利益(百万円)	—	—	—	△110,352	117,047
純資産額(百万円)	2,154,629	1,624,288	1,723,278	1,571,751	1,610,535
総資産額(百万円)	5,087,214	3,879,803	3,872,595	3,544,107	3,472,612
1株当たり純資産額(円)	216,707.27	162,087.74	172,139.61	156,996.72	160,570.98
1株当たり当期純利益金額 (円)	24,916.51	12,880.90	14,451.67	15,183.52	23,882.77
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	24,916.26	12,879.77	14,448.89	15,179.19	23,873.42
自己資本比率(%)	40.81	40.02	42.58	42.18	44.03
自己資本利益率(%)	11.83	6.80	8.65	9.25	15.04
株価収益率(倍)	20.03	20.33	24.08	19.79	19.51
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	145,030	275,271	320,024	399,638	551,617
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	△1,668,634	△65,008	△84,057	△119,407	△104,530
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	519,000	△217,470	△250,398	△184,951	△278,383
現金及び現金同等物の期末残 高(百万円)	215,008	167,257	154,368	244,240	404,740
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	47,459 [14,986]	47,977 [11,736]	49,665 [11,870]	48,472 [11,611]	48,529 [10,702]

- (注) 1. 第26期及び第27期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
2. 第27期より、日本基準に基づく連結財務諸表は、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除する方法に変更しております。これに伴い、第26期の日本基準に基づく連結財務諸表は当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
3. 第27期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、第26期(日本基準)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
4. 当社グループの海外たばこ事業に区分される海外子会社については、第27期第1四半期よりIFRSを適用しております。従って第27期の上記数値は、IFRSを適用した海外たばこ事業分を含む、日本基準に基づく連結決算数値となっております。また、第26期の各数値につきましても、海外たばこ事業に係る当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の日本基準に基づく連結決算数値を記載しております。
5. 当社グループは従来、百万円未満を切り捨てて端数処理しておりましたが、第26期より百万円未満を四捨五入して記載しております。
6. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
7. IFRSと日本基準の差異等の主な内容につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) IFRSの適用について 及び(5)並行開示情報」、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 41. 初度適用」をご参照ください。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2008年3月	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月
売上高(百万円)	2,302,704	2,173,552	2,052,654	749,252	734,902
経常利益(百万円)	177,757	160,200	161,606	182,819	198,071
当期純利益(百万円)	131,145	89,637	107,361	32,216	142,726
資本金(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(千株)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額(百万円)	1,816,727	1,845,443	1,901,759	1,854,401	1,924,739
総資産額(百万円)	2,902,509	2,857,330	3,027,503	2,879,354	3,016,651
1株当たり純資産額(円)	189,616.56	192,595.36	198,452.58	194,679.73	202,039.18
1株当たり配当額(円) (うち、1株当たり中間配当額)(円)	4,800 (2,200)	5,400 (2,600)	5,800 (2,800)	6,800 (2,800)	10,000 (4,000)
1株当たり当期純利益金額(円)	13,689.35	9,356.60	11,206.74	3,365.00	14,989.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	13,689.21	9,355.78	11,204.58	3,364.04	14,984.00
自己資本比率(%)	62.6	64.6	62.8	64.4	63.8
自己資本利益率(%)	7.35	4.90	5.73	1.72	7.56
株価収益率(倍)	36.45	27.99	31.05	89.30	31.09
配当性向(%)	35.1	57.7	51.8	202.1	66.7
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	8,999 [1,209]	8,908 [1,164]	8,961 [1,349]	8,928 [1,387]	8,936 [1,393]

- (注) 1. 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しております。
2. 第27期より、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除する方法に変更しております。これに伴い、第26期の財務諸表は当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
3. 第27期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
4. 第25期の当社の1株当たり配当額5,800円は、会社設立25周年記念配当200円を含んでおります。
5. 当社は従来、百万円未満を切り捨てて端数処理しておりましたが、第26期より百万円未満を四捨五入して記載しております。
6. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【沿革】

### (1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という。）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、1949年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、1970年代に入り、成人人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、更に、国内における公社制度に対する改革動向の中で、1981年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（1982年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、1984年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

### (2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）（以下「JT法」という。）に基づき、1985年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
1985年4月	日本たばこ産業株式会社設立
1985年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後1990年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
1986年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後1996年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
1988年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
1991年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
1993年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
1994年10月	政府保有株式の第一次売出し（394,276株） 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
1994年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
1995年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
1996年6月	政府保有株式の第二次売出し（272,390株）
1997年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
1998年4月	㈱ユニマツトコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
1998年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
1999年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
1999年7月	旭フーズ㈱など子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
1999年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
2003年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
2003年10月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（45,800株）
2004年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
2004年6月	政府保有株式の第三次売出し（289,334株）により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が完了
2004年11月 ～2005年3月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（38,184株）
2005年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・白杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
2006年4月	マールボロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
2007年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国の Gallaher Group Plc の発行済株式を取得
2008年1月	㈱加ト吉株式を公開買付により取得
2009年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、金沢工場を閉鎖
2010年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、盛岡・米子工場を閉鎖
2011年2月 ～2011年3月	株主還元策の一環及び資本効率の向上のため、自己株式を取得（58,630株）
2011年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、小田原工場を閉鎖
2012年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、防府工場を閉鎖

(注) 2006年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

### 3【事業の内容】

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者に対する満足度（Satisfaction）を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であるとも考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社と、連結子会社240社、持分法適用会社11社から構成される当社グループが営んでいる主な事業内容、各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の4区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント (1)報告セグメントの概要」に掲げる報告セグメントの区分と同一です。

当社グループは国内及び海外たばこ事業、医薬事業、並びに食品事業を展開しているグローバル企業です。

#### 〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、たばこ製品の製造、販売等を行っております。

当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を行っております。

#### （主な関係会社）

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱  
その他連結子会社11社、持分法適用会社2社

#### 〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、JT International S.A. を中核として、たばこ製品の製造、販売等を行っております。

#### （主な関係会社）

JT International S.A.、Gallaher Ltd.、JTI Marketing and Sales CJSC、LLC Petro、Liggett-Ducat CJSC、JT International Germany GmbH、JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S.、JTI-Macdonald Corp.  
その他連結子会社155社、持分法適用会社6社

#### 〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っております。

#### （主な関係会社）

鳥居薬品㈱、Akros Pharma Inc.  
その他連結子会社2社

#### 〔食品事業〕

当該事業につきましては、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売等を行っております。

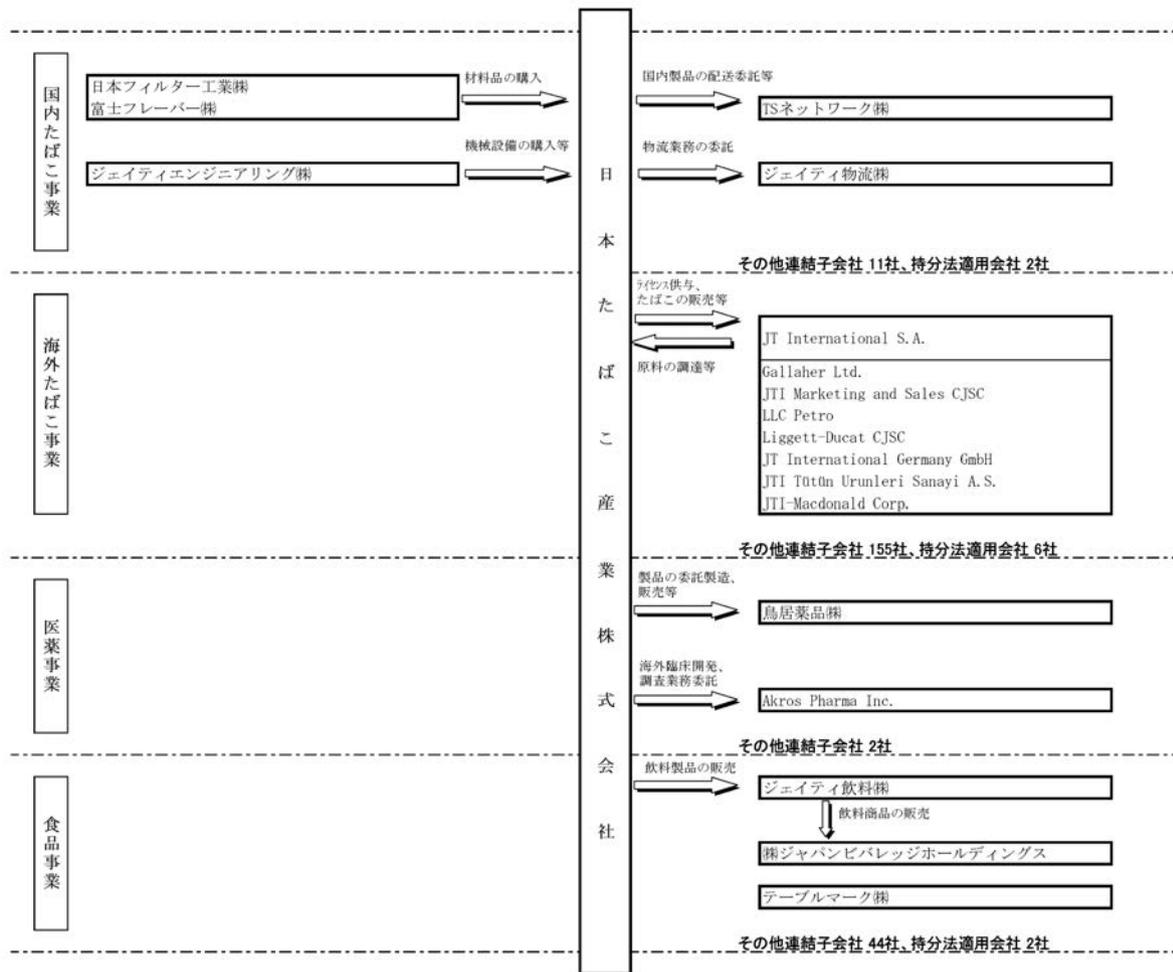
飲料事業におきましては、当社が商品開発を行い、ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングス等が販売を行っております。また、加工食品事業、調味料事業におきましては、テーブルマーク㈱等が製造、販売等を行っております。

#### （主な関係会社）

ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングス、テーブルマーク㈱  
その他連結子会社44社、持分法適用会社2社

なお、上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおり、これらに係る関係会社（連結子会社10社、持分法適用会社1社）があります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



※上記の他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおり、これらに係る関係会社(連結子会社10社、持分法適用会社1社)があります。

また、各事業における研究開発、調達、製造、販売等の分野ごとの概要は以下のとおりです。

#### 〔たばこ事業〕

当社グループのたばこ事業（当社グループのたばこ事業は、国内と海外に分けて事業管理を行っており、報告セグメントにおいては「国内たばこ事業」と「海外たばこ事業」を区分しております。）は、販売数量で世界第3位（中国国家煙草総公司を除く）を誇り、120以上の国と地域でたばこ製品を製造・販売しております。当社グループは世界で販売数量シェア上位10ブランドのうち3ブランドを製造・販売しております。

#### ＜研究開発＞

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料の加工、たばこの喫味、製造技術及び新規製品カテゴリー創出技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。

#### ＜原料葉たばこの調達＞

たばこの原料である葉たばこは、農作物であるため、その調達状況は天候に左右され、また、近年、エネルギー資源や他の作物の価格高騰等により、葉たばこ供給の不安定化や価格の高止まり傾向が見られます。このような状況下において、当社グループは買収による垂直統合及びサプライヤーとの連携強化により、原料の安定的な調達と調達コストの低減を目指しております。

##### ・外国産葉たばこの調達

当社グループは、主要葉たばこ産地（米国、ブラジル、マラウイ等）における自社調達基盤の活用、及び主に大手2社の国際葉たばこサプライヤーからの購買により、外国産葉たばこを調達しております。

自社調達基盤は、2009年にブラジル及びアフリカにおける葉たばこサプライヤーの買収、並びに米国におけるジョイントベンチャー設立によって獲得したものです。自社調達基盤の獲得以降、原料調達の安定化、葉たばこ耕作段階からの関与を深めることによる品質管理の強化、葉たばこ調達に精通した優秀な人材の育成による葉たばこ調達部門の強化に取り組んでおります。

##### ・国内産葉たばこの調達

国内産葉たばこの調達については、たばこ事業法等により、当社が国内の葉たばこ耕作農家と毎年売買契約を締結し、たばこ製造に適した葉たばこを全量購買することが定められております。また、翌年の耕作面積及び買入価格については、「葉たばこ審議会<sup>(注)</sup>」の答申を尊重し決定しております。

（注）葉たばこ審議会：当社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項につき調査審議するための審議会です。委員は11人以内で、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて当社の代表者が委嘱します。

#### ＜製造＞

お客様に信頼される高品質なたばこづくりを目指し、日本国内に6つのたばこ製造工場・3つのその他たばこ関連工場を、日本を除く24カ国に28のたばこ製造工場（その他たばこ関連工場含む）を所有（当年度末現在）し、グローバルな製造体制を構築しております。また、当社グループブランドの製造委託、2社間でのクロスライセンスによる製造も一部行っております。

なお、日本国内においては、2011年3月11日に発生した東日本大震災により、一部工場が被災し、一時的な出荷停止を余儀なくされ、お客様、販売店様をはじめとして多くの方々にご迷惑とご心配をお掛けしましたが、順次製造を再開し、現在は震災前の製造能力を確保しております。

#### ＜マーケティング＞

ブランド・ロイヤリティを高めるために、様々な規制も遵守しつつ、積極的かつ効果的なマーケティング活動を展開しております。

グローバルには、グローバル・フラッグシップ・ブランド（GFB）<sup>(注)</sup>を中心に、一部のローカルブランドによる補完を行いながらマーケティング活動を行っております。

（注）ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソプラニー」「グラマー」の8ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。

#### <小売価格>

たばこの小売価格設定にあたっては、ブランドのポジショニング、製品価値との見合い、競合製品の価格、利益確保といった観点に加え、定価制や課税方式（従量税・従価税）など国ごとに異なる特有の制度面からも検討を行います。小売価格変更の契機として最も代表的なものは増税です。近年、国内外問わず財政及び公衆衛生の観点からたばこ税の増税が行われております。

#### <販売（流通）>

お客様に当社グループの商品を確実にお届けするために、当社グループは各市場の法的制約、慣行等に合わせ、自社流通や現地代理店及び流通業者の利用等、最適な流通販売ルートの確保を行っております。

また、販売チャネルに関しても、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、スーパーマーケットといったチェーン企業をはじめ、個人商店、自動販売機等があり、その販売構成比は国ごとに異なります。当社グループは、販売チャネル状況並びにお客様動向、競合動向を加味した営業体制を構築しております。

#### 〔医薬事業〕

当社は、1987年より医薬事業に進出し、「国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築」「オリジナル新薬の開発を通じての存在感の確保」をミッションとし、現在は医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

1998年12月には鳥居薬品㈱の発行済み株式総数の過半数を取得し、その後、製造及び販売・プロモーション機能を鳥居薬品㈱に、研究開発機能を当社に統合しました。

また、2000年4月には、米国ニュージャージー州にあるグループ会社、Akros Pharma Inc.に臨床開発機能を追加し、海外での臨床開発拠点を設立しました。

当社グループは、収益基盤の確立・強化に向け、研究開発パイプラインの強化並びに、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化に取り組んでおります。

なお、当社では自社開発品8品目が臨床試験の段階にあります（2012年4月26日現在）。

#### <研究開発>

##### ・全般

研究開発は、医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は、主に「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」の領域にフォーカスしております。

なお、当社グループは、当年度には249億円、前年度には234億円を研究開発のためにそれぞれ投資しました。

##### ・研究開発プロセス

「探索研究、創薬研究、前臨床試験」を医薬総合研究所が、その後の「臨床試験、承認申請・承認取得」を臨床開発部門等と米国Akros Pharma Inc.が、それぞれ担っております。また、開発途中段階にて海外における開発権及び商業化権を導出した化合物については、導出先企業が以後のプロセスを担います。

#### <製造>

当社グループ製品の製造に関しては、鳥居薬品㈱が担う他、医薬品製造受託会社にも委託しております。

#### <販売及びプロモーション>

##### ・海外市場における販売及びプロモーション

現在、海外において自社の販売組織を保有しておらず、化合物毎に、開発途中段階で海外における開発及び商業化権を他社に導出し、導出先から販売実績に応じたロイヤリティを受領することとしております。

##### ・日本における販売及びプロモーション

日本国内での当社グループ製品の医薬品卸売業者への販売、及び医療施設へのプロモーションについては、主に鳥居薬品㈱によって行われております。なお、プロモーションについては、同社の全国14ヶ所の営業支店に在籍する約440名の医薬情報担当者（MR）によって行われております。

主要製品としては、「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」があります。

#### 〔食品事業〕

当社グループの食品事業は、日本における飲料、加工食品、調味料の製造・販売に注力しております。特に加工食品・調味料においては当社グループ会社であるテーブルマーク㈱及びテーブルマークグループ各社（以下「テーブルマーク」という。）がその役割を担っております。

当社は1988年に飲料事業に参入しました。飲料事業におきましては、基幹ブランド「ルーツ」の更なる強化や自動販売機オペレーターであるグループ会社の㈱ジャパンビバレッジホールディングス（以下「ジャパンビバレッジ」という。）を中心とした販売網の充実に努めており、これらの取組みを通じた着実な拡大を図るとともに、収益力の強化に向けた取組みを推進しております。

また、1998年には加工食品事業に参入し、それ以来、内部成長に加えて、M&Aや資本提携等によって事業を拡大させてきました。

2008年には日本の大手冷凍食品メーカーであった㈱加ト吉の株式を公開買付により取得してグループ会社とし、同年に当社グループの加工食品・調味料事業を㈱加ト吉に移管し、事業統合を実施するとともに、2010年に㈱加ト吉はテーブルマーク㈱と名称を変更する等、統合シナジーの追求・一体感の更なる醸成を図りました。テーブルマークは、日本を中心に、冷凍及び常温の流通温度帯における冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル（主食）商品を中心とした加工食品、首都圏を中心に店舗を展開するベーカリー並びに酵母エキス調味料、昆布・カツオなどの抽出エキス調味料、組立型調味料、オイスターソースを中心とした家庭用調味料などの調味料を事業の柱としております。

加工食品事業での主要な製品は、冷凍うどんの「冷凍さぬきうどん」や、パックご飯「たきたてご飯」があります。

調味料事業では、酵母エキス調味料「パーテックス」に注力しております。「パーテックス」は、例えば即席麺やスナック菓子といった様々な食品の調味料として使われております。

#### < 研究開発 >

食品事業における研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しております。飲料事業では、新規素材の探索、「ルーツ」など各ブランドの新商品の開発や刷新、新しい容器や製造技術の開発を行っております。基幹ブランド「ルーツ」は、加熱殺菌時間を従来製品に比べて大幅に短縮したHTST（高温短時間）製法を缶コーヒーで初めて採用しました。缶コーヒーに不可欠な加熱殺菌を行う際に、熱による香味性状へのダメージを抑制することで、より淹れ立てに近い味わいを実現することが可能となりました。

また加工食品では、家庭で手軽に焼きたての味が楽しめる焼成冷凍パンを開発しました。テーブルマーク独自の発酵・製パン・冷凍技術を活かして、焼きたての味、食感を維持・再現することが可能となりました。

#### < 調達 >

安全な食品づくりは、安全で高品質な原料の調達から始まります。当社グループでは、原料の選定にあたり、サプライヤーから提出される品質規格保証書の内容確認だけでなく、主要な原料については、残留農薬などのモニタリング検査や原料工場の定期的な監査を食品衛生法等関連法規の適法性はもとより、当社グループ独自で定めている基準により実施しております。残留農薬については、食品衛生法で定められた「ポジティブリスト制度」に基づき厳しく検査し安全性を確認しております。

更に加工食品事業では、海外から調達する原材料において、原料農場の土壌や水質の検査、栽培状況の確認、農薬の管理状態のチェック、飼育場や養殖場の点検など、原材料の生産現場から安全性を確認する体制を構築しております。

#### < 製造 >

当社グループでは、ISO9001、HACCPシステム及びISO22000の取得を推進しております。

加工食品では、国内外21ヶ所の自社グループ工場と生産委託を行っている全ての冷凍食品工場において、ISO22000を取得しております。ISO22000では、HACCPの考え方による科学的な裏付けをもった衛生管理や重要管理点をコントロールするためのルールを定め、その管理手法に基づいた継続的な改善を行います。

飲料事業では、製造プロセスと製品品質に対する厳しい監視の下、当社グループではボトル入り飲料水の一部を除いて、国内飲料のボトルに飲料の生産の全てを外部委託しております。製造における競争力と安定的なサプライソースを維持するために、ボトルとの揺るぎない関係を維持しております。

加工食品及び調味料事業では、日本で19の工場、海外で8つの工場を運営しております。更に、国内外の委託工場に当社グループの加工食品の製造を外部委託しております。

#### < 食の安全 >

当社グループでは、お客様に安全で、かつ安心して商品を召し上がっていただくために、食の安全を一元的に管理する独立した組織として、飲料事業と加工食品・調味料事業それぞれに「食の安全管理担当」を設置しております。テーブルマークの東京品質管理センターでは、飲料事業部の原料・製品分析も行うなど、グループ一丸となって安全管理を推進しております。

また、「食の安全に関するアドバイザー」である外部専門家の方々より、評価・助言をいただくなど、多様な知見・視点を積極的に取り入れ、事業活動に反映しております。

これらの取組みは、上記「調達」「製造」に記載した内容を含め、ホームページなどで積極的に公開しております。

<販売と流通>

JTブランドの飲料製品は、自動販売機、コンビニエンスストアやスーパーマーケットチェーンのような小売業者を通して販売されております。

自動販売機のネットワークは、全国の流通の重要な手段です。当年度末現在では、約26万5千台の自動販売機網となっております。そのうち当社グループの飲料製品を主に扱っている自動販売機は約11万9千台で、その他にカップ自動販売機等もあります。

コンビニエンスストアやスーパーマーケットに対しては、取扱アイテム数の向上、並びに優位な陳列場所の確保に取り組んでおります。

また、テーブルマークの加工食品並びに調味料は、一般的な小売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、レストランやホテルなどを通じて全国に販売チャネルを有しております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) 240社 TSネットワーク㈱	東京都 台東区	460	国内 たばこ	74.5	—	有	—	製造たばこの 配送業務等の 委託	有
ジェイティ物流㈱	東京都 渋谷区	207	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ、 原材料の運送 委託	有
日本フィルター工業㈱ ※2	東京都 渋谷区	461	国内 たばこ	87.6	—	—	—	製造たばこ用 フィルターの 購入	有
富士フレーバー㈱	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	—	有	有	製造たばこ用 香料の購入	—
ジェイティエンジニアリ ング㈱ ※2	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	—	有	—	機械設備の購 入等	有
JT International Holding B.V. ※2	オランダ	千EUR 1,380,018	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	有	—	—	—
JT International S.A. ※2	スイス	千CHF 1,215,425	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	—	—	ライセンス供 与、製造たば この販売等	—
Gallaher Ltd. ※2	イギリス	千GBP 172,495	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Marketing and Sales CJSC ※1	ロシア	千RUB 108,700	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Liggett-Ducat CJSC	ロシア	千RUB 260,366	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 37,394	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. ※2	トルコ	千TRY 148,825	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI-Macdonald Corp. ※2	カナダ	千CAD 124,996	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
鳥居薬品㈱ ※3	東京都 中央区	5,190	医薬	54.5	—	有	—	製品の製造委 託、販売等	有
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	—	有	—	海外臨床開 発・調査業務 委託	—

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
ジェイティ飲料(株)	東京都 品川区	90	食品	100.0	—	有	有	清涼飲料の販売委託等	有
(株)ジャパンビバレッジホールディングス	東京都 新宿区	500	食品	66.7	—	有	—	ジェイティ飲料(株)を通じた清涼飲料水の販売	有
テーブルマーク(株) ※2	東京都 中央区	47,503	食品	100.0	—	有	有	—	有
その他221社 ※2									
(持分法適用会社) 11社									

- (注) 1. 「事業内容」には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 「議決権に対する所有割合」の( )内は、間接所有割合を表示(内書)しております。  
3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。  
4. 決算日が12月31日の海外子会社については、2011年12月31日現在の状況を記載しております。  
5. ※1: JTI Marketing and Sales CJSCの売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)は、当社グループの連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上収益	税引前利益	当期利益	資本合計	資産合計
JTI Marketing and Sales CJSC	223,135	44,379	34,709	10,606	60,436

6. ※2: 特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。  
JTI (UK) MANAGEMENT LTD、JT Canada LLC Inc.、JT Canada LLC II Inc.、Gallaher Europe Finance、Gallaher Group Ltd.、Austria Tabak GmbH、JT Europe Holding B.V.  
7. ※3: 有価証券報告書を提出しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(2012年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	11,092 [3,889]
海外たばこ事業	24,237 [3,020]
医薬事業	1,693 [148]
食品事業	10,646 [3,571]
提出会社の全社共通業務等	861 [74]
合計	48,529 [10,702]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。  
 2. 決算日が12月31日の海外子会社については、2011年12月31日現在の従業員数により算定しております。  
 3. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

### (2) 提出会社の状況

(2012年3月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
8,936 [1,393]	43.4	21.9	8,609,774

セグメントごとの従業員数は以下のとおりです。

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	7,644 [1,389]
医薬事業	730 [0]
食品事業	50 [3]
提出会社の全社共通業務等	512 [1]
合計	8,936 [1,393]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。  
 2. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。  
 3. 従業員数は、契約社員 (84人)、休職者 (79人)、当社への出向者 (73人) を含み、当社からの出向者及び退職を前提とする長期休暇取得者 (972人) は含んでおりません。  
 4. 平均勤続年数には、日本専売公社における勤続年数を含んでおります。  
 5. 平均年間給与 (税込) は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)2011年度までの中期経営計画「JT-11」について

当社グループは、これまで推進してきた戦略を継承し、更に発展させるため、2009年度から2011年度までの3年間についての中期経営計画「JT-11」を策定し、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け取り組んでまいりました。

「JT-11」期間中における全社目標としては、年平均5%以上のEBITDA成長（為替一定）を掲げており、国内及び海外たばこ事業の貢献により、目標を上回る8.3%のEBITDA成長を達成いたしました。

国内たばこ事業においては、2010年10月の大幅な増税、昨年の東日本大震災といった想定を超える環境変化を乗り越え、2009年度当初見込EBITDAの維持という目標を大きく上回る実績となりました。販売数量が大きく減少する中で利益成長を成し遂げたことにより、将来の利益成長ポテンシャルを確認できたと考えております。

海外たばこ事業においては、不確実性が高まる事業環境においても、市場シェアの伸張及びGFBの成長に牽引され、「JT-11」の目標であった為替一定での年平均EBITDA10%成長を達成し、利益成長のモメンタムの継続を確認できました。

医薬事業については、後期開発品の充実及びR&Dパイプラインの強化を目指し、導出先による抗HIV薬「JTK-303」を含む配合錠の米国等における承認申請及びMEK阻害剤のメラノーマを適応症とした開発の進展等、着実な成果を確認することができました。

食品事業においては、飲料事業におけるルーツブランドの強化、また、加工食品事業については、成果の結実への足取りは緩やかながらも、今後の利益創出に向け着実に基盤強化を進めてまいりました。

また、配当については、連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目標として掲げておりましたが、当年度の連結配当性向（のれんの償却影響を除く）は30.7%となり、目標を達成する水準となりました。

※ 上記の財務数値は日本基準に基づくものであり、非監査情報です。

#### (2)IFRSの適用について

当社グループは、従来の日本基準に替えてIFRSを当年度決算から適用しております。日本基準とIFRSとの差異の概要は以下のとおりです。

##### <表示組替>

- ・日本基準では、子会社TSネットワーク㈱が取り扱う輸入たばこ等の代理取引取扱高を「売上高」及び「売上原価」に含めて表示しておりましたが、IFRSでは、当該代理取引取扱高を「売上収益」及び「売上原価」に含めておりません。また、日本基準では、一部のレポート等は「販売費及び一般管理費」に表示しておりましたが、IFRSでは、「売上収益」より控除して表示しております。
- ・日本基準では、「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは、財務関連項目を「金融収益」又は「金融費用」に、それ以外の項目については、「売上原価」、「その他の営業収益」、「持分法による投資利益」又は「販売費及び一般管理費等」に表示しております。

##### <認識及び測定の違い>

- ・日本基準では、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは、償却を停止しております。
- ・日本基準では、退職給付債務の計算における数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌期から費用処理することとしておりましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識しております。
- ・日本基準では、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは、定額法を採用しております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 41. 初度適用」をご参照ください。

当社グループは、連結財務諸表での報告数値に加え、IFRSで定義されていない指標を追加的に提供しております。これらの指標は、当社グループが中長期的に持続的な成長を目指す上で、各事業運営の業績を把握するために経営管理にも利用されている指標であり、財務諸表の利用者が当社グループの業績を評価する上でも、有用な情報を提供すると考えております。

#### **自社たばこ製品売上収益**

たばこ事業においては、自社たばこ製品に係る売上収益を、売上収益の内訳として追加的に開示しております。具体的には、国内たばこ事業においては、売上収益から輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益を控除し、海外たばこ事業においては、売上収益から物流事業及び製造受託等に係る売上収益を控除しております。

#### **調整後EBITDA**

当社グループの業績の有用な比較情報として、営業利益（損失）から、減価償却費及び償却費、のれんの減損損失、リストラクチャリングに係る収益及び費用を除いた調整後EBITDAを表示しております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 ② 連結損益計算書 営業利益から調整後EBITDAへの調整表」をご参照ください。

### (3)業績

以下の各財務数値はIFRSに基づくものです。

#### <売上収益>

売上収益につきましては、国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果があったものの、国内たばこ事業における震災影響及び増税・定価改定等に伴う販売数量の減少並びに円高影響等により、前年度比255億円減収の2兆338億円（前年度比1.2%減）となりました。

	前年度 (億円)	当年度 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
売上収益	20,594	20,338	△255	△1.2
国内たばこ事業	6,658	6,462	△196	△2.9
内、自社たばこ製品 (注)	6,322	6,119	△202	△3.2
海外たばこ事業	9,635	9,663	27	0.3
内、自社たばこ製品 (注)	8,878	8,946	68	0.8
医薬事業	441	474	33	7.5
食品事業	3,675	3,594	△80	△2.2

※ 連結外部に対する収益を表示しております。

※ 売上収益には、上記のセグメントに係る売上収益の他、不動産賃貸等に係る売上収益があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント (2)セグメント収益及び業績」をご参照ください。

(注) 国内たばこ事業においては輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益を控除し、海外たばこ事業においては物流事業及び製造受託等に係る売上収益を控除しております。

#### <売上原価・その他の営業収益・持分法による投資利益・販売費及び一般管理費等>

売上原価は前年度比618億円減少の8,920億円（前年度比6.5%減）、その他の営業収益は前年度比279億円増加の485億円（前年度比135.1%増）、持分法による投資利益は前年度比3億円減少の20億円（前年度比12.1%減）、販売費及び一般管理費等は前年度比60億円増加の7,332億円（前年度比0.8%増）となりました。

#### <営業利益及び調整後EBITDA>

葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用等を計上したものの、主として国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果、固定資産売却益の増加並びに前年度のカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払等により、営業利益は前年度比579億円増益の4,592億円（前年度比14.4%増）となりました。

また、減価償却費及び償却費、葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用及びリストラクチャリングに係る固定資産売却損益等を除いた調整後EBITDAにつきましては、前年度比551億円増益の5,771億円（前年度比10.6%増）となりました。

	前年度 (億円)	当年度 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
調整後EBITDA	5,220	5,771	551	10.6
国内たばこ事業	2,472	2,623	151	6.1
海外たばこ事業	2,779	3,148	369	13.3
医薬事業	△98	△100	△3	—
食品事業	177	200	23	12.8
営業利益	4,013	4,592	579	14.4

※ 営業利益・調整後EBITDAには、上記のセグメント以外に係る営業利益・調整後EBITDAを含みます。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント (2)セグメント収益及び業績」をご参照ください。

※ 調整後EBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費 + のれんの減損損失 ± リストラクチャリングに係る費用及び収益

<当期利益（親会社所有者帰属）>

営業利益の増益により、税引前利益は前年度比561億円増益の4,414億円（前年度比14.6%増）となりました。更に前年度の個別決算にて計上した関係会社株式評価損を、当年度において税務上損金算入すること等に伴う法人所得税費用の減少により、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては前年度比776億円増益の3,209億円（前年度比31.9%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

[国内たばこ事業]

当年度における紙巻たばこの販売数量は、東日本大震災後に銘柄数及び数量を限定した出荷としていたことに伴う影響に加えて、2010年10月の増税・定価改定による需要減の影響等により、前年度に対し262億本減少し1,084億本<sup>(注)</sup>（前年度比19.5%減）となりました。また、当年度のシェアは54.9%（前年度シェア64.1%）となりました。なお、第2四半期以降、安定的な供給体制が整った中で、主要ブランドを中心とした積極的かつ効果的な新製品の投入・販売促進活動の展開などを通して、早期の市場シェア回復を目指し全力を挙げて競争力の強化に取り組み、3月単月シェアは60.0%となりました。

千本当売上収益は、2010年10月の定価改定に伴い前年度に対し920円増加し5,502円となりました。

これらの結果、単価上昇効果はあったものの販売数量の減少等により、売上収益は前年度比196億円減収の6,462億円（前年度比2.9%減）、自社たばこ製品売上収益は前年度比202億円減収の6,119億円（前年度比3.2%減）となりました。

また、販売数量の減少はあったものの、単価上昇効果に加え東日本大震災に係る保険金収入等により、調整後EBITDAは前年度比151億円増益の2,623億円（前年度比6.1%増）となりました。

なお、当年度における国内で製造した紙巻たばこの数量は、前年度に対し40億本減少し、1,373億本（前年度比2.8%減）となりました。

(注) 当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量37億本があります。

[海外たばこ事業]

当年度におけるGFBにつきましては、「ウィンストン」がロシア、イタリア、トルコで順調に伸張しました。これに加え、「LD」がロシアで増加したこと等により、GFBの販売数量は前年度に対し66億本増加し2,565億本（前年度比2.6%増）となりました。一方、GFBを含む総販売数量は、ロシアにおけるGFB以外の製品の販売減少やウクライナ、スペインでの総需要減少等により、前年度に対し27億本減少し4,257億本（前年度比0.6%減）となりました。

販売数量の減少はあるものの、単価上昇効果に加えて、主要市場の現地通貨に有利な為替影響があったことにより、ドルベースの売上収益は前年度比1,133百万ドル増収の12,108百万ドル（前年度比10.3%増）、自社たばこ製品売上収益は前年度比1,098百万ドル増収の11,211百万ドル（前年度比10.9%増）となりました。

また、原材料費の増加、販売促進活動の強化等に伴う経費の増加等があった一方、単価上昇効果に加え、前年度においてカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払に伴う損失があったこと等により、調整後EBITDAは前年度比779百万ドル増益の3,944百万ドル（前年度比24.6%増）となりました。

この結果、邦貨換算時に円高の影響を受けたものの、売上収益は前年度比27億円増収の9,663億円（前年度比0.3%増）、自社たばこ製品売上収益は前年度比68億円増収の8,946億円（前年度比0.8%増）、調整後EBITDAは前年度比369億円増益の3,148億円（前年度比13.3%増）となりました。

なお、当年度における海外での製造数量<sup>(注)</sup>は、前年度に対し2億本減少し、3,852億本（前年度比0.1%減）となりました。

(注) 当年度より、海外での製造数量には、販売数量と同様にRYO (Roll Your Own)、MYO (Make Your Own) ※及びシガリロの数量を含んでおります。当年度のRYO、MYO及びシガリロの製造数量は151億本です。

※RYO (Roll Your Own) : 一般的に、お客様ご自身の手で巻紙を用いて手巻きするための刻たばこ

MYO (Make Your Own) : 一般的に、お客様が器具と筒状の巻紙を用いて紙巻たばこを作製するための刻たばこ

※当年度における為替レートにつきましては、前年度比7.99円 円高の1米ドル=79.80円（前年度は1米ドル=87.79円）です。

#### [医薬事業]

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力しております。開発状況としましては、自社開発品8品目が臨床試験の段階にあります。なお、抗HIV薬「JTK-303」を含む配合錠について、導出先であるギリアド・サイエンシズ社が、米国FDA、欧州医薬品庁等へ承認申請を行っております。

当年度における売上収益につきましては、子会社鳥居薬品(株)における「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」等の増収等により、前年度比33億円増収の474億円（前年度比7.5%増）となりました。調整後EBITDAにつきましては、開発の進展に伴う研究開発費の増加等により100億円のマイナス（前年度の調整後EBITDAは98億円のマイナス）となりました。

#### [食品事業]

当年度における売上収益につきましては、飲料事業において、主として基幹ブランド「ルーツ」の販売が堅調に推移したこと、加工食品事業においては、ステープル（冷凍麺、米飯、焼成冷凍パン）の伸張による増加があったものの、前年度に一部事業の廃止をした影響等により、前年度比80億円減収の3,594億円（前年度比2.2%減）となりました。

また、飲料事業における「ルーツ」の増収効果、加工食品事業における利益率の高いステープルの伸張及び固定費削減効果等の収益構造の着実な改善等により、調整後EBITDAにつきましては、前年度比23億円増益の200億円（前年度比12.8%増）となりました。

#### (4) キャッシュ・フロー

当年度末における現金及び現金同等物につきましては、前年度末に比べ1,605億円増加し、4,047億円となりました（前年度末残高2,442億円）。

##### [営業活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、たばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があったこと及び国内たばこ事業における未払たばこ税の増加等から5,516億円の収入（前年度は4,068億円の収入）となりました。なお、国内たばこ事業におけるたばこ税の支払額につきましては、金融機関の休日の影響から、前年度は12ヶ月分、当年度は11ヶ月分となっております。

##### [投資活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、投資不動産の売却による収入があったものの、有形固定資産の取得及びスーダン市場での事業基盤獲得に伴う支出等により、1,038億円の支出（前年度は1,260億円の支出）となりました。

##### [財務活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、長期借入金の返済、社債の償還及び配当金の支払いによる支出等があったことから、2,791億円の支出（前年度は1,854億円の支出）となりました。

(5) 並行開示情報

連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。）により作成した要約連結財務諸表及びIFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

また、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

① 要約連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	117,458	133,103
受取手形及び売掛金	301,829	312,112
有価証券	159,098	18,221
商品及び製品	108,215	112,258
半製品	103,475	81,521
仕掛品	3,739	4,972
原材料及び貯蔵品	276,989	251,088
その他	172,921	439,270
貸倒引当金	△2,782	△1,729
流動資産合計	1,240,943	1,350,817
固定資産		
有形固定資産	663,551	634,679
無形固定資産		
のれん	1,094,366	955,765
商標権	286,436	257,204
その他	27,235	31,614
無形固定資産合計	1,408,037	1,244,584
投資その他の資産		
投資有価証券	58,582	65,089
その他	196,534	191,581
貸倒引当金	△23,540	△14,137
投資その他の資産合計	231,576	242,533
固定資産合計	2,303,164	2,121,795
資産合計	3,544,107	3,472,612
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	170,821	165,427
短期借入金	70,060	43,486
1年内償還予定の社債	126,486	60,150
1年内返済予定の長期借入金	21,491	78,219
未払たばこ税	202,234	240,532
未払たばこ特別税	8,151	15,052
未払地方たばこ税	102,169	191,377
未払法人税等	65,651	42,501
引当金	38,778	44,502
その他	252,053	232,853
流動負債合計	1,057,892	1,114,099

(単位：百万円)

	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
固定負債		
社債	325,739	260,478
長期借入金	152,415	52,152
退職給付引当金	224,214	220,370
その他の引当金	376	481
その他	211,721	214,498
固定負債合計	914,464	747,978
負債合計	1,972,357	1,862,077
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	736,410	736,410
利益剰余金	1,395,932	1,547,160
自己株式	△94,574	△94,574
株主資本合計	2,137,768	2,288,996
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,754	9,885
海外連結子会社の年金債務調整額	△34	△24
為替換算調整勘定	△648,647	△769,985
その他の包括利益累計額合計	△642,928	△760,123
新株予約権	763	1,028
少数株主持分	76,147	80,634
純資産合計	1,571,751	1,610,535
負債純資産合計	3,544,107	3,472,612

② 要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書  
要約連結損益計算書

(単位：百万円)

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
売上高	2,432,639	2,547,060
売上原価	1,311,081	1,386,165
売上総利益	1,121,558	1,160,895
販売費及び一般管理費	788,318	786,237
営業利益	333,240	374,658
営業外収益		
受取利息	2,174	2,366
受取配当金	854	1,922
為替差益	798	—
その他	8,155	11,880
営業外収益合計	11,981	16,168
営業外費用		
支払利息	17,060	14,293
為替差損	—	2,738
たばこ災害援助金	1,492	2,863
その他	13,604	8,203
営業外費用合計	32,156	28,098
経常利益	313,066	362,728
特別利益		
固定資産売却益	12,183	30,300
その他	8,418	10,811
特別利益合計	20,601	41,111
特別損失		
固定資産売却損	850	1,017
固定資産除却損	7,255	8,532
減損損失	5,297	4,241
カナダにおける行政法規違反過料	12,843	—
東日本大震災による損失	10,966	15,166
葉たばこ廃作協力金	—	12,469
その他	15,307	17,385
特別損失合計	52,519	58,811
税金等調整前当期純利益	281,147	345,028
法人税等	131,135	110,474
少数株主損益調整前当期純利益	150,012	234,554
少数株主利益	4,646	7,155
当期純利益	145,366	227,399

要約連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	150,012	234,554
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△6,458	4,184
海外連結子会社の年金債務調整額	△24	11
為替換算調整勘定	△253,882	△121,702
その他の包括利益合計	△260,364	△117,507
包括利益	△110,352	117,047
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△115,309	110,204
少数株主に係る包括利益	4,957	6,843

③ 要約連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
当期首残高	736,407	736,410
当期変動額		
自己株式の処分	3	—
当期変動額合計	3	—
当期末残高	736,410	736,410
利益剰余金		
当期首残高	1,310,670	1,395,932
会計方針の変更による累積的影響額	△4,661	—
遡及処理後当期首残高	1,306,009	1,395,932
当期変動額		
剰余金の配当	△55,565	△76,172
当期純利益	145,366	227,399
連結範囲の変動	122	—
当期変動額合計	89,924	151,227
当期末残高	1,395,932	1,547,160
自己株式		
当期首残高	△74,575	△94,574
当期変動額		
自己株式の取得	△20,000	—
自己株式の処分	1	—
当期変動額合計	△19,999	—
当期末残高	△94,574	△94,574
株主資本合計		
当期首残高	2,072,501	2,137,768
会計方針の変更による累積的影響額	△4,661	—
遡及処理後当期首残高	2,067,840	2,137,768
当期変動額		
剰余金の配当	△55,565	△76,172
当期純利益	145,366	227,399
連結範囲の変動	122	—
自己株式の取得	△20,000	—
自己株式の処分	4	—
当期変動額合計	69,928	151,227
当期末残高	2,137,768	2,288,996

(単位：百万円)

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	12,044	5,754
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,290	4,132
当期末残高	5,754	9,885
海外連結子会社の年金債務調整額		
当期首残高	△26,270	△34
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,236	11
当期末残高	△34	△24
為替換算調整勘定		
当期首残高	△409,161	△648,647
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△239,486	△121,338
当期末残高	△648,647	△769,985
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△423,387	△642,928
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△219,541	△117,195
当期末残高	△642,928	△760,123
新株予約権		
当期首残高	565	763
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	199	265
当期末残高	763	1,028
少数株主持分		
当期首残高	73,599	76,147
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,548	4,487
当期末残高	76,147	80,634
純資産合計		
当期首残高	1,723,278	1,571,751
会計方針の変更による累積的影響額	△4,661	—
遡及処理後当期首残高	1,718,617	1,571,751
当期変動額		
剰余金の配当	△55,565	△76,172
当期純利益	145,366	227,399
連結範囲の変動	122	—
自己株式の取得	△20,000	—
自己株式の処分	4	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△216,795	△112,443
当期変動額合計	△146,867	38,784
当期末残高	1,571,751	1,610,535

## ④ 要約連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	281,147	345,028
減価償却費	121,649	124,618
減損損失	5,297	4,241
のれん償却額	88,014	82,528
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△14,113	△9,179
受取利息及び受取配当金	△3,028	△4,288
支払利息	17,060	14,293
固定資産除売却損益 (△は益)	△6,227	△24,419
カナダにおける行政法規違反過料	12,843	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△29,890	△27,097
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,449	26,191
仕入債務の増減額 (△は減少)	28,970	444
未払金の増減額 (△は減少)	△7,160	1,131
未払たばこ税等の増減額 (△は減少)	27,627	148,260
その他	28,728	2,152
小計	548,468	683,904
利息及び配当金の受取額	5,053	6,181
利息の支払額	△18,659	△16,003
カナダにおける行政法規違反過料の支払額	△12,843	—
法人税等の支払額	△122,380	△122,464
営業活動によるキャッシュ・フロー	399,638	551,617
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△30,077	△2,106
有価証券の売却及び償還による収入	15,870	20,790
有形固定資産の取得による支出	△131,243	△97,252
有形固定資産の売却による収入	18,814	36,467
無形固定資産の取得による支出	△6,491	△13,174
投資有価証券の取得による支出	△3,431	△3,592
定期預金の預入による支出	△25,299	△46,648
定期預金の払戻による収入	21,169	34,854
子会社株式の取得による支出	△82	△504
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△33,622
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	730
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△647	—
その他	22,009	△474
投資活動によるキャッシュ・フロー	△119,407	△104,530

(単位：百万円)

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△172,083	△2,408
長期借入による収入	62,946	—
長期借入金の返済による支出	△23,207	△59,879
社債の発行による収入	79,793	—
社債の償還による支出	△50,300	△133,333
自己株式の取得による支出	△20,000	—
配当金の支払額	△55,558	△76,165
少数株主からの払込みによる収入	584	629
少数株主への配当金の支払額	△1,666	△2,138
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△5,461	△5,090
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△184,951	△278,383
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,604	△8,204
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	89,676	160,500
現金及び現金同等物の期首残高	154,369	244,240
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	195	—
現金及び現金同等物の期末残高	244,240	404,740

⑤ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(JT International Holding B.V. 及びその傘下の子会社におけるIFRSの適用)

当社グループの海外たばこ事業に区分されるJT International Holding B.V. (以下「JTIH」という。) 及びその子会社 (以下「JTIHグループ」という。) は、従来米国で一般に認められた会計処理基準を適用していましたが、当年度より、IFRSを適用することといたしました。

これは、当社グループの事業がグローバルに拡大しており、IFRSを適用することが、資本市場における国際的な比較可能性を高めるために有用であることから、当社グループとしてIFRSの適用を目指す中で、従来米国で一般に認められた会計処理基準を適用していたJTIHグループについて、当年度期首時点でIFRSに対応できる体制が整備されたため、当年度よりIFRSを適用するものであります。

なお、この変更に伴い、JTIHグループにおける財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの数値並びに「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日、平成22年2月19日改正) 等について遡及適用等を行い、前年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前年度の連結貸借対照表は、総資産が27,820百万円減少、総負債は8,368百万円減少し、純資産は19,452百万円減少しております。

前年度の連結損益計算書は、売上高が1,686,437百万円減少、売上原価は1,687,515百万円減少、営業利益は4,559百万円増加、経常利益は578百万円増加し、税金等調整前当期純利益は649百万円増加しております。また、前年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の前年度期首残高は4,661百万円減少しております。

(たばこ税相当額の売上高及び売上原価からの控除)

当社グループは従来、たばこ税相当額を売上高及び売上原価に含める方法を採用していましたが、当年度より、これを売上高及び売上原価から控除する方法に変更しております。

たばこ税については、各国において異なる仕組みにより課税されておりますが、売上高に含まれるたばこ税相当額はその同額が売上原価に含まれているため、利益に影響を与えるものではありません。しかしながら、近年、各国でたばこ税の増税が実施される状況下において、売上高及び売上原価に含まれるたばこ税相当額の増加により、当社グループの業績が事業活動の成果以上に過大にとらえられる可能性があると考えております。

このような環境下においてたばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除し表示することで、当社グループの業績をより適切に開示できると考えております。

また、当社グループの事業がグローバルに拡大する中で、IFRSに基づいた会計処理を勘案することが適切であり、更に「我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告) - IAS第18号「収益」に照らした考察 - (平成21年12月8日 日本公認会計士協会)」における税金相当額の取扱いも斟酌し、事業の実態をより適切に反映するものとして当該変更を行うものであります。

当該会計方針の変更については、遡及適用を行い、前年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前年度の売上高及び売上原価は2,075,479百万円減少(JTIHグループがIFRSを適用した影響を除く) しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、前年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額は無いため、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の前年度期首残高に与える影響はありません。

- ⑥ IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

(のれんの償却に関する事項)

日本基準の下で、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSではIFRS移行日以降の償却を停止しております。

この影響によりIFRSでは日本基準に比べて、のれん償却額(販売費及び一般管理費)は前年度88,033百万円、当年度82,547百万円減少しております。

詳細は、「(2) IFRSの適用について」をご参照ください。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、各セグメントの生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1. 業績等の概要」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

なお、当社グループの売上収益総額に対する割合が100分の10以上の相手先に対する売上収益及びその割合については、以下のとおりです。

相手先	前年度 自 2010年4月1日 至 2011年3月31日		当年度 自 2011年4月1日 至 2012年3月31日	
	金額 (億円)	割合 (%)	金額 (億円)	割合 (%)
Megapolisグループ	2,074	10.1	2,361	11.6

(注) 海外たばこ事業において、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して、たばこ製品を販売しております。

### 3【対処すべき課題】

今後の当社グループ経営を取り巻く環境は、欧州債務危機の深刻化によるグローバルエコノミーの悪化リスクや中東に代表される政情不安等、その不確実性が增大しているものと認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、「変化への対応力」強化が重要なテーマであると考えております。これは、増大する不確実性に対処すべく、計画策定時において想定範囲を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感こそが、今後の企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者に対する満足度（Satisfaction）を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であるとも考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきましたし、今後もその実現を目指していきます。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。加えて、この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上に繋がると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。

当社グループは、3事業の中でも、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、現在の医薬事業及び食品事業は、将来の利益貢献に繋がる基盤強化に注力することとし、そのための投資を実行していきます。

加えて、競争力ある株主還元についても、一層追求することとし、この観点から、配当性向と調整後EPS成長率についても目標を設定します。配当性向については、たばこ業界にとらわれることなく、グローバルFMCG※プレイヤーをベンチマークとし、競争力ある目標を設定します。調整後EPSの成長については、利益成長による向上を基本としますが、補完する手段として機動的に自社株買いも検討します。

なお、2013年3月31日終了年度において政府株が放出される場合は、株式市場への影響を緩和し、かつ調整後EPSの成長をはかるべく、正式な決定を経た上で一部自社株買いを実施します。

更に、将来、政府保有義務の見直しが行われた場合には、その際の放出部分の一部について自社株買いを検討します。

※FMCG：Fast Moving Consumer Goods の略で、日用消費財を指しております。

当社グループは、経営理念及び資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を設定しました。主要経営指標としては、引き続き調整後EBITDA、連結配当性向を掲げます。加えて、当年度からは競争力ある株主還元を追求するため、調整後EPS成長率にも着目することとします。

調整後EBITDAの中長期目標は、為替一定ベースで年平均mid to high single digitの成長を目指します。

連結配当性向については、2014年3月31日終了年度までに40%を実現し、その後、中期的に50%の達成を目指していきます。

調整後EPS（希薄化後）は、為替一定ベースで年平均high single digitの成長率を目指します。

なお、「変化への対応力」強化の考え方に立脚し、2013年3月31日終了年度から、これまでの中期経営計画（直近では、JT-11：2010年3月31日終了年度～2012年3月31日終了年度）のように3年先の計数目標を設定・公表する方式から、期間を3年とする1年毎のローリング方式に変更し、想定を超える変化に対してスピード感を持って、適切に対応していきます。

これまで公表してきました単年の計数目標については、引き続き示します。一方で、3年後の計数目標については、中長期の方向性のガイダンスに代えることとします。

当社グループは目標達成に向けた基本戦略として「質の高いトップライン成長」「コスト競争力の更なる強化」「基盤強化の推進」を掲げており、それぞれ選択と集中の考え方を通じて実行していきます。

中でも「質の高いトップライン成長」を最重要視しており、以下各事業戦略の中で述べるブランドやカテゴリーといっ

た注力分野にリソースを集中し、商品・サービスの付加価値を向上させていきます。

また、「コスト競争力の更なる強化」については、事業コスト、コーポレートコストの双方においてその最適化を進め、品質の維持・向上との両立を図りながらスピーディーかつ効率的な事業運営体制を構築し、利益率の改善並びにキャッシュ・フロー創出力の強化を目指していきます。

加えて、東日本大震災の教訓も踏まえ、事業継続能力の向上を図るとともに、コスト競争力の強化を目指していきます。

「基盤強化の推進」にあたっては、前例にとらわれることなく、変化する環境を適切にとらえ、常に挑戦する姿勢を持ち続けることが重要です。このような観点に基づき、不断の改善について取り組んでいきます。加えて120カ国以上でのビジネス展開、更に100カ国以上の国籍を持つ当社グループ人財の多様性を活用し、コラボレーションを推進することにより、シナジーを最大化していきます。なお、全ての企業活動及び成果は人財によって生み出されていることを強く認識しており、人財育成についても一層強化していきます。

以上のとおり、当社グループは、「4Sモデル」を経営理念とし、「変化への対応力」を高めながら、各事業の成長戦略を着実に実行することによって、持続的利益成長を実現し、中長期に亘る継続的な企業価値の向上を目指していきます。

## たばこ事業

たばこ事業は、当社グループ利益成長の中核かつ牽引役であり、「中長期に亘って年平均ベースでmid to high single digit成長を目指す」ことを目標として掲げ、国内たばこ事業は高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業として、海外たばこ事業はグループ利益の半分以上を創出し、かつ利益成長の牽引役でもある、もう一つの中核事業としての役割を担っていきます。

### <質の高いトップライン成長>

- ・ ブランド・エクイティ強化を通じた既存主要市場におけるシェアの維持・拡大

たばこ事業は、「卓越したブランド・ポートフォリオ」を原動力として、過去数年間に亘って、当社グループ主要市場の多くで、その市場シェア伸張を実現してきました。

また、当社グループの「卓越したブランド・ポートフォリオ」が強みを発揮した一例として、「リーマンショック」を契機としたグローバルエコノミーの低迷期におけるシェア・パフォーマンスが挙げられます。幅広いブランド・ポートフォリオが、お客様の価格に対する志向の変化にもしっかりと対応し、当社グループのシェアは各市場において底堅い推移を遂げました。この結果、その後の景気回復局面において、早期に「成長モメンタム」の回復を実現することができました。

今後も市場シェア伸張を目指すべく、当社グループは、主要ブランド、特にグローバル・フラッグシップ・ブランド（GFB）への継続的な投資を通じたブランド・エクイティの向上に注力していきます。

たばこ事業のGFBは、「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「シルクカット」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「LD」「ソブラニー」「グラマー」の8つのブランドです。

これらは、各ブランドの喫味特徴・価格・イメージ・お客様からの強いロイヤリティ等を主な切り口として選定され、グローバルなレベルで、最も効果・効率的に、お客様ニーズのカバーが実現可能と判断した主要ブランド群です。

GFBの中でも、販売数量シェア世界第2位の地位にある「ウィンストン」並びに世界100カ国以上で親しまれている「キャメル」は、当社グループたばこ事業の「Engineブランド」であり、質の高いトップライン成長を牽引する役割を担っております。また「マイルドセブン」「シルクカット」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「LD」の4つのブランドは、それぞれ特定の地域で強いプレゼンスを有しており、当社グループブランド・ポートフォリオの競争力を高めることに貢献している「Strongholdブランド」です。加えて、「ソブラニー」「グラマー」は、将来的に力強い成長が期待できる「Future Potentialブランド」と位置づけております。

たばこ事業は、上記GFBへの重点投資に今後も注力していきますが、その一方で、我々が事業展開する各国・各地域のお客様の嗜好に合わせ、ローカルブランドによる補完も適切に実行し、例えば、日本市場においては、GFBである「マイルドセブン」に加えて「セブンスター」「ピアニッシモ」についても注力ブランドと位置づけ、そのブランド・エクイティ強化に向けた継続的な投資を今後も行っていきます。

具体的には、喫味品質の主たる要素である「ブレンド技術」「香料技術」「フィルターをはじめとする材料技術」、そしてそれらを「加工する技術」を更に進化させていくとともに、外観品質として重要な「パッケージ開発力」も加えた、付加価値あるたばこ創りの5つの主要素に注力していきます。

また、たばこ事業は、お客様との適切なブランドコミュニケーションを展開するうえで、店頭を中心としたコミュニケーション媒体の重要性が高まっていると認識しております。

※たばこ業界は、世界的な広告・販売促進規制等の進行によって、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の4大マスメディアの活用が著しく制限されております。

したがって、流通・プロモーション戦略上は、国・地域ごとの規制環境により販売チャネル、お客様の購買動向、競合動向が異なることを踏まえたトレードマーケティングの推進を重要テーマとし、例えば、各企業並びに重要個店との中長期的なパートナーシップ構築や効果的なプロモーション提案力の向上を図っていきます。

#### ・ 地理的拡大

たばこ事業は、1999年のRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業及び2007年の英国Gallaher社といった大型買収・統合を実現し、グローバルたばこメーカーとしてのプレゼンスを高めてきました。

これら二度の大型買収・統合を柱とした地理的拡大施策は、過去10数年間に亘って、たばこ事業成長の中核的役割を担い、特にスピード感ある適切な統合施策の実行は、買収によって獲得したグローバル事業基盤の自律的な強化・拡充に大きく貢献してきました。

なお、直近においては、2011年7月に、アフリカのスーダン共和国においてシェアNo. 1企業であり、南スーダン共和国においても事業展開をしているたばこ会社「Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd.」の株式取得に合意し、同年11月に同社は当社グループの一員になりました。

また、2012年5月に、フランス・ベルギー・ルクセンブルク・スペイン・ポルトガル等の欧州諸国を中心にRYO/MYOマーケットに有力な事業基盤を持つ、ベルギーのたばこ会社「Gryson NV」の買収を発表しました。本案件は必要な手続きを経て2012年中に完了する見込みです。

今後は、更なるグローバル事業基盤の強化・拡充を図るため、既に強固な基盤を有する市場、成長ポテンシャルが高い市場へバランス良く投資し、自律的な成長を目指します。また同時に、更なる外部資源の獲得による成長機会の探索・実行についても、重要な戦略オプションと考えております。

#### ・ 新規製品カテゴリーの創出

現在のたばこ事業の中心領域は、紙巻たばこですが、同時に、シガー、パイプ等、紙巻たばこ以外の現存するたばこ製品についても適宜事業機会をとらえていきます。

加えてたばこ事業は、変化する事業環境及びお客様ニーズを汲み取り、イノベーティブな新規製品カテゴリー創出を通じた価値創造を目指すことが必須であると考えております。イノベーティブな新規製品カテゴリーの創出には、各国・各地域の嗜好文化の特性並びに規制環境を踏まえる必要があります。また技術的にもチャレンジングな取組みですが、中長期的な成長を目指すうえで、欠くことのできないテーマであると考え、その開発に対する投資を強化していきます。

これまでの具体的な取組みとしては、日本市場においては、周囲の方に迷惑をかけることなく様々な場所で楽しめる新しいスタイルの「無煙たばこ／ゼロスタイル」を市場投入しております。

また、2011年12月に合意された米国ブルーム社との提携も、こうした取組みの一環として実行されたものです。

今後ともたばこ事業は、自社技術のみならず、外部資源の有効活用も視野に入れながら、イノベーティブな新規製品カテゴリーの創出に取組んでいきます。

#### <コスト競争力の更なる強化>

たばこ事業は、これまで同様に不断のコスト改善を追求し、品質の維持・向上との両立を図りながら、スピーディーかつ効率的な事業運営体制の構築を目指します。また、これまで以上に、グローバルサプライチェーンの全体最適化を志向していきます。

具体的には、葉たばこのグローバル調達における垂直統合や、材料品調達における材料スペックの統一化、サプライヤー間の互換性の確保によるコスト低減を促進していくとともに、市況に応じた機動的な調達と原材料在庫の適正化による原材料費の抑制を追求していきます。また、生産性の向上を目指した製造体制の見直しと設備投資の最適化を通じた加工費の節減も継続的に実施していきます。同時に、事業継続能力の向上に向け、代替性確保と重要機能の分散化という観点から、マルチソーシング体制の確立と、グローバルな製造拠点の相互活用による製造能力の最適配分、優先銘柄に関する製造能力のエリア分散を目指しております。

上記施策を通じて、品質に妥協することなくコスト効率化を実現し、更なるマージン改善並びに運転資本や投資最適化によるキャッシュ・フロー創出力の強化を目指していきます。

#### <基盤強化の推進>

たばこ事業の持続的利益成長を支える基盤として、「人財育成」を重要なテーマと考えております。

当社グループは、120以上の国と地域でビジネスを展開しており、国籍・性別・年齢の区別なく世界中で約100カ国以上

の国籍を持つ多様な社員が業務遂行に貢献しております。こうした多様性を活かし、コラボレーションを推進する中で、シナジーを最大化しております。

全ての企業活動・成果は人財によって生み出されるものだという強い認識の下、グローバルな人財の獲得・育成について、更に進化させていきたいと考えております。

たばこ事業は、上記事業戦略の着実な実行により、引き続き業界を代表するグローバルたばこメーカーとしてのプレゼンス向上を目指すとともに、当社グループにおける利益成長の中核かつ牽引役としての役割を一層強化していきます。

## 医薬事業

医薬事業は、後期開発品の迅速かつ円滑な上市を通じた収益基盤の確立を目指します。

重点研究開発領域としては、過去の創薬研究の経験・ノウハウの蓄積が多い「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」を選定し、経営資源を集中しております。なお、かかる領域における研究開発投資については、近い将来の採算化を目指しつつも、中長期的な観点からの最適な資源配分を継続していきます。

### <収益基盤の確立>

収益基盤の確立のために、具体的には「後期開発品の迅速かつ円滑な上市」「次世代戦略品の研究開発推進」を重要課題とした取組みを強化していきます。

「後期開発品の迅速かつ円滑な上市」については、まず前回中期経営計画「JT-11」の重要課題であった「後期開発品の充実」に関し、一定の成果を得ることができたと考えております。例えば、抗HIV薬（インテグラーゼ阻害剤）であるJTK-303（elvitegravir）について、導出先のギリアド・サイエンシズ社が、配合錠として2011年に米国食品医薬品局（FDA）及び欧州医薬品庁（EMA）に対して、それぞれ承認申請を行っております。他にも導出先を含め、2品目が臨床試験の最終段階にあり、今後はこれらの開発品につき、国内外における一刻も早い承認・上市に向けた活動、及び薬剤の価値最大化に向けた販売戦略の構築等について、当社のグループ会社である鳥居薬品㈱やライセンスパートナー企業とのより一層緊密な連携を通じ、強力に推進していきます。

「次世代戦略品の研究開発の推進」については、医薬事業の持続的発展の観点から重要な課題であると認識しており、新薬創出のハードルが年々上昇していく中、世界の医療現場におけるアンメットニーズに徹底的にこだわり、世界中から創薬のタネを求めることによって、研究テーマの充実を図っていきます。これに加え、候補化合物ごとに柔軟かつきめ細やかな研究マネジメントを実践することによって、迅速な臨床開発フェーズへの移行を目指していきます。

また、グローバルな研究開発競争が激化する中においては、医療現場ニーズを見据えた完成度の高い開発戦略の構築と、スピード感のある臨床試験の実施が必要不可欠と認識しております。更に、我々が創製した薬を一刻も早く、そして一人でも多くの患者様に届けることが薬剤の価値最大化につながるとの認識のもと、引き続き、他社（特にグローバルメガファーマ）への導出や提携等の機会も積極的に追求していきます。

なお、これまでの導出実績については、2005年3月31日終了年度に抗HIV薬「JTK-303」について米国ギリアド・サイエンシズ社と、2007年3月31日終了年度に前臨床試験段階の新規化合物（MEK阻害薬）について英国グラクソ・スミスクライン社と、前臨床試験段階の抗体医薬候補品（抗ICOS抗体）について米国メディミュン社と、それぞれ導出に関するライセンス契約を締結しております。

こうした研究開発の推進を実効あるものとするためには、アンメットニーズ等に関する精度の高い情報を収集し、それらを完成度の高い開発戦略として構築しうる人財、並びに「世界に通用する」グローバル人財の育成が急務であると認識しており、それに向けた取組みに注力していきます。

## 食品事業

食品事業につきましては、飲料、加工食品、調味料の3分野に注力し、不断の改善とそれを基盤とした利益創出力の強化を目指していきます。なお、現在の最優先課題は、日本国内市場での収益性の向上と考えており、そのための基盤強化に注力していきます。

#### <質の高いトップライン成長>

飲料事業においては、引き続き「ルーツ」ブランドを中核としたブランド力並びに販売力の強化を目指します。

「ルーツ」ブランドは、効果的マーケティング施策の実行により、近年、缶コーヒーカテゴリー内において、業界トップ水準の数量成長率を達成するに至っております。また、「ルーツアロマブラック」を含むアロマボトルシリーズについては、ボトル缶コーヒー市場において、シェアNo. 1の地位にあります。（インテージMBI調べ。2011年1月～2011年12月のボトル缶コーヒー市場における「ルーツアロマブラック」を含むルーツボトル缶の販売実績（金額））

飲料事業は、引き続き、「ルーツ」ブランドを中核と位置づけながら、販売データ等の分析に基づき、斬新な視点でお客ニーズを取り込んだ開発を行い、魅力的な商品ラインナップの構築に努め、効果的な広告宣伝・販売促進プランの策定・実行とあわせて、競争力の強化を目指します。また、自動販売機オペレーターであるグループ会社のジャパンビバレッジを軸とした販売チャネルについても、取引先との関係強化並びにお客様情報収集力の強化を図ることで、良質なチャネルの確保・拡大を目指していきます。

加工食品事業は、当社グループ会社であるテーブルマークが担っており、高い商品力・市場シェアを有する冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル（主食）商品を注力分野と定め、それらに対する経営資源の集中を図ることによって、中期的に少なくとも業界平均並みの営業利益率の確保を目指します。

具体的には、お客様ニーズ把握力、アイデア創出力・具現化力の更なる強化を図ることによって、当社グループ独自の製造技術を一層活かしつつ、「お客様にとって、その価格に相応しい付加価値ある商品創り」を目指します。また、商品戦略と連動した効果・効率的な広告宣伝及び販売促進活動の展開並びに営業力の強化を図ることによって、更なる市場シェア拡大を目指します。

調味料事業においては、独自技術を活用した酵母エキスや、優良原料を使用した抽出エキスといった天然素材調味料を主軸に、テーブルマーク㈱の子会社である富士食品工業㈱を中核会社として、幅広いお客様ニーズに応じた商品展開を行い、更なる市場シェア拡大を目指します。

#### <コスト競争力の更なる強化>

飲料事業においては、原材料調達コストの抑制を行い、利益の増加を目指します。また、商品戦略と営業戦略との足並みを揃え、効果・効率的な経費執行に努め、ジャパンビバレッジの適切なコストコントロール等によって、固定費の削減にも引き続き取り組んでいきます。

加工食品事業においては、原材料調達力の強化、物流網の効率的運用、自社グループ工場の生産性改善によるコスト低減に加えて、販売促進施策の選択と集中による営業活動経費の効率的執行、全社的な固定費削減努力を継続的に行っていきます。

調味料事業においては、製造拠点の統合に伴う固定費削減、国内外の製造拠点における製造効率の向上、加工食品事業において使用する調味料の内製化を通じたシナジーの追求により、コスト効率化を目指します。

#### <基盤強化の推進>

##### ・食の安全管理

これまで「リスク低減に向けた取組み」「お客様への対応の強化」「組織・体制の強化」を3つの柱として強化策に取り組んできました。

これまでの一連の取組みにより、お客様の信頼に応えられる強固な管理体制が整備されたものと考えております。今後は「一番大切な人に食べてもらいたい」との思いから、安全で高品質の商品を提供していくため、「食の安全(Food Safety)」「食品防御(Food Defense)」「食品品質(Food Quality)」「フードコミュニケーション(Food Communication)」の4つの視点のもとにこれまでの取組みを進化させていきます。

「食の安全(Food Safety)」では、既に導入済の食品安全マネジメントシステムを活用し、お客様への危害を防止するため、リスクを極小化する活動を展開します。

「食品防御(Food Defense)」では、商品へのイタズラなど、外部からの意図的な攻撃を防ぐための仕組みとして導入済であるリスク管理統合プログラムを活用しております。

「食品品質(Food Quality)」では、食品本来の品質である「おいしさ」を追求するとともに、不具合の発生防止に努める活動を展開します。

「フードコミュニケーション(Food Communication)」では、お客様の要望に真摯に耳を傾けるとともに、私たちの活動の「見える化」を推進するため、積極的に情報を提供する取組みを行います。

- ・人財育成

事業を支える人財の育成は重要なテーマであり、特に、高いマーケティング能力を保有する人財の育成に焦点をあて、その能力開発プログラムの策定並びに適切なキャリアパスの構築を図り、その実行に努めていきます。

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は提出日現在において判断したものです。

##### (1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

###### ①連結売上収益に占める日本市場のたばこ売上収益の重要性について

当社グループは、たばこ事業を中心に世界120以上の国と地域でビジネスを展開しております。中でも日本市場におけるたばこの売上収益は、当社グループの売上収益に相当程度貢献しております。従って、日本市場が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります（たばこ事業に係るリスクの詳細については、下記(2)をご参照ください。）。

###### ②事業拡大について

当社グループは、医薬事業、食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、海外たばこ事業における RJR ナビスコ社の米国外のたばこ事業の取得、Gallaher社の買収及び食品事業における(株)加ト吉（現：テーブルマーク(株)）の買収をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業基盤を更に強化するために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、これらの実行の結果、当社グループの期待する成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点が買収後に発見された場合等には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い発生した相当額ののれんを連結財政状態計算書に計上しており、当年度末時点において、のれんの金額は連結総資産の30.3%を占めております。当社グループは、当該のれんにつきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断された場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

###### ③外国為替の変動による影響について

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社は日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。従って、海外の当社グループ会社の業績、資産及び負債は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結財務諸表に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることになります。特に、当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が、連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。

なお、海外たばこ事業の決算を連結するJTIHが決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円とJTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけでなく、当該米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むことになります。

また、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について清算、売却、重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間の変動の影響を受けます。また、当社グループの国際取引の相当程度は日本円以外の通貨でなされており、かかる取引は外国為替の影響を受けます。当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

###### ④「平成24年度税制改正大綱」について

2011年12月10日に閣議決定された「平成24年度税制改正大綱」において引き続き、たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要がある旨の記載がなされております。加えて、今後のたばこ事業の在り方の検討に際しては、平成22年度及び平成23年度税制改正大綱で示された方針（現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業の在り方について、たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すということ）並びに、2011年12月2日公布の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下「復興財源確保法」という。）に基づく当社株式の処分及びその保有の在り方の検討との整合性に留意する旨の記載もなされております。これらの内容は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤自然災害及び不測の事態等について

2011年3月に発生した東日本大震災により、当社グループの一部事業所や材料品調達先が被災したこと等から、主に国内たばこ事業における事業運営に影響を受けました。今後も震災に起因する事象が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内及び海外の将来の大規模な地震、津波、台風等の自然災害、その他の不測の事態が、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、東日本大震災及び津波の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とした国内産葉たばこへの放射性物質影響に対するお客様の不安を取り除き、安心してご愛顧いただける製品をお届けするための取り組みとして、野菜類の農産物に対する政府基準値を参考に自社基準値を設定し、原料购买前・原料処理前・製品工場での使用前・製品出荷前の各段階において幾重にも検査・確認する体制をとっています。

#### ⑥カントリーリスク

当社グループは、たばこ事業を中心に世界120以上の国と地域でビジネスを展開しており、特に、海外たばこ事業の重要性が増加してきております。当社グループは、長期的な成長実現のために、更なる地理的拡大に積極的に挑戦してまいります。一方で、現地の政治・経済・社会・法制度等の変化に伴うカントリーリスクが相対的に高まり、リスクが具現化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦経済・景気の悪化

2008年9月のリーマンショック以降、欧州債務危機の深刻化等、世界的な経済不安は続いており、その不透明感は増しております。たばこは、一般的には景気の影響を受け難い商材であるとされておりますが、景気の悪化に伴い、お客様の消費意欲の減退やお客様がより安価な銘柄に移ることにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧原材料調達の不安定化

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、外国産葉たばこを約6割使用しており、一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産葉たばこを使用しております。

葉たばこは農作物であり、また飲料・加工食品も多くが自然由来の原材料を使用しているため、それらの調達状況は天候やその他の自然現象に左右されます。また、世界的な人口の増加と経済成長に伴う爆発的な消費の増加によって、資源の枯渇が全世界的なリスクになると認識されており、原材料価格が上昇する恐れがあります。当社グループの商品生産にあたって必要な量の原材料確保の困難化、並びにその調達コストの上昇が当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

#### ⑨人財確保の困難化

当社グループは多様な人財こそが競争力の源泉であると認識し、世界中から優秀な人財を採用し、その育成・確保を行っております。しかしながら、当社グループの中核であるたばこ事業に対する社会的イメージの低下により、優秀な人財の確保並びにその引き留めが重要な課題となっております。人財の確保等を十分に行うことができなかつた場合、将来の事業運営が困難となり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 当社グループのたばこ事業に係る事項

#### ①たばこ需要の減少について

国内たばこ市場における紙巻たばこの総需要は、高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、当社はかかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても、需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、社会情勢等により減少する可能性があります。

たばこ需要が減少した場合、販売数量の減少により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ②競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてフィリップモリス・インターナショナル社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内たばこ市場においては、1985年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び1987年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。

海外たばこ市場においては、当社グループは自立的成長に加え、RJRナビスコ社の米国外のたばこ事業の取得、Gallaher社の買収を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップモリス・インターナショナル社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

各市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入及びそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ③たばこに課せられる税金について

たばこ税については、日本を含む各国で財政及び公衆衛生の観点による増税議論が行われ、実際に増税が行われております。また、日本をはじめ多くの国で、国家財政の改善に向けた消費税もしくはVAT (Value-Added Tax、付加価値税) 等それに類する税金の増税が行われております。

当社グループは各国においてたばこに課せられる税の種類又はその税率等に関する増加又は変更を予測することはできません。

たばこに課せられる税金が増税された場合、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減退や安価な銘柄への需要の移行を促す可能性があり、一方で、かかる値上げを行わなければ、たばこ事業の収益構造の悪化をもたらすことから、いずれも当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ④製造たばこに対する規制について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は日本国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、2005年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は2004年3月、より厳格な内容に改正されました（詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。）。社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。更に、近年、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が法令等により制限されるケースが増加してきましたが、受動喫煙防止の観点から、施設管理者に対し努力義務を課した健康増進法や職場での取組みに関する「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が厚生労働省により策定されて以降、国や自治体等によりさまざまな取組みが実施・推進されており、このような傾向は今後も継続していくものと予測しております。

当社グループが製造たばこを販売している海外市場でも、製造たばこの販売活動、マーケティング及び喫煙に関する規制が増加する傾向にあります。例えば、欧州連合 (EU) による製造たばこに関する指令が2001年7月に公布され、この指令は EU 加盟国にタール、ニコチン、一酸化炭素の量、個装及び外包に記載される警告表示、個装に記載される成分、並びに「マイルド」「ライト」等の形容的表示に関し、EU 加盟国の法律、規則及び行政規定を EU 全体で調和することを求めています。また、世界保健機関 (WHO) において喫煙の広がりへの継続的かつ実質的な抑制を目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が2003年5月に開催された第56回世界保健総会にて採択され、2005年2月に発効しております（なお、日本政府は2004年6月に当該条約を受諾しております。）。当該条約には、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項（具体的内容として、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されております。）、たばこの供給削減に関する措置についての条項等が含まれております。この条約の各締約国においては、たばこ規制戦略、計画及びプログラムを策定し、実施し、定期的に更新し、再検討することが、条約上の一般的義務とされておりますが、当該国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国の法制化の内容によって最終的に定まることとなり、必ずしも一義的ではありません。また、これらとは別に、公的又は公的でない制限も多く海外市場で一般に広がっております。例えば、英国においては、「店頭におけるたばこ製品の陳列規制」「自動販売機によるたばこ製品販売禁止」を含む法律が施行されております。またオーストラリアにおいては、たばこ製品の個装に規定の包装色並びに規定の刷記位置への規定のフォントサイズ・色及びスタイルによる製品名の刷記を義務付け、併せて視覚的警告表示をパッケージの前面75%、後面90%に刷記することを義務付けるプレーンパッケージ法が2011年に成立し、類似の措置が複数の国で検討されております。

将来における販売活動、マーケティング及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社グループは、製品を販売する国内及び海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制の強化は、たばこに対する需要の減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤ 「マイルド」「ライト」等の形容的表示の禁止

WHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」において、「マイルド」「ライト」等の形容的表示を規制する条項があります。この条項においては、自国に対する効力発生後3年以内に、締約国はその国内法に従い、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が少ないとの誤った印象を与える用語等（これらには「マイルド」「ライト」等といった用語を含めることができます。）の使用を含む、たばこ製品の特徴等に誤った印象を与え得る方法により、たばこ製品の販売を促進しないよう、効果的な措置を採択及び実施するものとされており、各締約国においては、かかる条約上の義務を受け、様々な措置が講じられてきております。

かかる措置は、対象となる文言（例：「マイルド」「ライト」等）を具体的に列挙又は例示した上でその使用を禁止するものや、対象となる文言を指定せずに「誤解を招く文言」の使用を禁止するもの等、各締約国においてその内容は様々となっております。将来、本条約上の措置を含む「マイルド」「ライト」等の形容的表示等に対する措置の内容によっては、ブランド名である「マイルドセブン」の「マイルド」についてその使用が禁止され、当該措置を講じた国において「マイルドセブン」ブランド製品が販売できなくなる可能性があります。

このような場合には、「マイルドセブン」ブランド製品に匹敵又は相応する新たなブランドを構築するのに多額の費用と時間を要するのみならず、その結果としてこれらと同様の価値と訴求力を有するブランドを構築できる保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、日本国内においては、2003年11月に改正されたたばこ事業法施行規則に従い、全ての国内向け製造たばこについて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、2005年7月以降、所要の措置を講じております。当社グループは、上記規則に従って今後とも「マイルド」「ライト」等の用語を国内で使用する予定です（詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。）。

#### ⑥ 密輸及び偽造等の不法取引について

たばこ業界が直面している主要な問題の一つとして、たばこ製品の密輸及び偽造等の不法取引の増加が挙げられます。不法取引は、国ごとの税制及び課税水準の違いによる価格差を要因にしていると考えられ、大幅な増税を機に増加する傾向にあります。

不法に取引されたたばこは、メーカーにとってはブランド・企業の信頼性の毀損をもたらし、政府にとっては税収の減収につながることから、各たばこ企業とも政府当局と協力し、その撲滅に力を入れております。

当社グループでは、EU（加盟国を含む）及びカナダ政府当局との間で不法取引を解決するための協力契約をそれぞれ締結する等、その対策に取り組んでおりますが、密輸及び偽造等の不法取引の増大が、ブランド価値を毀損する等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦ 訴訟等について

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、もしくはRJRNタバコ社の米国外のたばこ事業を取得した契約に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、当年度末現在25件存在しております。また当社グループは喫煙と健康に関する訴訟以外の訴訟においても当事者となっております。

当社グループは係争中の又は将来の喫煙と健康に関する訴訟がどのような結果になるのか予測することはできません。これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。またこれら訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、今後も当社グループを当事者とした訴訟等が発生する可能性があります。これらの訴訟等が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループが当事者となっている主な訴訟については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 39. 偶発事象」及び「40. 後発事象」をご参照ください。

### (3) 当社グループの医薬事業、食品事業に係る事項

#### ① 医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク（なお当社はこれまで独自に創製した医薬品を上市したことはありません。）
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目につき、当社グループもしくは当社グループの共同開発先・導出先（ライセンサー）等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的もしくは外的要因により、研究開発を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上収益を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

#### ② 食品事業に係る事項

当社グループの食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する食品製品がお客様の嗜好に合致せず、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・食品製品の原材料価格の変動（為替変動によるものを含む）により当社グループの損益が変動するリスク
- ・食品製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・食品製品の調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク（規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む）
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に対抗することができないリスク
- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で食品製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループが飲料製品の製造の大部分を国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- ・当社グループの食品製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、お客様の健康を害する、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損なわれるリスク

### (4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

#### ① 日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府はJT法に基づいて、常時、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有することとされており、当年度末において、当社の発行済株式総数の50.01%を保有しております。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附帯する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記③ iiをご参照ください。）。

なお、2011年12月2日公布の復興財源確保法において、政府は、平成34年度までの間にたばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、政府保有の当社株式の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこととされております。また、これに関連して、平成24年度特別会計予算の予算総則第16条においてJT法第3条の規定により、国債整理基金特別会計において平成24年度に処分することができる日本たばこ産業株式会社の株式の限度数を1,666,666株とする旨（ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。）の記載がなされております。

## ②葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされております（詳細については、下記③ i をご参照ください。）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約4倍割高となっております。

③提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	<p>この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）</p>
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	<p>(1) 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。（第3条）</p> <p>(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。</p> <p>(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。（第4条及び第7条）</p> <p>(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。</p> <p>(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。（第5条）</p> <p>(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。（第6条）</p>
3. 製造たばこの製造	<p>(1) 製造たばこは、会社でなければ製造してはならない。（第8条）</p> <p>(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。（第9条）</p> <p>(3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。（第10条）</p>
4. 製造たばこの販売	<p>(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第11条～第19条）</p> <p>(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。（第20条及び第21条）</p> <p>(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第22条～第32条）</p> <p>(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなる認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。（第33条～第35条）</p> <p>(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。（第36条）</p>

	内容
5. その他	(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時まで、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。(第39条) (2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条)

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、1904年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、財務省からは、次のような考え方が示されております。

「たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格(国産品)若しくは輸入価格(輸入品)に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。」

2. 2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙(肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫)に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されております。

加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばここと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられております。2005年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。

また、2004年3月、財務省は、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正しました。改正後の同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告(ポスター・看板等)は原則として行わないこととするほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでおります。

ii 日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。（第1条）
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。（第2条第1項）</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式（自己株式を除く。）、新株予約権（自己新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。（第2条第2項）</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内で行なければならない。（第3条）</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第5条）</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役員及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第7条）</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第8条）</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（第9条）</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。（第10条）</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第11条）</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。（第12条及び第13条）</p>

(注) 従来、政府は、常時、当社の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有することとされておりましたが、2011年12月2日公布の復興財源確保法に基づき、JT法が改正され、3分の1を超える株式を保有することとされました。

iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目（注） 1	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 （都に準用）	市町村たばこ税 （特別区に準用）
2. 納税義務者（注） 2	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準（注） 3	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）	
4. 税率（注） 4	千本につき5,302円	千本につき820円	千本につき1,504円	千本につき4,618円
	旧三級品 （注） 5	千本につき2,517円	千本につき389円	千本につき716円
5. 申告納付（注） 6	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時までに申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

- （注） 1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条
2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項
3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条
5. たばこ税法附則第2条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第2項、地方税法附則第12条の2及び附則第30条の2
6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
7. 「4. 税率」に関して  
 旧三級品とは1985年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時における品目と同一のものをいいますが、当分の間、上記の税率が適用されることとされておりす。
8. (i) 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の予算編成の中で税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法府での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、国たばこ税については、税制改正大綱が閣議に報告された後、税制改正要綱として閣議決定された上で、法律案が確定され、また、地方たばこ税については、予算編成における地方財政対策の策定の中で方針が決定された後、法律案が確定されます。
- (ii) 1985年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
1986年5月	1986年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
1989年4月	1989年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
1997年4月	1997年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が3%から5%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
1998年12月	1998年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、1,000本当たり820円のたばこ特別税が導入されました。	基本的に1本1円の値上げを行いました。
1999年5月	1999年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
2003年7月	2003年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね1本1円程度の値上げを行いました。
2006年7月	2006年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2010年10月	2010年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり3,500円の増税が行われました。	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しており、研究開発スタッフは約770名で行っております。

当年度における当社グループ全体の研究開発費は、515億円となっており、各セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。

なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究（植物バイオテクノロジー関連の研究等）に係る研究開発費7億円を含んでおります。

### （1）国内及び海外たばこ事業

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料の加工、たばこの喫味、製造技術及び新規製品カテゴリー創出技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。

国内たばこ事業に係る研究開発費は200億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は52億円です。

### （2）医薬事業

研究開発は、医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は、主に「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」の領域にフォーカスしております。

なお、医薬事業においては、当年度には249億円、前年度には234億円を研究開発のためにそれぞれ投資しました。

### （3）食品事業

食品事業における研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しております。

食品事業に係る研究開発費は6億円です。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)重要な会計方針

#### ①IFRSの適用

当社グループは、1999年にRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得、2007年に英国Gallaher社を買収し、現在120以上の国と地域で事業を展開するグローバル企業として着実な成長を続けてきました。こうした中で、日本において国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対して、2010年3月期よりIFRSの任意適用が認められたことを踏まえ、当社グループは、当年度よりIFRSを適用することとしました。これにより、当社グループは資金調達手段の多様化、経営管理面での品質向上を目指してまいります。なお、当期の連結財務諸表に含まれる移行日（2010年4月1日）及び比較年度（前年度）の財務数値については、日本基準からIFRSに調整されており、適用された免除規定、調整の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」及び「41. 初度適用」をご参照ください。

#### ②重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

上記のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び判断については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」をご参照ください。

#### ③海外たばこ事業子会社の決算期について

当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJTIH グループの決算日は12月31日であり、JTIHグループの決算期（1月1日から12月31日）と当社決算期（4月1日から翌年3月31日）との間には3ヶ月の期間差がありますが、近年、当社グループの海外たばこ事業の季節変動及び期間変動は比較的小さく、報告期間の不一致が当社グループの連結財政状態及び経営成績に与える影響は限定的です。なお、当該期間差における重要な取引又は事象については必要な調整を行い、財務諸表利用者が当社グループの連結財務状況を適切に理解・把握するための適切な処置を行っております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 2. 作成の基礎 (5)JT International Holding B.V.及びその傘下の子会社の報告期間」をご参照ください。

### (2)当年度の経営成績の分析

#### ①売上収益

売上収益につきましては、国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果があったものの、国内たばこ事業における震災影響及び増税・定価改定等に伴う販売数量の減少並びに円高影響等により、前年度比255億円減収の2兆338億円（前年度比1.2%減）となりました。

#### ②売上原価・その他の営業収益・持分法による投資利益・販売費及び一般管理費等

売上原価は前年度比618億円減少の8,920億円（前年度比6.5%減）、その他の営業収益は前年度比279億円増加の485億円（前年度比135.1%増）、持分法による投資利益は前年度比3億円減少の20億円（前年度比12.1%減）、販売費及び一般管理費等は前年度比60億円増加の7,332億円（前年度比0.8%増）となりました。

### ③営業利益及び調整後EBITDA

葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用等を計上したものの、主として国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果、固定資産売却益の増加並びに前年度のカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払等により、営業利益は前年度比579億円増益の4,592億円（前年度比14.4%増）となりました。

また、減価償却費及び償却費、葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用及びリストラクチャリングに係る固定資産売却損益等を除いた調整後EBITDAにつきましては、前年度比551億円増益の5,771億円（前年度比10.6%増）となりました。

### ④当期利益（親会社所有者帰属）

営業利益の増益により、税引前利益は前年度比561億円増益の4,414億円（前年度比14.6%増）となりました。更に前年度の個別決算にて計上した関係会社株式評価損を、当年度において税務上損金算入すること等に伴う法人所得税費用の減少により、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては前年度比776億円増益の3,209億円（前年度比31.9%増）となりました。

## （3）財務活動の基本方針

当社グループの財務活動の基本方針は、以下のとおりです。

### <グループ内キャッシュマネジメント>

グループ全体の資金効率を最大化するため、法制度上許容され、かつ経済合理性が認められることを前提として、主としてキャッシュマネジメントシステム（CMS）によるグループ内での資金貸借の実施を最優先としております。

### <外部資金調達>

短期の運転資金については銀行借入、中長期資金については借入等の有利子負債、株主資本又はその組み合わせにより調達することを基本としております。

安定的で効率的な資金調達のために、取引する金融機関と資金調達手段の多様性を維持し、コミットメント融資枠やコマーシャル・ペーパープログラムといった安定した資金調達手段を準備しております。

### <外部資金運用>

外部資金運用においては、安全性と流動性を確保した上で、適切な収益を求め、また投機的取引を行ってはならないことを定めております。

### <財務リスク管理>

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格のリスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。主要な財務上のリスク管理の状況については、四半期ごとに当社の経営会議への報告を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

なお、財務リスク管理の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 35. 金融商品（2）リスク管理に関する事項 から（7）市場価格の変動リスク」をご参照ください。

## （4）資本の財源及び資金の流動性についての分析

### ①資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

### ②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

<キャッシュ・フロー>

当年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは5,516億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,038億円の支出及び財務活動によるキャッシュ・フローは2,791億円の支出となり、為替変動による影響を調整すると、当年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ1,605億円増加し、4,047億円となりました（前年度末残高2,442億円）。

<有利子負債>

当社グループの当年度末現在の有利子負債の返済・償還予定額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
短期借入金	435	435	435	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	782	782	782	—	—	—	—	—
長期借入金	493	493	—	206	11	272	0	4
1年内償還予定の社債	901	901	901	—	—	—	—	—
社債	2,305	2,306	—	1	1,505	400	—	400
合計	4,915	4,917	2,118	207	1,516	672	0	404

(長期負債)

社債（1年内償還予定を含む）は、前年度末現在4,522億円、当年度末現在3,205億円、金融機関からの長期借入金（1年内返済予定を含む）は、それぞれ1,739億円、1,275億円です。前年度末現在及び当年度末現在の円建長期借入金に適用されている年間利率は、それぞれ0.93%～5.30%、0.93%～5.30%となっており、その他の通貨建長期借入金の年間利率は、それぞれ0.43%～9.00%、0.43%～9.00%となっております。

当年度末現在、長期債務格付は、ムーディーズジャパン(株)ではAa3、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン(株)ではA+、(株)格付投資情報センター(R&I)ではAAとなっており、全て「安定的」見通しとなっております。同日現在、国際的なたばこ会社の信用格付としてはそれぞれ最高レベルです。

格付は、事業を行う主要市場の発展及び事業戦略の成功、並びに当社グループではコントロールできない全般的な景気動向等、数多くの要因によって影響を受けます。格付は随時、撤回あるいは修正される可能性があります。格付はそれぞれ、他の格付と区別して単独に評価されるべきものです。JT法のもと、当社により発行される社債には、当社の一般財産に対する先取特権が付されております。この権利により、国税及び地方税並びにその他の法定債務を例外とし、償還請求において社債権者は無担保債権者よりも優先されます。

(短期負債)

当社グループは、短期資金について金融機関からの短期借入金、コマーシャル・ペーパー、又はその組み合わせにより調達を行っております。前年度末現在701億円、当年度末現在435億円で、それぞれ559億円、320億円の外貨建短期借入金が含まれております。前年度末現在及び当年度末現在、コマーシャル・ペーパーの発行残高はありません。前年度末現在及び当年度末現在の円建短期借入金に適用されていた年間利率は、それぞれ0.48%～2.25%、0.48%～2.20%となっており、その他の通貨建短期借入金の年間利率は、それぞれ0.76%～17.00%、1.60%～27.00%となっております。

### ③流動性

当社グループは、従来から営業活動により多額のキャッシュ・フローを得ており、今後も引き続き資金源になると見込んでおります。営業活動によるキャッシュ・フローは、前年度が4,068億円、当年度が5,516億円でした。営業活動によるキャッシュ・フローは今後も安定的で、通常の事業活動における必要資金はまかなえると予想しておりますが、必要に応じて、主として金融機関からの借入あるいは社債の発行によって資金調達を行うことがあります。また、当年度末現在、国内・海外の主要な金融機関からの5,135億円のコミットメント融資枠があり、そのうち85.0%が未使用です。更に、国内コマーシャル・ペーパープログラム、国内社債発行登録枠、アンコミットメントベースの融資枠などがあります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当年度において、当社グループでは、全体で1,190億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資を中心に562億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強、維持更新に加え製品スペック改善等に伴う投資を中心に391億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に39億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産・営業設備の整備・強化に154億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

※ 設備投資には、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

##### (1) 提出会社

(2012年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) ※1	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	150	2,062	4,403	18,645	373	25,483	393
東海工場 (静岡県磐田市) ※1	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	223	2,309	6,364	10,546	411	19,630	343
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	116	5,831	6,754	19,008	586	32,179	495
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	166	4,042	2,874	7,220	374	14,510	249
その他6工場 (各市区町村) ※1	国内たばこ 事業	主にたばこ 製造設備	606	3,113	7,995	14,623	741	26,472	717
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区) ※1	国内たばこ 事業	研究開発設備	35	642	3,570	1	1,059	5,272	73
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	95	2,730	15,054	7	1,279	19,069	577
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	7	21,487	24,326	19	1,799	47,630	1,666
支店（25支店） (各市区町村)	国内たばこ 事業 (管理業務を含 む)	その他設備等	76	4,681	4,333	1,035	2,574	12,623	1,028

## (2) 国内子会社

(2012年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他32物流基地等 (本社・東京都台東区) ※1	国内たばこ 事業	物流設備	5	458	4,404	1,779	501	7,142	1,350
日本フィルター工業㈱ 本社他3工場等 (本社・東京都渋谷区) ※1	国内たばこ 事業	材料製造設備	164	2,199	3,665	6,505	164	12,533	455
鳥居薬品㈱ 本社他工場及び支店等 (本社・東京都中央区) ※2	医薬事業	医薬品製造設 備及びその 他設備	59	702	3,724	1,725	533	6,685	927
㈱ジャパンビバレッジホールデ ィングス 本社他事業拠点等 (本社・東京都新宿区) ※1、※2	食品事業	販売物流設備	58	3,055	1,621	1,652	11,212	17,541	156
テーブルマーク㈱ 本社他8工場等 (本社・東京都中央区) ※1、※2	食品事業	冷凍食品生産 設備	216	6,390	11,002	8,858	431	26,681	1,545

## (3) 海外子会社

(2011年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
Gallaher Ltd. (イギリス)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	536	3,708	7,916	10,975	1,177	23,776	1,582
LLC Petro (ロシア) ※2	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	187	20	6,390	19,075	1,102	26,587	1,512
Liggett-Ducat CJSC (ロシア) ※2	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	32	—	77	4,302	322	4,700	935
JT International Germany GmbH (ドイツ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	345	239	8,854	16,554	1,171	26,818	1,615
JTI Tütün Urunleri Sanayi A. S. (トルコ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	180	144	1,558	5,634	58	7,393	410
JTI-Macdonald Corp. (カナダ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	47	16	913	2,597	206	3,733	498

- (注) 1. ※1は、連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。  
2. ※2は、連結会社以外のものから賃借している土地があります。  
3. 各表内の帳簿価額にはリース資産を含めて記載しております。  
4. (1)提出会社におけるその他6工場のうち、防府工場については、本年3月末に閉鎖しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。報告セグメントの中でも、国内及び海外たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、現在の医薬事業及び食品事業は、将来の利益貢献に繋がる基盤強化に注力することとし、そのための投資を実行していきます。

このような方針のもと、当年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は1,690億円としております。

なお、設備投資計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当社グループの実際の設備投資は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」で説明されたものを含む多くの要因により、上記の見通しとは著しく異なる場合があります。

セグメントの名称	2012年3月末計画金額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達の 主な方法
国内たばこ事業	850	ブランド・エクイティの強化へ向けた生産・営業設備の整備・強化	自己資金
海外たばこ事業	500	製品スペック改善並びに生産能力増強・維持更新	同上
医薬事業	50	研究開発体制の整備・強化	同上
食品事業	200	生産・営業設備の整備・強化	同上

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

※ 設備投資には、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注) 2012年4月13日開催の取締役会の決議により、株式の分割に伴い2012年7月1日を効力発生日として、当社定款を変更し、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加することといたしました。これにより、発行可能株式総数は7,960,000,000株増加して8,000,000,000株となります。

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2012年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2012年6月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) (注) 3	(注) 4
計	10,000,000	10,000,000	—	—

(注) 1. 当社の株式は、JT法第2条の規定により、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 2012年4月13日開催の取締役会の決議により、2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合をもって株式分割を行うことにより、発行済株式の総数は1,990,000,000株増加して、2,000,000,000株となります。

3. 名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所については、2012年4月16日に上場廃止の申請を行い、同年5月28日に上場廃止となっております。

4. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、2012年4月13日開催の取締役会の決議により、2012年7月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

## ①2007年12月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	402個	402個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	402株（注）1	402株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年1月9日から 2038年1月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

2. 以下の①、②又は③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項  
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

②2008年9月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	547個	547個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	547株（注）1	547株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年10月7日から 2038年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～3 ①2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～3に同じ。

③2009年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	1,153個	1,153個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,153株（注）1	1,153株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年10月14日から 2039年10月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり197,517円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～3

①2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～3に同じ。

④2010年9月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	979個	979個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	979株（注）1	979株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年10月5日から 2040年10月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり198,386円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1～3

①2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の(注) 1～3に同じ。

⑤2011年9月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	1,038個	1,038個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,038株（注）1	1,038株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年10月4日から 2041年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり277,947円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1～3 ①2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の(注)1～3に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2006年4月1日	8,000	10,000	—	100,000	—	736,400

(注) 1. 2006年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は8,000千株増加して10,000千株となっております。

2. 2012年7月1日付をもって、1株につき200株の割合で株式を分割いたします。これにより、発行済株式の総数は1,990,000千株増加して2,000,000千株となります。

(6) 【所有者別状況】

(2012年3月31日現在)

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	100	38	361	678	9	50,808	51,995	—
所有株式数 (株)	5,001,335	1,349,531	109,792	51,472	2,734,744	38	753,088	10,000,000	—
所有株式数の 割合(%)	50.01	13.50	1.10	0.51	27.35	0.00	7.53	100.00	—

(注) 1. 自己株式478,526株は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

(2012年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	5,001,335	50.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	226,192	2.26
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	210,864	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	193,972	1.94
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀 行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	169,000	1.69
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	140,185	1.40
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株 式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号六 本木ヒルズ森タワー)	119,353	1.19
ガバメントオブシンガポールインベストメント コーポレーションピーリミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912 (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	118,306	1.18
ザチェースマンハッタンバンク385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLYHILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	88,944	0.89
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォー イツクライアントメロンオムニバスユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	88,414	0.88
計	—	6,356,565	63.57

(注) 上記のほか、自己株式が478,526株あります。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

(2012年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 478,526	—	(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,521,474	9,521,474	(注) 2
端株	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,521,474	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数168個が含まれております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、2012年4月13日開催の取締役会の決議により、2012年7月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

## ② 【自己株式等】

(2012年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	478,526	—	478,526	4.79
計	—	478,526	—	478,526	4.79

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(2007年12月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2007年12月21日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2007年12月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し233株、執行役員に対し193株、合計426株（新株予約権1個につき1株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(2008年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2008年9月19日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2008年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し315株、執行役員に対し232株、合計547株（新株予約権1個につき1株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)に同じ。

(2009年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2009年9月28日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2009年9月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し626株、執行役員に対し527株、合計1,153株（新株予約権1個につき1株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)に同じ。

(2010年9月17日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2010年9月17日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2010年9月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し521株、執行役員に対し458株、合計979株（新株予約権1個につき1株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)に同じ。

(2011年9月16日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2011年9月16日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2011年9月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員（取締役である者を除く） 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し514株、執行役員に対し524株、合計1,038株（新株予約権1個につき1株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)に同じ。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	478,526	—	478,526	—

(注) 当期間の株式数及び処分価額の総額には、2012年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行することが、株主共通の利益に資すると考えております。加えて、競争力ある株主還元についても一層追求していくという観点から、連結配当性向と調整後EPS成長率についてもターゲットを設定いたしました。

連結配当性向につきましては、グローバルFMCGプレイヤーをベンチマークとし、2013年度までに連結配当性向40%を実現し、その後、中期的に50%を目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ、1株当たり6,000円といたしました。従いまして、年間では中間配当4,000円を含め、1株当たり10,000円となります。

また、内部留保資金につきましては、その使途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、自己株式の取得等に備えることとしております。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、第27期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2011年10月31日 取締役会決議	38,086	4,000.00
2012年6月22日 定時株主総会決議	57,129	6,000.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2008年3月	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月
最高(円)	708,000	555,000	358,000	352,000	474,500
最低(円)	492,000	216,000	227,000	243,900	282,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2011年10月	11月	12月	2012年1月	2月	3月
最高(円)	403,000	398,500	374,000	411,500	444,000	474,500
最低(円)	348,500	348,000	348,500	370,000	372,000	415,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 数 (株)
取締役会長		木村 宏	1953年4月23日生	1976年4月 日本専売公社入社 1999年1月 当社経営企画部長 1999年5月 当社たばこ事業本部事業 企画室調査役 JT International S.A. Executive Vice President 1999年6月 当社取締役 2001年6月 当社取締役退任 2005年6月 当社取締役 2006年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社取締役会長（現任）	2012年 6月か ら2年	133
※代表取締 役社長		小泉 光臣	1957年4月15日生	1981年4月 日本専売公社入社 2001年6月 当社経営企画部長 2003年6月 当社執行役員 人事労働 グループリーダー 2004年6月 当社執行役員 たばこ事 業本部事業企画室長 2006年6月 当社常務執行役員 たば こ事業本部事業企画室長 2007年6月 当社取締役 常務執行役 員 たばこ事業本部営業 統括部長 2007年7月 当社取締役 常務執行役 員 たばこ事業本部マー ケティング&セールス責 任者 2009年6月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長（現 任）	2012年 6月か ら2年	95
※代表取締 役副社長		新貝 康司	1956年1月11日生	1980年4月 日本専売公社入社 2001年7月 当社財務企画部長 2004年6月 当社執行役員 財務グル ープリーダー 兼 財務 企画部長 2004年7月 当社執行役員 財務責任 者 2005年6月 当社取締役 執行役員 財務責任者 2006年6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 2011年6月 当社取締役 執行役員 海外たばこ事業担当 2011年6月 当社代表取締役副社長 （現任）	2012年 6月か ら2年	86

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役副社長		大久保 憲朗	1959年5月22日生	1983年4月 日本専売公社入社 2000年4月 当社医薬事業部国際企画部長 2002年6月 当社医薬事業部事業企画部長 2004年6月 当社取締役 執行役員 医薬事業部長 2006年6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長 2009年6月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 2010年5月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 兼 医薬事業部 事業企画部長 2011年1月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 2012年6月 当社代表取締役副社長 (現任)	2012年6月から2年	42
※代表取締役副社長		佐伯 明	1960年8月25日生	1985年4月 当社入社 2005年6月 当社経営戦略部長 2007年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2008年5月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 中国事業部長 2008年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者 兼 中国事業部長 2008年7月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者 2009年7月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外責任者 2010年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2012年6月 当社代表取締役副社長 (現任)	2012年6月から2年	46
※取締役副社長		宮崎 秀樹	1958年1月22日生	1980年4月 野村證券株式会社入社 2005年7月 当社入社 2006年1月 当社財務副責任者 2008年6月 当社執行役員 財務責任者 兼 税務室長 2009年10月 当社執行役員 財務責任者 2010年5月 当社執行役員 財務責任者 兼 財務部長 2010年6月 当社常務執行役員 財務責任者 兼 財務部長 2010年7月 当社常務執行役員 財務責任者 兼 財務部長 兼 調達部長 2010年8月 当社常務執行役員 財務責任者 2012年6月 当社取締役副社長 (現任)	2012年6月から2年	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		岩井 睦雄	1960年10月29日生	1983年4月 日本専売公社入社 2003年6月 当社経営企画部長 2004年7月 当社経営戦略部長 2005年6月 当社執行役員 食品事業本部食品事業部長 2006年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 2008年6月 当社常務執行役員 企画責任者 2010年6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 2010年7月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当 2011年6月 当社取締役(現任) JT International S.A. Executive Vice President (現任)	2012年6月から2年	80
取締役		岡 素之	1943年9月15日生	1966年4月 住友商事株式会社入社 1994年6月 同社取締役 1998年4月 同社代表取締役常務 2001年4月 同社代表取締役専務 2001年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社代表取締役会長 2012年6月 同社相談役(現任) 当社取締役(現任)	2012年6月から2年	0
取締役		幸田 真音	1951年4月25日生	1995年9月 作家として独立 2003年1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年4月 滋賀大学経済学部 客員教授 2005年3月 国土交通省交通政策審議会 委員 2006年11月 政府税制調査会 委員 2010年6月 日本放送協会 経営委員(現任) 2012年6月 当社取締役(現任)	2012年6月から2年	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		立石 久雄	1946年12月23日生	1971年4月 大蔵省入省 1997年7月 国税庁関東信越国税局長 1999年7月 総務庁人事局次長 2001年1月 総務省人事・恩給局次長 2001年7月 財団法人地域総合整備財団常務理事 2003年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 2005年9月 同連合会専務理事 2007年6月 当社常勤監査役（現任）	2011年 6月か ら4年	31
常勤監査役		中村 太	1957年11月23日生	1981年4月 日本専売公社入社 2004年7月 当社調達部長 2005年7月 当社監査部調査役 2005年9月 当社監査部調査役 出向 JT International Holding B.V. Vice President 2009年7月 当社経理部調査役 2010年7月 当社監査部長 2012年6月 当社常勤監査役（現任）	2012年 6月か ら3年	5
監査役		上田 廣一	1943年12月17日生	1967年4月 司法修習生 1969年4月 検事任官 2006年6月 東京高等検察庁検事長 2006年12月 定年退官 2007年1月 弁護士登録 2007年4月 明治大学法科大学院特任教授（現任） 2009年1月 株式会社整理回収機構代表取締役 2009年3月 同社代表取締役社長 2009年6月 当社監査役（現任）	2011年 6月か ら4年	10
監査役		今井 義典	1944年12月3日生	1968年4月 日本放送協会入社 1995年6月 同協会ヨーロッパ総局長 2000年5月 同協会国際放送局長 2003年6月 同協会解説委員長 2008年1月 同協会副会長 2011年1月 同協会副会長退任 2011年4月 立命館大学 客員教授（現任） 2011年6月 当社監査役（現任）	2011年 6月か ら4年	2
計						562

- (注) 1. 取締役 岡素之及び幸田真音は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
2. 監査役 立石久雄、上田廣一及び今井義典は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
3. 「役名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。

(執行役員の状況)

当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、2001年6月に執行役員制度を導入しております。  
2012年6月22日開催の取締役会において以下22名が選任されております。

役名	氏名	職名
社長	小泉 光臣	
副社長	新貝 康司	コンプライアンス・企画・人事・総務・法務・監査担当
副社長	大久保 憲朗	医薬事業・食品事業担当
副社長	佐伯 明	たばこ事業本部長
副社長	宮崎 秀樹	CSR・財務・コミュニケーション担当
専務執行役員	飯島 謙二	たばこ事業本部 マーケティング&セールス責任者
専務執行役員	千々岩 良二	コンプライアンス・総務担当
常務執行役員	村上 伸一	たばこ事業本部 原料統括部長
執行役員	山下 和人	たばこ事業本部 渉外責任者
執行役員	佐藤 雅彦	たばこ事業本部 製造統括部長
執行役員	川股 篤博	たばこ事業本部 中国事業部長
執行役員	春田 純一	医薬事業部 医薬総合研究所長
執行役員	永田 亮子	飲料事業部長
執行役員	寺島 正道	企画責任者
執行役員	田中 泰行	コミュニケーション責任者
執行役員	米田 靖之	たばこ事業本部 R&D責任者
執行役員	福地 淳一	たばこ事業本部 事業企画室長
執行役員	藤本 宗明	医薬事業部長
執行役員	佐々木 治道	人事責任者
執行役員	見浪 直博	財務責任者
執行役員	山田 晴彦	総務責任者
執行役員	廣渡 清栄	法務責任者 兼 法務部長

※執行役員の職名については、2012年7月1日付人事発令後の職名を記載しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

#### ②コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況（提出日現在）

##### i コーポレート・ガバナンス体制

###### (a) 会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念するとともに、取締役会の議長を務めております。なお、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性の一層の向上を図るため、2012年6月22日の当社株主総会において、社外取締役2名を選任いたしました。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、外部有識者及び社外取締役で構成するアドバイザー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。なお、当社常勤監査役の中村 太氏は、これまで資金部並びに経理部において実務に従事するとともに、監査部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

###### (b) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直ししながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

##### <取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、監査部（当年度末現在21名）が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に管理保存しております。

その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内での責任権限に関する規程（以下「責任権限規程」という。）に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、四半期毎に取締役会へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しております。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

<当社グループにおける業務の適正を確保するための体制>

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。

また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しております。

<監査役を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役を補助する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実につきまして、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等につきまして、監査役会に報告を行っております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しております。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

#### (c) 監査役監査及び会計監査の状況

・当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。

・会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。当年度に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）

宮坂 泰行氏、飯塚 智氏、石川 航史氏

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 15名、会計士補等 8名、その他 8名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。また、これら監査と当社内部統制部門との間においては、「(b)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況」のとおり、必要に応じて情報交換を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

#### (d) 社外取締役及び社外監査役

・社外取締役及び社外監査役の員数並びに人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係  
当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名です。

社外取締役岡 素之氏は住友商事株式会社の相談役です。なお、当社は、岡 素之氏が2012年6月22日まで代表取締役会長を務めた住友商事株式会社との間に製造機械等の取引関係がありますが、その取引金額は当年度において当社連結売上収益の約0.1%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性がないと判断しております。

なお、上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社に人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

・社外取締役の選任状況及び社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役岡 素之氏はグローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い識見を、社外取締役幸田 真音氏は国際金融に関する豊富な識見と大学教授や政府等審議会委員を歴任された幅広い経験並びに作家活動を通じて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を、当社経営に反映いただくことを期待するとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督機能を期待し、社外取締役に選任しております。

・社外監査役の選任状況及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役立石 久雄氏は長年の行政実務及び国家公務員共済組合連合会の常務理事、専務理事として当該団体の業務執行により培われた豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を、社外監査役上田 廣一氏は法曹界における豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を、社外監査役今井 義典氏は日本放送協会副会長としての経営経験や豊富な国際経験によるグローバルな視点を、それぞれ期待するとともに、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を期待し、社外監査役に選任しております。

・社外取締役及び社外監査役の独立性について

当社は、2012年4月26日の取締役会において「社外役員の独立性基準」を制定いたしました。なお、当該独立性基準においては、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者とすることを定めております。

- 1 当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社に所属する者または所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主または当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先および当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
- (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
- (2) 当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または従業員
- (3) 最近において(1)または(2)に該当していた者

上記の独立性の判断基準に照らし、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから、社外取締役岡素之氏及び幸田真音氏、社外監査役上田廣一氏及び今井義典氏について、金融商品取引所が定める独立役員に指定しております。

・責任一部免除及び責任限定契約に関する事項

当社は取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、会社法で定める範囲内で社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を定款で定めております。なお、提出日現在において、社外取締役及び社外監査役との間にかかる責任を限定する契約を締結しております。

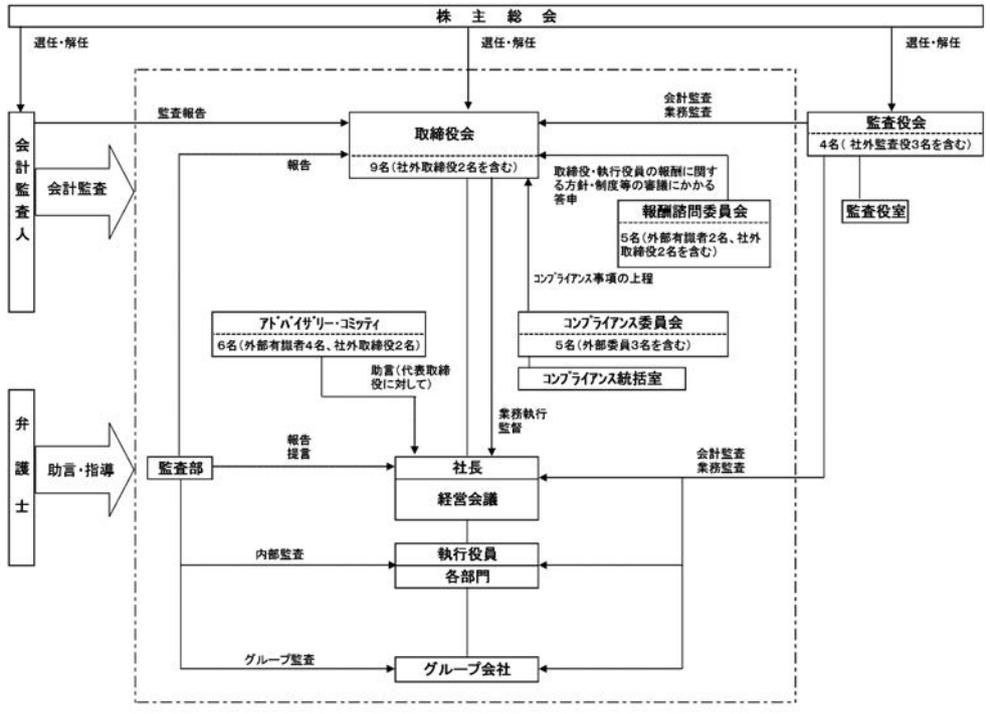
(e) アドバイザリー・コミッティ

当社は、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、4名の外部有識者及び2名の社外取締役から成るアドバイザリー・コミッティを設置しております。アドバイザリー・コミッティは原則年間4回開催しており、実際の事業の現場視察を行うこともあります。アドバイザリー・コミッティにおいては、経営戦略、経営計画、財務実績その他幅広いトピックについての報告とディスカッションが行われ、代表取締役に対して助言しております。

アドバイザリー・コミッティの構成（2012年7月1日現在）

委員	京セラ株式会社 名誉会長	稲盛 和夫氏
委員	元駐インド・中国大使／公益財団法人日中友好会館 顧問	谷野 作太郎氏
委員	第一生命保険株式会社 特別顧問	森田 富治郎氏
委員	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 顧問	水越 さくえ氏
準委員	当社社外取締役（住友商事株式会社 相談役）	岡 素之氏
準委員	当社社外取締役（作家）	幸田 真音氏

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。（2012年7月1日現在）



ii 役員報酬等

当年度における役員報酬等は以下のとおりです。

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
取締役	608	352	113	143	9
監査役 (社外監査役を除く。)	35	35	—	—	1
社外役員	59	59	—	—	4
計	703	447	113	143	14

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. ストックオプション報酬は、当該事業年度に支給したストックオプション報酬の総額を記載しております。

(b) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			合計 (百万円)
			基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
木村 宏	代表取締役	提出会社	68	30	28	125
新貝 康司	代表取締役	提出会社	36	18	18	108
	Executive Vice President	JT International S. A.	20	17	—	

(注) 新貝 康司氏のJT International S. A. Executive Vice President としての報酬について

- 役員報酬の一部は、スイスフランで支払っております。1スイスフラン=90.19円で円換算しております。
- 役員賞与欄の金額は、2011年4月1日から2011年5月末日までの在任期間に関わるものとして、案分して算定した金額です。
- 上記報酬の他にFRINGE・ベネフィット相当額並びにこれに対する税金及び社会保険料として8百万円をJT International S. A. 社が負担しております。これらは、海外駐在に関わるものです。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在報酬諮問委員会は、取締役会長と外部有識者2名及び社外取締役2名の5名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

報酬諮問委員会の外部委員 (2012年7月1日現在)

株式会社資生堂	相談役	池田 守男氏
東京瓦斯株式会社	相談役	市野 紀生氏
当社社外取締役 (住友商事株式会社)	相談役	岡 素之氏
当社社外取締役 (作家)		幸田 真音氏

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストック・オプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストック・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストック・オプション」の合計額の割合は、社長・副社長は基本報酬に対して8割弱、社長・副社長以外の役位は7割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会（2007年6月）において承認を得ており、取締役は年額8億7千万円、監査役は年額1億9千万円となっております。また、これとは別に取締役に対して付与できる「株式報酬型ストック・オプション」の上限につきましても、第22回定時株主総会において承認を得ており、年間800個及び年額2億円となっております。なお、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しております。

取締役及び監査役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準でグローバル展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしたうえで、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しております。

iii 株式の保有状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
58銘柄 31,845百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	12,382	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	1,808	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	1,760	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,511,050	1,348	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,327	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	882	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
東海旅客鉄道(株)	1,000	659	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本電信電話(株)	153,000	571	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	564	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
日本通運(株)	1,730,400	552	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
電源開発(株)	213,600	547	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
西日本旅客鉄道(株)	1,330	427	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本空港ビルデング(株)	400,000	420	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
住友信託銀行(株)	818,000	353	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
雪印メグミルク(株)	246,900	314	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
ダイセル化学工業(株)	602,000	309	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
ホッカンホールディングス(株)	1,000,000	295	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
キーコーヒー(株)	200,000	292	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)東京自働機械製作所	2,700,000	284	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)トーモク	1,000,000	264	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ニフコ	110,000	219	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
東京海上ホールディングス(株)	42,500	95	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
日本シイエムケイ(株)	145,200	53	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	26,200	50	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)日立製作所	94,000	41	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本電気(株)	145,000	26	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
伊藤忠食品(株)	100	0	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(当事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	16,700	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	2,094	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	1,721	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,511,050	1,447	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,437	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	928	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	695	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
東海旅客鉄道(株)	1,000	682	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本電信電話(株)	153,000	575	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
日本通運(株)	1,730,400	559	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
電源開発(株)	213,600	479	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
西日本旅客鉄道(株)	133,000	442	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本空港ビルデング(株)	400,000	436	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
雪印メグミルク(株)	246,900	381	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,218,820	322	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ダイセル	602,000	321	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
キーコーヒー(株)	200,000	298	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)東京自働機械製作所	2,700,000	292	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ニフコ	110,000	249	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
ホッカンホールディングス(株)	1,000,000	243	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)トーモク	1,000,000	230	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
東京海上ホールディングス(株)	42,500	97	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)日立製作所	94,000	50	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	26,200	45	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
日本電気(株)	145,000	25	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
伊藤忠食品(株)	100	0	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(c)保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

iv 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

v 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

vi 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

vii 株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当社	282	76	310	134
国内グループ	215	0	188	2
計	496	76	498	136

(注) 有限責任監査法人トーマツに対する報酬です。

② 【その他重要な報酬の内容】

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
JTIIHグループ	683	284	679	368

(注) Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対する報酬です。

(前年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとしてJTIIH グループの財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬があります。

(当年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとしてJTIIH グループの財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬があります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、IFRSに関するアドバイザリー業務があります。

(当年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、IFRSに関するアドバイザリー業務があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目や連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていることなどを確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則)に基づいて作成しております。
- (3) 連結財務諸表規則等の改正(平成21年12月11日 内閣府令第73号)に伴い、IFRSによる連結財務諸表の作成が認められることとなったため、当連結会計年度よりIFRSに準拠した連結財務諸表を作成しております。
- (4) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2011年4月1日から2012年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2011年4月1日から2012年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するために、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計処理指針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。グループ会計処理指針は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社への影響の検討を行った上で、適時に内容の更新を行っております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結財政状態計算書】

	注記	移行日 (2010年4月1日) 百万円	前年度 (2011年3月31日) 百万円	当年度 (2012年3月31日) 百万円
<b>資産</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び現金同等物	8	154,369	244,240	404,740
営業債権及びその他の債権	9	308,091	311,202	327,767
棚卸資産	10	531,948	488,609	446,617
その他の金融資産	11	21,629	37,349	27,361
その他の流動資産	12	147,084	137,910	123,163
小計		1,163,120	1,219,310	1,329,649
売却目的で保有する非流動資産	13	1,366	39,553	1,401
流動資産合計		1,164,486	1,258,863	1,331,050
<b>非流動資産</b>				
有形固定資産	14, 21	648,580	639,324	619,536
のれん	15	1,388,144	1,176,114	1,110,046
無形資産	15	394,690	330,194	306,448
投資不動産	17	81,087	36,477	67,387
退職給付に係る資産	24	5,234	6,769	14,371
持分法で会計処理されている投資	18	23,311	19,072	18,447
その他の金融資産	11	83,502	62,661	67,548
繰延税金資産	19	122,107	125,726	132,174
非流動資産合計		2,746,655	2,396,338	2,335,957
資産合計		3,911,142	3,655,201	3,667,007

		移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	注記	百万円	百万円	百万円
<b>負債及び資本</b>				
<b>負債</b>				
<b>流動負債</b>				
営業債務及びその他の債務	20	301,880	311,787	298,663
社債及び借入金	21	301,683	218,037	211,766
未払法人所得税等		54,058	65,651	42,501
その他の金融負債	21	13,221	8,446	8,039
引当金	22	3,948	4,184	5,686
その他の流動負債	23	433,459	463,088	590,717
小計		1,108,250	1,071,192	1,157,373
売却目的で保有する非流動資産に 直接関連する負債	13	—	6,297	101
流動負債合計		1,108,250	1,077,490	1,157,474
<b>非流動負債</b>				
社債及び借入金	21	558,584	478,154	279,750
その他の金融負債	21	29,339	14,832	20,994
退職給付に係る負債	24	285,002	311,917	315,020
引当金	22	5,628	4,512	4,448
その他の非流動負債	23	97,982	94,135	92,235
繰延税金負債	19	98,655	72,850	82,460
非流動負債合計		1,075,190	976,400	794,906
負債合計		2,183,440	2,053,889	1,952,380
<b>資本</b>				
資本金	25	100,000	100,000	100,000
資本剰余金	25	736,407	736,410	736,410
自己株式	25	(74,575)	(94,574)	(94,574)
その他の資本の構成要素	25	12,609	(250,745)	(376,363)
利益剰余金		880,243	1,034,054	1,268,577
親会社の所有者に帰属する持分		1,654,683	1,525,145	1,634,050
非支配持分		73,019	76,166	80,576
資本合計		1,727,702	1,601,311	1,714,626
負債及び資本合計		3,911,142	3,655,201	3,667,007

②【連結損益計算書】

注記	前年度	当年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
売上収益	6, 27	2, 059, 365
売上原価	15, 24, 38	(953, 860)
売上総利益		1, 105, 506
その他の営業収益	28, 38	20, 630
持分法による投資利益	18	2, 330
販売費及び一般管理費等	7, 13, 14, 15, 17, 24, 29, 34, 38	(727, 144)
営業利益	6	401, 321
金融収益	30, 35	9, 870
金融費用	24, 30, 35	(25, 949)
税引前利益		385, 242
法人所得税費用	19	(136, 506)
当期利益		248, 736
当期利益の帰属		
親会社の所有者		243, 315
非支配持分		5, 421
当期利益		248, 736
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	32	25, 414. 33
希薄化後1株当たり当期利益(円)	32	25, 407. 09

営業利益から調整後EBITDAへの調整表

注記	前年度	当年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
営業利益	401, 321	459, 180
減価償却費及び償却費	117, 954	118, 845
のれんの減損損失	87	—
リストラクチャリングに係る収益	(11, 254)	(29, 932)
リストラクチャリングに係る費用	13, 920	29, 039
調整後EBITDA	6	577, 132

③【連結包括利益計算書】

注記	前年度	当年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
当期利益	248,736	328,559
その他の包括利益		
在外営業活動体の換算差額	31 (256,784)	(130,331)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	31 -	(166)
その他有価証券評価差額金	31 (6,458)	-
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動	31,35 -	4,750
数理計算上の差異	24,31 (34,461)	(10,669)
税引後その他の包括利益	(297,703)	(136,416)
当期包括利益	(48,967)	192,143
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	(54,486)	185,425
非支配持分	5,519	6,718
当期包括利益	(48,967)	192,143

## ④【連結持分変動計算書】

## 親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素						
	資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジの公正価値 の変動額の有 効部分	その他有価証 券評価差額金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	100,000	736,407	(74,575)	565	—	—	12,044
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	(257,262)	—	(6,290)
当期包括利益	—	—	—	—	(257,262)	—	(6,290)
自己株式の取得	25	—	(20,000)	—	—	—	—
自己株式の処分	25	—	3	(4)	—	—	—
株式報酬取引	34	—	—	203	—	—	—
配当金	26	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない 子会社に対する所有者 持分の変動	—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替	—	—	—	—	—	—	—
その他の増減	—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	3	(19,999)	199	—	—	—
2011年3月31日 残高	100,000	736,410	(94,574)	763	(257,262)	—	5,754
新会計基準適用による累 積的影響額	—	—	—	—	—	(142)	(5,754)
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	(129,966)	(166)	—
当期包括利益	—	—	—	—	(129,966)	(166)	—
自己株式の取得	25	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	25	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引	34	—	—	265	—	—	—
配当金	26	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない 子会社に対する所有者 持分の変動	—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替	—	—	—	—	—	—	—
その他の増減	—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	—	265	—	—	—
2012年3月31日 残高	100,000	736,410	(94,574)	1,028	(387,228)	(309)	—

## 親会社の所有者に帰属する持分

		その他の資本の構成要素							
		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	数理計算上の差異	合計	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計	
注記		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
	2010年4月1日 残高	—	—	12,609	880,243	1,654,683	73,019	1,727,702	
	当期利益	—	—	—	243,315	243,315	5,421	248,736	
	その他の包括利益	—	(34,248)	(297,801)	—	(297,801)	98	(297,703)	
	当期包括利益	—	(34,248)	(297,801)	243,315	(54,486)	5,519	(48,967)	
	自己株式の取得	25	—	—	—	(20,000)	—	(20,000)	
	自己株式の処分	25	—	—	(4)	—	—	—	
	株式報酬取引	34	—	—	203	—	—	203	
	配当金	26	—	—	—	(55,565)	(1,666)	(57,230)	
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	225	225	(58)	167
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	34,248	34,248	(34,248)	—	—	
	その他の増減		—	—	—	85	(647)	(563)	
	所有者との取引額等合計	—	34,248	34,447	(89,503)	(75,052)	(2,371)	(77,423)	
	2011年3月31日 残高	—	—	(250,745)	1,034,054	1,525,145	76,166	1,601,311	
	新会計基準適用による累積的影響額	5,551	—	(344)	97	(247)	47	(201)	
	当期利益	—	—	—	320,883	320,883	7,676	328,559	
	その他の包括利益	4,684	(10,009)	(135,458)	—	(135,458)	(958)	(136,416)	
	当期包括利益	4,684	(10,009)	(135,458)	320,883	185,425	6,718	192,143	
	自己株式の取得	25	—	—	—	—	—	—	
	自己株式の処分	25	—	—	—	—	—	—	
	株式報酬取引	34	—	—	265	—	—	265	
	配当金	26	—	—	—	(76,172)	(2,138)	(78,310)	
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	(366)	(366)	(137)	(503)
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		(89)	10,009	9,920	(9,920)	—	—	
	その他の増減		—	—	—	—	(80)	(80)	
	所有者との取引額等合計	(89)	10,009	10,185	(86,458)	(76,273)	(2,355)	(78,628)	
	2012年3月31日 残高	10,146	—	(376,363)	1,268,577	1,634,050	80,576	1,714,626	

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前年度	当年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	385,242	441,355
減価償却費及び償却費	117,954	118,845
減損損失	6,181	7,013
受取利息及び受取配当金	(3,671)	(3,646)
支払利息	17,087	14,377
持分法による投資損益(益)	(2,330)	(2,047)
有形固定資産、無形資産及び投資不動産除売却損益(益)	(5,864)	(22,444)
営業債権及びその他の債権の増減額(増加)	(27,665)	(30,207)
棚卸資産の増減額(増加)	6,724	27,388
営業債務及びその他の債務の増減額(減少)	25,579	(5,365)
退職給付に係る負債の増減額(減少)	(8,221)	(9,686)
前払たばこ税の増減額(増加)	(8,983)	(1,785)
未払たばこ税等の増減額(減少)	27,627	148,260
未払消費税等の増減額(減少)	14,952	14,807
その他	(1,772)	(13,002)
小計	542,844	683,863
利息及び配当金の受取額	5,053	6,181
利息の支払額	(18,670)	(16,006)
法人所得税等の支払額	(122,380)	(122,464)
営業活動によるキャッシュ・フロー	406,847	551,573
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資の取得による支出	(33,508)	(5,697)
投資の売却及び償還による収入	36,488	21,622
有形固定資産の取得による支出	(129,970)	(95,705)
有形固定資産の売却による収入	8,733	1,919
投資不動産の売却による収入	10,079	34,545
無形資産の取得による支出	(13,909)	(18,252)
定期預金の預入による支出	(25,299)	(46,648)
定期預金の払出による収入	21,169	34,854
子会社株式の取得による支出	7	(33,622)
子会社株式の売却による収入	—	730
子会社株式の売却による支出	(647)	—
その他	871	2,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	(125,993)	(103,805)

注記	前年度	当年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー		
支払配当金	26 (55,558)	(76,165)
非支配持分への支払配当金	(1,666)	(2,138)
非支配持分からの払込みによる収入	584	629
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (減少)	(172,083)	(2,408)
長期借入による収入	62,946	—
長期借入金の返済による支出	(23,207)	(59,879)
社債の発行による収入	79,793	—
社債の償還による支出	(50,300)	(133,333)
ファイナンス・リース債務の返済による支出	(6,199)	(5,268)
自己株式の取得による支出	(20,000)	—
非支配持分からの子会社持分取得による支出	(81)	(503)
非支配持分への子会社持分売却による収入	391	—
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(185,379)	(279,064)
現金及び現金同等物の増減額 (減少)	95,476	168,704
現金及び現金同等物の期首残高	8 154,369	244,240
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(5,604)	(8,204)
現金及び現金同等物の期末残高	8 244,240	404,740

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

日本たばこ産業株式会社(以下、当社)は、日本の会社法に従い、日本たばこ産業株式会社法に基づいて設立された株式会社であり、設立以来、日本に主な拠点を置いております。当社の登記されている本社及び主要な事業所の住所は、ホームページ(<http://www.jti.co.jp>)で開示しております。

当社及びその子会社(以下、当社グループ)の事業内容及び主要な活動は、「6. 事業セグメント」に記載しております。

当社グループの2012年3月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2012年6月22日に代表取締役社長 小泉光臣及び財務責任者 見浪直博によって承認されております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2第1項第1号のイ〜ハ及びニ(3)の「特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、2012年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日(以下、移行日)は2010年4月1日となります。移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は「41. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、IFRS第1号)の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2012年3月31日において有効なIFRSに準拠しております。適用した免除規定については、「3. 重要な会計方針」に記載しております。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、単位を百万円としております。また、百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

#### (4) 新基準書の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」(2010年10月改訂)(以下、IFRS第9号)を、当年度期首(2011年4月1日)より早期適用しております。

IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(以下、IAS第39号)を置き替えるものであり、金融商品に償却原価と公正価値の2つの測定区分を採用しております。公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の変動は損益で認識することとなっております。ただし、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有している場合を除いてその他の包括利益で認識することが認められております。

なお、移行日及び前年度においては、IFRS第1号に基づくIFRS第7号「金融商品：開示」(以下、IFRS第7号)及びIFRS第9号の遡及適用の免除規定により、従前の会計基準(日本基準)を適用しております。

当年度期首における上記の早期適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

#### (5) JT International Holding B.V. 及びその傘下の子会社の報告期間

当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V. (以下、JTIH) 及びその子会社(以下、JTIHグループ)の決算日は12月31日であり、2011年1月1日から2011年12月31日までを当年度に連結しております。

当社グループの連結決算実務においては、JTIHグループの連結決算(サブ連結)を実施した上で当社グループ全体の連結決算を実施しております。当社グループにおいてJTIHグループは、海外たばこ事業を運営する一体の事業管理単位であり、サブ連結ベースで予算・実績管理を行うとともに、一体の財務報告管理体として財務報告の精度・品質の担保に大きな役割を果たしております。このような連結決算プロセスの下で従来と同様の連結財務報告の品質を担保し、会社法上の法定スケジュール等へ対応した上で、当社グループ全体の財務報告期間の統一を行うには、当社グループ全体にわたる決算日程の更なる短縮が必要となります。その実現のためには、JTIHグループサブ連結決算の実施及び当社への報告プロセスの変更に加え、当社における連結処理や注記情報を含む連結財務諸表作成工程の再構築及びそれに対応する適切な人員配置・人材育成、更には決算承認プロセスの見直し等、当社グループ全体にわたる決算プロセス・システムの見直し及び体制整備が必要となるため、当面の間、報告期間の統一は実務上困難であると判断しております。

しかしながら、現在IFRSに共通化された会計基準の下で、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るための取組みを当社グループ全体で推進し、できる限り早期に報告期間の統一を実現してまいります。

JTIHグループの決算期と当社決算期との間には3ヶ月の期間差がありますが、近年、当社グループの海外たばこ事業の季節変動及び期間変動は比較的小さく、報告期間の不一致が当社グループの連結財政状態及び経営成績に与える影響は限定的であります。なお、当該期間差における重要な取引又は事象については必要な調整を行い、財務諸表利用者が当社グループの連結財政状態及び経営成績を適切に理解・把握するための適切な処置を行っております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

この連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーの持分相当額を含んでおります。

##### ① 子会社

子会社とは当社グループにより支配されている企業をいい、支配とは企業の活動からの便益を得るために、その企業の財務及び営業の方針を左右する力をいいます。子会社については、当社グループが支配を獲得した日を取得日とし、その日より当社グループが支配を喪失する日まで連結しております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表の調整を行っております。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

連結財務諸表には、決算日を親会社の決算日に統一することが実務上不可能であり、親会社の決算日と異なる日を決算日とする子会社の財務諸表が含まれております。当該子会社の決算日と親会社の決算日の差異は3ヶ月を超えることはありません。

連結財務諸表の作成に用いる子会社の財務諸表を当社と異なる決算日で作成する場合、その子会社の決算日と当社の決算日との間に生じた重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。

##### ② 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業の財務及び営業の方針に重要な影響力を有している企業をいいます。関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により、決算日を統一することが実務上不可能であるため、決算日が異なる関連会社への投資が含まれております。決算日の差異により生じる期間の重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。

### ③ ジョイント・ベンチャー

ジョイント・ベンチャーとは、複数の当事者が共同支配により、ある経済活動を行う契約上の取決めをいいます。当社グループが有するジョイント・ベンチャーについては、持分法によって処理しております。

### (2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。発生した取得費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、2010年4月1日より前の企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。即ち、移行日現在の従前の会計基準(日本基準)に従ったのれんの帳簿価額を、開始連結財政状態計算書におけるのれんの帳簿価額として表示しております。

### (3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体(海外子会社等)に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

なお、子会社のうち、JTIHグループの決算日は12月31日であり、換算に用いる為替相場は、当該海外子会社の決算日に基づいております。

また、当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、移行日前の累積換算差額をすべて利益剰余金に振り替えております。

### (4) 金融商品

移行日及び前年度においては、IFRS第1号に基づくIFRS第7号及びIFRS第9号の遡及適用の免除規定により、従前の会計基準(日本基準)を適用しております。当年度においては、IFRS第7号及びIFRS第9号を適用しており、その会計方針は以下のとおりであります。

#### ① 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

## (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

### (a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

### (b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

### (iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

## ② 金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各報告日ごとに償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の証拠には、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、元金の支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集成的評価により検討しております。

減損が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を損益として計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に認識された減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

## ③ 金融負債

### (i) 当初認識及び測定

金融負債は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債とに分類しております。当社グループは、金融負債の当初認識時に当該分類を決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

#### (a) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおります。

#### (b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。

金融保証契約は当初認識後、以下のいずれか高い方の金額で測定しております。

- ・ 決算日現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額
- ・ 当初測定額から償却累計額を控除した額

### (iii) 認識の中止

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に認識を中止しております。

## ④ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

#### ⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IAS第39号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

##### (i) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において損益として認識しております。

##### (ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

##### (iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益で認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

#### ⑥ 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

移行日及び前年度において適用している、従前の会計基準(日本基準)の会計方針は以下のとおりであります。

##### ① 有価証券

有価証券は、満期保有目的の債券、又はその他有価証券に分類しております。満期保有目的の債券は、償却原価法によって評価しております。時価のあるその他有価証券は、公正価値によって評価し、評価差額はこれに係る税効果を控除した金額により、連結包括利益計算書においてその他の包括利益で認識しております。また、売却原価は、移動平均法に基づき算定しております。時価のないその他有価証券の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法によっております。公正価値が著しく下落し、かつ、回復可能性がないと認められる場合、公正価値まで評価減し、当該評価損は連結損益計算書に計上しております。

## ② デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは公正価値により、資産又は負債として認識し、デリバティブ取引に係る損益は連結損益計算書に計上しております。ヘッジ手段であるデリバティブとヘッジ対象の相関関係が高くヘッジ効果が有効であり、ヘッジ会計の要件を満たす場合には、デリバティブ取引に係る損益はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰延べております。

当社グループの為替予約を付した外貨建仕入債務は、振当処理によっております。金利スワップは、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。金利通貨スワップは、一体処理の要件を満たしている場合には一体処理によっております。また、金利通貨スワップのヘッジ対象とされている外貨建長期債務は、スワップ契約に規定されている為替レートにより換算しております。

## (5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

## (6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

## (7) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 : 38～50年
- ・機械装置及び運搬具 : 10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## (8) のれん及び無形資産

### ① のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

## ② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・商標権                   : 20年
- ・ソフトウェア           : 5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

## (9) リース

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に計上しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従い、契約の実質に基づき判断しております。

## (10) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、若しくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

## (11) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合又は毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しております。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。売却費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

#### (12) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、非流動資産は減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

#### (13) 従業員退職給付及び共済年金給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、未認識の過去勤務費用及び制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除して算定しております。また期待運用収益及び利息費用は、金融費用として計上しております。

数理計算上の差異は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、給付の権利が確定するまでの平均期間にわたって定額法で費用認識しており、当該給付が確定給付制度の導入又は変更直後に既に権利確定している場合は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、移行日の開始連結財政状態計算書における確定給付制度に関するすべての累積数理計算上の差異を利益剰余金に振り替えております。

#### (14) 株式報酬

当社は、持分決済型の株式報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

#### (15) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

#### (16) 収益

##### ① 物品の販売

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しており、通常は物品の引渡時となります。また、収益は値引、割戻及び消費税等の税金を控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

## ② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

## ③ 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

## ④ ロイヤリティ

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

## (17) 政府補助金

政府補助金は、企業が補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関する場合は、当該補助金で補填することが意図されている関連費用を認識する期間にわたって、規則的に収益認識しております。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

## (18) 借入費用

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とするような資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入費用は、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入費用はすべて、発生した期間に費用として認識しております。

なお、当社グループは移行日以降に建設を開始した適格資産について借入費用を資産化しております。また、移行日より前に開始した建設プロジェクトに対する借入費用については、選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、費用処理を継続しております。

## (19) 法人所得税

連結損益計算書上の法人所得税費用は、当期法人所得税と繰延法人所得税の合計として表示しております。

当期法人所得税は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものであります。当期法人所得税は、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を除き、損益として認識しております。

繰延法人所得税は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産又は負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる場合
- ・ 企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及びジョイント・ベンチャーに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及びジョイント・ベンチャーに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される年度の税率を見積り、算定しております。

## (20) 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しております。当初の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

#### (21) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

#### (22) 配当金

当社の株主に対する配当のうち、期末配当は当社の株主総会により承認された日、中間配当は取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

#### (23) 偶発事象

##### ① 偶発負債

決算日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが決算日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は、「22. 引当金」に記載している引当金の認識基準を満たさないものについては、偶発負債として注記しております。

##### ② 偶発資産

将来の経済的便益の流入について、その実現が決算日現在において確実でないものの、その実現可能性が高い場合には、偶発資産として注記しております。

#### (24) 調整後指標

調整後指標は一定の調整項目を調整前指標に加減算することにより算出されます。

調整項目は、その収益費用の性質や発生頻度等を考慮のうえ、経営者が当社グループの業績の有用な比較情報を提供し、事業が管理されている方法を適切に反映するとの判断に基づき決定しており、連結損益計算書、「6. 事業セグメント」及び「32. 1株当たり利益」に調整後指標を表示しております。

なお、調整項目の「リストラクチャリングに係る収益」及び「リストラクチャリングに係る費用」は、リストラクチャリングの実施に関連して認識された収益及び費用であります。

調整後指標はIFRSでは定義されておらず、他企業の同様な名称の付された指標と必ずしも比較可能ではありません。

#### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は以下のとおりであります。

##### ①有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。さらに、のれんについては、回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、最低年1回、兆候の有無に係わらず減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については、「14. 有形固定資産」、「15. のれん及び無形資産」及び「17. 投資不動産」に記載しております。また、のれんについては、「15. のれん及び無形資産」に感応度に関する記載を行っております。

##### ②従業員退職給付及び共済年金給付

当社グループは確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率や長期期待運用収益率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの数理計算上の仮定、及び、それに関連する感応度については「24. 従業員給付」に記載しております。

##### ③引当金

当社グループは、資産除去引当金やリストラクチャリング引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については「22. 引当金」に記載しております。

#### ④ 法人所得税

当社グループは世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、税務負債及び法人所得税を計上しております。

税務負債及び法人所得税の算定に際しては、課税対象企業及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、計上された税務負債及び法人所得税と、実際の税務負債及び法人所得税の金額が異なる可能性があります。その場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については「19. 法人所得税」に記載しております。

#### ⑤ 偶発事象

偶発事象は、決算日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については「39. 偶発事象」に記載しております。

## 5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社が早期適用していない主なものは、以下のとおりであります。

なお、これらの適用による影響は検討中ではありますが、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと判断しております。

IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用時期	新設・改訂の概要	
IFRS第1号	国際財務報告基準の 初度適用	2011年7月1日	2013年3月期	深刻な超インフレーションに直面した企業に関するガイダンス
		2013年1月1日	2014年3月期	政府補助金に関する免除規定
		2013年1月1日	2014年3月期	IFRS第1号の再適用規定の追加
		2013年1月1日	2014年3月期	IFRS適用以前に計上していた借入費用に関する調整の免除規定の追加
IFRS第7号	金融商品：開示	2011年7月1日	2013年3月期	金融資産の譲渡に関する開示
		2013年1月1日	2014年3月期	金融資産・負債の相殺に関する開示
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	2014年3月期	被投資企業の性質に関わらず適用すべき、支配の定義、支配の要素、支配の有無の評価基準等を設定
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	2014年3月期	複数の参加者が共同支配を有するアレンジメントについて、アレンジメントの法的形式のみではなく、法的形式、資産・負債への契約上の取り決め、その他の事実・状況を総合して分類することを規定 また、分類ごとに会計処理を設定
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	2014年3月期	非連結を含めた他の事業体への持分について、開示を拡充
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	2014年3月期	すべての基準書で適用すべき公正価値測定のガイダンスを提供し、従来は個々の基準書で定義されていた公正価値の定義を統一
IAS第1号	財務諸表の表示	2012年7月1日	2014年3月期	その他の包括利益の項目の表示方法を改訂
		2013年1月1日	2014年3月期	IFRSで要求されない期間の比較情報を開示した場合に、同期間の関連する注記も必要となる旨を追加
IAS第12号	法人所得税	2012年1月1日	2013年3月期	公正価値により測定される投資不動産の繰延税金資産・負債に関して、例外規定を設定
IAS第16号	有形固定資産	2013年1月1日	2014年3月期	保守器具に関する取り扱いの明確化
IAS第19号	従業員給付	2013年1月1日	2014年3月期	数理計算上の差異、過去勤務費用及び利息費用 他の認識方法、表示方法並びに退職後給付の開示の変更

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用時期	新設・改訂の概要
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	2014年3月期	連結に関する規定をIFRS第10号に移管
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	2014年3月期	IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の公表に基づく変更
IAS第32号	金融商品：表示	2013年1月1日	2014年3月期	資本性金融商品の保有者に対する分配に関する法人所得税の会計処理の明確化
		2014年1月1日	2015年3月期	相殺表示の要件の明確化及び適用指針の追加
IAS第34号	中間財務報告	2013年1月1日	2014年3月期	中間財務報告におけるセグメント情報の開示要件の明確化
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用	2013年1月1日	2014年3月期	露天掘りの生産段階において発生する表土除去費用(剥土費用)の会計処理を設定(開発段階の剥土費用は適用外)

## 6. 事業セグメント

### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定されております。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、食品を製造・販売しており、その内製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。従って当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「食品事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます)での製造たばこの製造・販売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A.を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「食品事業」は、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造・販売等を行っております。

## (2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は以下のとおりであります。取締役会は、収益と調整後 EBITDA を検討のうえ、セグメント業績を評価し、経営資源の配分を決定しております。金融収益、金融費用、法人所得税費用はグループ本社で管理されるため、これらの収益・費用はセグメントの業績から除外しております。なお、セグメント間の取引は概ね市場実勢価格に基づいております。

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

	報告セグメント					その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ (注2)	医薬	食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
売上収益								
外部収益(注4)	665,819	963,520	44,105	367,457	2,040,901	18,464	—	2,059,365
セグメント間収益	30,115	37,909	—	117	68,140	9,374	(77,515)	—
収益合計	<u>695,934</u>	<u>1,001,429</u>	<u>44,105</u>	<u>367,574</u>	<u>2,109,042</u>	<u>27,838</u>	<u>(77,515)</u>	<u>2,059,365</u>
セグメント損益								
調整後 EBITDA(注1)	<u>247,184</u>	<u>277,878</u>	<u>(9,761)</u>	<u>17,725</u>	<u>533,026</u>	<u>(6,356)</u>	<u>(4,641)</u>	<u>522,029</u>
その他の項目								
減価償却費及び償却費	42,790	51,638	3,544	16,485	114,456	3,648	(150)	117,954
減損損失(金融資産の減損 損失を除く)	728	345	—	3,197	4,270	1,912	—	6,181
減損損失の戻入(金融資産 の減損損失の戻入を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
持分法による投資損益(損)	20	2,339	—	(36)	2,323	6	—	2,330
資本的支出	55,428	60,907	6,194	24,953	147,481	3,230	(2,310)	148,401

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

	報告セグメント					その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ (注2)	医薬	食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
売上収益								
外部収益(注4)	646,187	966,255	47,407	359,420	2,019,269	14,556	—	2,033,825
セグメント間収益	28,115	27,497	—	92	55,704	9,257	(64,961)	—
収益合計	<u>674,303</u>	<u>993,752</u>	<u>47,407</u>	<u>359,512</u>	<u>2,074,973</u>	<u>23,813</u>	<u>(64,961)</u>	<u>2,033,825</u>
セグメント損益								
調整後 EBITDA(注1)	<u>262,257</u>	<u>314,755</u>	<u>(10,031)</u>	<u>19,987</u>	<u>586,968</u>	<u>(8,852)</u>	<u>(983)</u>	<u>577,132</u>
その他の項目								
減価償却費及び償却費	39,567	55,227	3,465	17,528	115,788	3,376	(319)	118,845
減損損失(金融資産の減損 損失を除く)	314	4,610	—	413	5,336	1,677	—	7,013
減損損失の戻入(金融資産 の減損損失の戻入を除く)	5	—	—	77	82	—	—	82
持分法による投資損益	31	1,922	—	13	1,966	81	—	2,047
資本的支出	56,224	39,141	3,897	15,410	114,671	4,321	(0)	118,992

## 調整後EBITDAから税引前利益への調整表

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

	報告セグメント					その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ (注2)	医薬	食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後EBITDA(注1)	247,184	277,878	(9,761)	17,725	533,026	(6,356)	(4,641)	522,029
減価償却費及び償却費	(42,790)	(51,638)	(3,544)	(16,485)	(114,456)	(3,648)	150	(117,954)
のれんの減損損失	—	—	—	(87)	(87)	—	—	(87)
リストラクチャリングに係る収益(注5)	—	190	—	2,932	3,122	8,132	—	11,254
リストラクチャリングに係る費用(注5)	(2,046)	(578)	—	(7,712)	(10,336)	(3,583)	—	(13,920)
営業利益(損失)	202,347	225,852	(13,305)	(3,627)	411,268	(5,455)	(4,492)	401,321
金融収益								9,870
金融費用								(25,949)
税引前利益								385,242

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

	報告セグメント					その他 (注3)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ (注2)	医薬	食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後EBITDA(注1)	262,257	314,755	(10,031)	19,987	586,968	(8,852)	(983)	577,132
減価償却費及び償却費	(39,567)	(55,227)	(3,465)	(17,528)	(115,788)	(3,376)	319	(118,845)
のれんの減損損失	—	—	—	—	—	—	—	—
リストラクチャリングに係る収益(注5)	—	564	—	—	564	29,368	—	29,932
リストラクチャリングに係る費用(注5)	(13,426)	(7,737)	—	(434)	(21,597)	(7,443)	—	(29,039)
営業利益(損失)	209,265	252,355	(13,497)	2,024	450,147	9,697	(664)	459,180
金融収益								5,603
金融費用								(23,429)
税引前利益								441,355

- (注1) 調整後EBITDAは、営業利益(損失)から減価償却費及び償却費、のれんの減損損失、リストラクチャリングに係る収益及び費用を除外しております。
- (注2) 「海外たばこ」に区分したJT International S. A. を中核とする海外子会社グループの決算日は12月31日であり、1月1日から12月31日までの損益等を前年度及び当年度に計上しております。
- (注3) 「その他」には、不動産賃貸に係る事業活動等及び報告セグメントに帰属しない企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等の本社経費が含まれております。
- (注4) 国内たばこ事業及び海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
国内たばこ	632,159	611,925
海外たばこ	887,798	894,636

- (注5) リストラクチャリングに係る収益には、不動産の処分に伴う売却益等のリストラクチャリング収益を含んでおります。また、リストラクチャリングに係る費用には、工場閉鎖等に係るリストラクチャリング費用の他、葉たばこ農家に対する廃作協力金、売却目的非流動資産の分類中止に伴う調整額を含んでおります。なお、リストラクチャリング収益は「28. その他の営業収益」に、リストラクチャリング費用は「29. 販売費及び一般管理費等」に、それぞれ内訳を記載しております。

リストラクチャリングに係る費用の主な内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
リストラクチャリング費用	13,920	14,052
葉たばこ農家に対する廃作協力金	—	12,469
売却目的非流動資産の分類中止に伴う調整額	—	2,518
リストラクチャリングに係る費用	13,920	29,039

前年度におけるリストラクチャリング費用は、国内たばこ事業における小田原工場の閉鎖、海外たばこ事業及び食品事業に係る事業統合・合理化施策及び事業の整理に伴う子会社の売却・清算等の実施による費用を含んでおります。

当年度におけるリストラクチャリング費用は、国内たばこ事業における防府工場の閉鎖、海外たばこ事業におけるHainburg工場の閉鎖等に係る費用を含んでおります。

(3) 地域別に関する情報

各年度の非流動資産及び外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、以下のとおりであります。

非流動資産

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
日本	562,776	518,479	556,102
海外	1,949,726	1,663,630	1,547,315
連結	<u>2,512,502</u>	<u>2,182,109</u>	<u>2,103,417</u>

(注) 非流動資産は資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産、退職給付に係る資産を含んでおりません。

外部顧客からの売上収益

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
日本	1,080,027	1,051,702
海外	979,339	982,123
連結	<u>2,059,365</u>	<u>2,033,825</u>

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの海外たばこ事業は、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して製品を販売しております。当該顧客に対する売上収益は、前年度において207,361百万円(連結売上収益の10.1%)、当年度において236,050百万円(同11.6%)であります。

## 7. 企業結合

Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (スーダン共和国)及びHaggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (南スーダン共和国)の取得

### (1) 企業結合の概要

2011年10月31日、当社グループはスーダン共和国及び南スーダン共和国において、たばこ製品の製造・販売事業を展開しているHaggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (スーダン共和国) (以下、スーダンHCTF社)及びHaggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (南スーダン共和国) (以下、南スーダンHCTF社)の議決権付普通株式の100%及び99%をそれぞれ取得しました。本件は、当社グループの海外たばこ事業におけるスーダン市場での事業基盤獲得を目的としたものであります。

### (2) 当社グループの業績に与える影響

取得日以降に、スーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社から生じた売上収益は1,272百万円であり、営業利益は450百万円であります。当企業結合が当年度期首に実施されたと仮定した場合の売上収益は6,543百万円増加の2,040,369百万円であり、営業利益は1,557百万円増加の460,737百万円であります。

### (3) 取得対価及びその内訳(2社合計)

	取得対価
	百万円
現金	33,463
取得対価調整額(注1)	(1,060)
条件付対価(注2)	1,944
取得対価合計	34,346

(注1) 株式取得後にスーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社の前所有者から、株式取得契約で定められた、スーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社の株式取得日における純負債相当額等の返還を受けることとなっております。純負債相当額とは、株式取得契約上定められている負債項目の総額から現金及び現金同等物を控除した金額であります。

(注2) 株式取得契約の一部として、スーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされております。2012年～2014年の3年間にわたり、各年の業績達成基準等に応じて、前所有者に対して追加的に対価が支払われる見込みであります。

### (4) 子会社の取得によるキャッシュ・アウト(2社合計)

	子会社の取得による キャッシュ・アウト
	百万円
現金による取得対価	33,463
取得した子会社における現金及び現金同等物	(709)
子会社の取得によるキャッシュ・アウト	32,754

(5) 取得資産及び負債の公正価値

	公正価値
	百万円
流動資産	2,341
非流動資産	8,653
資産合計	10,995
流動負債	(3,220)
非流動負債	(2,779)
負債合計	(6,000)
資本	4,995
のれん	29,352

29,352百万円のものれんは、主に、顧客販売ネットワーク拡大や事業統合効果による超過収益力を反映したものであります。当企業結合に係る取得関連費用として148百万円を「販売費及び一般管理費等」にて費用処理しております。

#### 8. 現金及び現金同等物

各年度の「現金及び現金同等物」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
現金及び預金	147,589	104,820	108,797
短期投資	6,780	139,420	295,943
合計	154,369	244,240	404,740

当年度よりIFRS第9号を適用しており、現金及び現金同等物は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

#### 9. 営業債権及びその他の債権

各年度の「営業債権及びその他の債権」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
受取手形及び売掛金	296,296	301,371	311,803
その他	14,991	12,196	17,693
貸倒引当金	(3,196)	(2,364)	(1,729)
合計	308,091	311,202	327,767

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

当年度よりIFRS第9号を適用しており、営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

#### 10. 棚卸資産

各年度の「棚卸資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
商品及び製品（注1）	131,966	108,542	112,477
葉たばこ（注2）	359,152	343,198	294,813
その他	40,829	36,869	39,327
合計	531,948	488,609	446,617

（注1）子会社であるTSネットワーク㈱が販売する輸入たばこ（商品）については、その卸売手数料部分のみを売上収益として計上しておりますが、同社が各年度末時点で保有する輸入たばこ（商品）の残高については、「商品及び製品」に含めて表示しております。

（注2）葉たばこは、各年度末から12ヶ月を超えて使用されるものを含んでおりますが、正常営業循環期間内で保有するものであるため棚卸資産に含めております。

11. その他の金融資産

(1) 各年度の「その他の金融資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	9,029	6,809	1,941
株式	51,147	33,437	39,106
債券	7,998	24,307	8,835
定期預金	7,856	11,978	24,306
その他	64,222	47,436	34,858
貸倒引当金	(35,122)	(23,958)	(14,137)
合計	105,131	100,010	94,909
流動資産	21,629	37,349	27,361
非流動資産	83,502	62,661	67,548
合計	105,131	100,010	94,909

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

当年度よりIFRS第9号を適用しており、デリバティブ資産は損益を通じて公正価値で測定する金融資産(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、定期預金及び債券は償却原価で測定する金融資産にそれぞれ分類しております。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄、及び公正価値等は以下のとおりであります。

銘柄	当年度 (2012年3月31日) 百万円
KT&G Corporation	16,700
㈱セブン&アイ・ホールディングス	2,094
㈱みずほフィナンシャルグループ	1,721
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,447
㈱ドトール・日レスホールディングス	1,437
三菱食品㈱	1,269

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却(認識の中止)を行っております。

売却時の公正価値及び資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、以下のとおりであります。

当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
公正価値	資本でその他の包括利益と して認識されていた 累積損益(注)
百万円	百万円
695	(89)

(注) 資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、売却した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。

## 12. その他の流動資産

各年度の「その他の流動資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
前払たばこ税	98,423	91,494	87,261
前払費用	11,135	10,138	10,736
未収消費税等	10,686	10,785	6,702
その他	26,840	25,492	18,465
合計	147,084	137,910	123,163

### 13. 売却目的で保有する非流動資産

各年度の「売却目的で保有する非流動資産」及び「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」の内訳は、以下のとおりであります。

#### 主要な資産・負債の明細

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
売却目的で保有する非流動資産			
有形固定資産	—	0	302
投資不動産	1,366	39,553	1,098
合計	1,366	39,553	1,401
売却目的で保有する非流動資産 に直接関連する負債			
長期預り保証金	—	6,297	101
合計	—	6,297	101

前年度末における売却目的で保有する非流動資産は、主として品川シーサイドフォレスト(日本)等の賃貸用不動産であり、売却活動を実施しております。また、当該賃貸用不動産に関連する長期預り保証金について、「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」に計上しております。

上記以外は、遊休資産等であり、売却活動を実施しております。当該資産と売却済の資産については、前年度において、1,577百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

当年度末における売却目的で保有する非流動資産は、主に賃貸用不動産及び遊休資産であり、売却活動を実施しております。また、賃貸用不動産に関連する長期預り保証金について、「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」に計上しております。

当該資産と売却済の資産については、当年度において、243百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

なお、前年度末において、売却目的で保有する非流動資産に分類していた品川シーサイドフォレスト(日本)は、引き続き積極的な売却活動を実施しておりますが、分類から1年超を経過したことから、当年度において分類を中止し、投資不動産に振り替えております。

14. 有形固定資産

(1) 増減表

「有形固定資産」の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減及び帳簿価額は、以下のとおりであります。

取得原価	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	634,801	671,376	171,736	41,906	1,519,819
個別取得	20,286	62,697	21,824	27,748	132,555
借入費用の資産化(注)	—	—	—	23	23
投資不動産への振替	(8,819)	(1,572)	(3,553)	—	(13,944)
売却目的非流動資産への振替	(3,459)	(12)	(46)	—	(3,517)
売却又は処分	(22,802)	(23,752)	(31,364)	(372)	(78,290)
在外営業活動体の換算差額	(14,016)	(34,269)	(5,966)	(4,219)	(58,470)
その他の増減	11,447	15,945	(52)	(35,984)	(8,644)
2011年3月31日 残高	617,438	690,412	152,580	29,101	1,489,531
個別取得	15,207	34,579	22,750	26,417	98,952
借入費用の資産化(注)	—	—	—	23	23
企業結合による取得	767	908	21	85	1,781
投資不動産への振替	(23,175)	(286)	(344)	—	(23,805)
売却目的非流動資産への振替	(1,169)	(35)	(2)	—	(1,206)
売却又は処分	(8,406)	(50,323)	(14,817)	(253)	(73,799)
在外営業活動体の換算差額	(8,175)	(23,288)	(2,670)	(1,524)	(35,657)
その他の増減	1,500	18,679	(2,285)	(22,729)	(4,834)
2012年3月31日 残高	593,988	670,645	155,232	31,120	1,450,985

(注) 資産化適格借入費用額の決定に当たって使用した資産化率は、前年度において10.4%、当年度において3.7%であります。

減価償却累計額 及び減損損失累計額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	318,810	438,294	114,134	—	871,239
減価償却費	14,697	43,851	22,118	—	80,666
減損損失	1,387	1,343	15	—	2,744
投資不動産への振替	(6,611)	(1,288)	(3,044)	—	(10,943)
売却目的非流動資産への振替	(1,515)	(11)	(35)	—	(1,561)
売却又は処分	(15,862)	(20,359)	(30,596)	—	(66,817)
在外営業活動体の換算差額	(2,954)	(16,500)	(3,452)	—	(22,906)
その他の増減	5,245	(7,012)	(447)	—	(2,214)
2011年3月31日 残高	313,196	438,318	98,693	—	850,207
減価償却費	14,922	48,959	18,993	—	82,874
減損損失	2,709	2,052	78	—	4,840
減損損失の戻入	(77)	(5)	—	—	(82)
投資不動産への振替	(18,023)	(268)	(324)	—	(18,615)
売却目的非流動資産への振替	(203)	(33)	(1)	—	(237)
売却又は処分	(7,690)	(46,272)	(14,372)	—	(68,335)
在外営業活動体の換算差額	(2,164)	(11,613)	(1,630)	—	(15,407)
その他の増減	(2,132)	309	(1,974)	—	(3,797)
2012年3月31日 残高	300,539	431,446	99,464	—	831,449

帳簿価額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	315,991	233,082	57,602	41,905	648,580
2011年3月31日 残高	304,242	252,094	53,887	29,101	639,324
2012年3月31日 残高	293,449	239,199	55,768	31,120	619,536

なお、各年度の有形固定資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

リース資産	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	282	4,314	9,808	14,404
2011年3月31日 残高	227	3,170	8,569	11,966
2012年3月31日 残高	279	2,875	6,749	9,902

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度2,744百万円、当年度4,840百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、主として建物及び構築物について個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、取壊までの期間の使用価値、又は零としております。

当年度において認識した減損損失は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、工場閉鎖若しくは個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

15. のれん及び無形資産

(1) 増減表

「のれん」及び「無形資産」の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減及び帳簿価額等は、以下のとおりであります。

取得原価	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	1,388,144	732,617	93,015	70,028	2,283,804
個別取得	157	433	4,690	10,012	15,292
売却又は処分	—	(38)	(3,539)	(590)	(4,167)
在外営業活動体の換算差額	(212,046)	(54,466)	(2,567)	(2,177)	(271,256)
その他の増減	(54)	581	2,524	(1,882)	1,169
2011年3月31日 残高	1,176,201	679,127	94,122	75,392	2,024,842
個別取得	29	292	5,982	13,347	19,651
企業結合による取得	29,352	6,947	—	—	36,298
売却又は処分	(136)	(51)	(2,563)	(3,676)	(6,426)
在外営業活動体の換算差額	(95,378)	(22,655)	(970)	(664)	(119,667)
その他の増減	(22)	215	743	2,392	3,329
2012年3月31日 残高	1,110,046	663,875	97,314	86,792	1,958,027
償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	—	381,498	71,699	47,772	500,969
償却(注)	—	21,812	8,828	4,555	35,195
減損損失	87	—	—	—	87
売却又は処分	—	(35)	(3,116)	(535)	(3,686)
在外営業活動体の換算差額	—	(10,780)	(1,963)	(972)	(13,715)
その他の増減	—	—	(154)	(162)	(316)
2011年3月31日 残高	87	392,495	75,294	50,658	518,534
償却(注)	—	21,141	7,567	5,894	34,602
減損損失	—	—	64	0	65
売却又は処分	(87)	(9)	(2,471)	(2,481)	(5,049)
在外営業活動体の換算差額	—	(7,111)	(760)	(488)	(8,358)
その他の増減	—	10	(140)	1,870	1,739
2012年3月31日 残高	—	406,526	79,553	55,453	541,533

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含まれております。

帳簿価額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	1,388,144	351,119	21,316	22,256	1,782,835
2011年3月31日 残高	1,176,114	286,632	18,828	24,734	1,506,308
2012年3月31日 残高	1,110,046	257,349	17,760	31,339	1,416,494

なお、各年度の無形資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

帳簿価額	ソフトウェア
	百万円
2010年4月1日 残高	145
2011年3月31日 残高	38
2012年3月31日 残高	11

## (2) 重要なのれん及び無形資産

連結財政状態計算書に計上されているのれん及び無形資産は、主として JTIHグループにおけるのれん及び商標権であります。のれんの帳簿価額は前年度1,133,571百万円、当年度1,067,544百万円となっております。また、商標権の帳簿価額は前年度283,692百万円、当年度254,543百万円となっております。

のれん及び商標権の大部分は、1999年の RJRナビスコ社の米国以外のたばこ事業の買収及び2007年の Gallaher社の買収により発生したものであります。

なお、商標権については定額法により償却しており、残存償却期間は主として15年であります。

## (3) のれんの減損テスト

当年度において、各資金生成単位に配分されたのれんのうち、主要なものの帳簿価額は、海外たばこ資金生成単位1,067,544百万円(前年度：1,133,571百万円)、加工食品資金生成単位25,368百万円(前年度：25,368百万円)であり、以下のとおり減損テストを行っております。

### ①海外たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3カ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3カ年の計画後は、4年目6.6%(前年度：8.4%)から9年目4.0%(前年度：3.4%)まで逡減する成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は11.8%(前年度：10.9%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

### ②加工食品資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3カ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3カ年の計画後は、4年目3.6%(前年度：3.3%)から9年目0.3%(前年度：0.5%)まで逡減する成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は5.4%(前年度：5.3%)を使用しております。使用価値は帳簿価額を上回っておりますが、仮に割引率が0.8%増加するとすると減損が発生します。成長率については、合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

## 16. リース取引

当社グループは、借手として、車両、自動販売機及びその他の資産を賃借しております。一部の契約には更新オプションやエスカレーション条項が付されております。また、リース契約によって課された制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

### (1) ファイナンス・リース債務の現在価値

各返済期間において、ファイナンス・リース契約に基づいて計上されたリース資産に対応する将来最低リース料総額及びそれらの現在価値並びに将来財務費用は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
1年以内			
将来最低リース料総額	6,126	5,167	4,161
将来財務費用	452	397	216
現在価値	5,674	4,770	3,945
1年超5年以内			
将来最低リース料総額	9,715	8,289	7,102
将来財務費用	577	392	408
現在価値	9,139	7,897	6,693
5年超			
将来最低リース料総額	389	265	248
将来財務費用	46	35	34
現在価値	343	230	215
合計			
将来最低リース料総額	16,230	13,721	11,511
将来財務費用	1,075	824	659
現在価値	15,156	12,897	10,853

(2) 解約不能のオペレーティング・リースに基づく未経過リース料

各年度末における解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来最低リース料総額は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
1年以内	7,516	6,671	7,706
1年超5年以内	14,633	11,717	12,821
5年超	6,733	2,297	1,384
合計	28,882	20,685	21,912

(3) 最低リース料総額及び変動リース料

各年度の費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額及び変動リース料は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
最低リース料総額	8,714	7,863
変動リース料	1,240	2,628

17. 投資不動産

(1) 増減表

各年度の「投資不動産」の帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

	前年度	当年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	81,087	36,477
取得後支出	531	367
有形固定資産からの振替	3,000	5,191
売却目的非流動資産からの振替	—	32,784
売却目的非流動資産の分類中止 に伴う調整額	—	(2,518)
売却目的非流動資産への振替	(40,007)	(1,053)
有形固定資産への振替	(1,579)	(360)
減価償却	(2,093)	(1,368)
減損損失	(1,773)	(1,866)
売却又は処分	(2,505)	(340)
在外営業活動体の換算差額	(151)	8
その他の増減	(33)	65
期末残高	36,477	67,387
取得価額 (期首残高)	147,507	79,922
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期首残高)	66,420	43,445
取得価額 (期末残高)	79,922	144,976
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期末残高)	43,445	77,589

(2) 公正価値

各年度末における、投資不動産の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

	移行日		前年度		当年度	
	(2010年4月1日)		(2011年3月31日)		(2012年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	81,087	227,253	36,477	92,897	67,387	177,642

投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準にしたがい、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

(3) 投資不動産からの収益及び費用

各年度における、投資不動産からの賃貸料収入及びそれに伴って発生する直接営業費の金額は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
賃貸料収入	8,616	4,395
直接営業費	4,563	3,476

(4) 減損損失

投資不動産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。ただし、遊休資産等については、個別にグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度に1,773百万円、当年度に1,866百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、賃貸用不動産及び遊休資産のうち、土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したのものについては使用価値(零)により、それ以外については売却費用控除後の公正価値により算定しております。

当年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したのものについては使用価値(零)により、それ以外については売却費用控除後の公正価値により算定しております。

18. 持分法で会計処理されている投資

各年度の当社グループの関連会社の財務情報の要約は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
財政状態計算書			
資産合計	203,445	161,903	147,592
負債合計	174,061	136,818	124,112
資本合計	29,385	25,085	23,480
	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
	百万円	百万円	
損益計算書			
収益	1,470,172	1,415,412	
費用	1,460,968	1,407,548	
当期利益	9,203	7,864	

19. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各年度における「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の発生の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

繰延税金資産	2010年 4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2011年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産（注2）	42,701	(5,454)	—	(1,154)	36,093
退職給付	93,460	(4,666)	21,164	(4,508)	105,451
繰越欠損金	45,685	17,301	—	(9,045)	53,941
その他	93,428	(5,340)	(65)	(7,606)	80,418
小計	275,275	1,841	21,099	(22,313)	275,903
評価性引当額	(73,942)	(3,084)	(853)	9,002	(68,877)
合計	201,333	(1,243)	20,246	(13,310)	207,026

繰延税金負債	2010年 4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2011年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産（注2）	(146,407)	7,761	—	9,295	(129,350)
退職給付	(1,965)	(918)	(546)	1,050	(2,379)
その他	(29,509)	(883)	4,001	3,970	(22,421)
合計	(177,881)	5,961	3,455	14,315	(154,150)

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

繰延税金資産	2011年 4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2012年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	36,093	7,216	—	(810)	42,500
退職給付	105,451	(11,740)	837	(689)	93,859
繰越欠損金	53,941	7,572	—	(1,783)	59,731
その他	80,418	(6,122)	10	(1,569)	72,737
小計	275,903	(3,074)	847	(4,850)	268,826
評価性引当額	(68,877)	3,988	2,256	954	(61,679)
合計	207,026	914	3,103	(3,896)	207,148

繰延税金負債	2011年 4月1日	損益として認識	その他の包括利 益として認識	その他(注1)	2012年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	(129,350)	21,491	—	70	(107,789)
退職給付	(2,379)	(436)	(1,139)	37	(3,917)
その他	(22,421)	(24,273)	(1,628)	2,594	(45,728)
合計	(154,150)	(3,217)	(2,767)	2,701	(157,434)

(注1) その他には在外営業活動体の換算差額が含まれております。

(注2) 固定資産には有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産が含まれております。

繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異、将来課税所得計画及びタックスプランニングを考慮しております。繰延税金資産を計上していない税務上の繰越欠損金は、移行日において33,557百万円(うち、繰越期限5年超として24,140百万円)、前年度末において43,274百万円(うち、繰越期限5年超として29,692百万円)、当年度末において42,145百万円(うち、繰越期限5年超として35,615百万円)であります。繰延税金資産を計上していない税額控除は、移行日において798百万円(うち、繰越期限5年超として32百万円)、前年度末において2,337百万円(うち、繰越期限5年超として2,310百万円)、当年度末において3,228百万円(うち、繰越期限5年超として2,593百万円)であります。

(2) 法人所得税費用

各年度の「法人所得税費用」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税費用	141,224	110,493
繰延法人所得税費用	(4,718)	2,303
法人所得税費用合計	136,506	112,795

繰延法人所得税費用は、国内外の税率変更の影響により前年度1,239百万円減少、当年度3,021百万円増加しております。

(3) 実効税率の調整

各年度の法定実効税率と平均実際負担税率との差異について、原因となった主要な項目の内訳は、以下のとおりであります。

前年度及び当年度において、当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は40.35%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	%	%
法定実効税率	40.35	40.35
海外子会社の税率差異	(10.65)	(11.65)
損金不算入額	2.01	1.38
関係会社株式評価損	—	(7.07)
法人所得税の不確実性	3.71	2.42
その他	0.02	0.12
平均実際負担税率	35.43	25.56

20. 営業債務及びその他の債務

各年度の「営業債務及びその他の債務」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
支払手形及び買掛金	149,462	170,821	165,427
未払金	73,739	67,130	71,736
その他	78,681	73,836	61,500
合計	301,880	311,787	298,663

当年度よりIFRS第9号を適用しており、営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

21. 社債及び借入金(その他の金融負債含む)

(1) 金融負債の内訳

各年度の「社債及び借入金」及び「その他の金融負債」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)	平均利率 (注1)	返済期限
	百万円	百万円	百万円	%	
デリバティブ負債	6,990	2,859	5,133	—	—
短期借入金	109,263	70,060	43,486	5.96	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	23,025	21,491	78,219	1.05	—
1年内償還予定の社債(注2)	50,395	126,486	90,061	—	—
長期借入金	149,569	152,415	49,277	1.08	2013年～ 2028年
社債(注2)	409,015	325,739	230,473	—	—
その他	35,570	20,419	23,900	—	—
合計	902,828	719,467	520,548		
流動負債	314,905	226,482	219,805		
非流動負債	587,923	492,985	300,743		
合計	902,828	719,467	520,548		

(注1) 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

当年度よりIFRS第9号を適用しており、デリバティブ負債は損益を通じて公正価値で測定する金融負債(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、社債及び借入金は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

社債及び借入金に関し、当社の財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されておられません。

(注2) 社債の発行条件の要約は、以下のとおりであります。

会社名	銘柄	発行年月日	移行日	前年度	当年度	利率	担保	償還期限
			(2010年4月1日)	(2011年3月31日)	(2012年3月31日)			
			百万円	百万円	百万円	%		
当社	第2回 国内普通社債	2007年7月24日	50,000 (50,000)	—	—	1.34	あり	2010年7月23日
当社	第3回 国内普通社債	2007年7月24日	40,000	40,000 (40,000)	—	1.53	あり	2011年7月22日
当社	第4回 国内普通社債	2007年7月24日	59,997	59,999	59,992 (59,992)	1.68	あり	2012年7月24日
当社	第5回 国内普通社債	2009年6月3日	100,000	100,000	99,913	1.13	あり	2014年6月3日
当社	第6回 国内普通社債	2010年12月9日	—	40,000	40,000	0.53	あり	2015年12月9日
当社	第7回 国内普通社債	2010年12月9日	—	20,000	20,000	0.84	あり	2017年12月8日
当社	第8回 国内普通社債	2010年12月9日	—	20,000	20,000	1.30	あり	2020年12月9日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建 普通社債	2004年6月10日	105,829 [800百万Eur]	86,210 (86,210) [800百万Eur]	—	4.63	なし	2011年6月10日
JTI (UK) Finance Plc	英ポンド建 普通社債	2003年2月6日	36,514 [250百万Gbp]	31,535 [250百万Gbp]	29,919 (29,919) [250百万Gbp]	5.75	なし	2013年2月6日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建 普通社債	2006年10月2日	66,055 [500百万Eur]	53,856 [500百万Eur]	50,359 [500百万Eur]	4.50	なし	2014年4月2日
その他の社債			1,015 (395)	626 (276)	350 (150)			
合計			459,410 (50,395)	452,225 (126,486)	320,534 (90,061)			

(注) 1. 残高の ( ) 内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。

2. 残高の [ ] 内は内書きで、外貨建社債の金額であります。

(2) 負債の担保に供している資産

① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております(ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く)。

② 一部の子会社において担保に供している資産及びそれに対応する債務は、以下のとおりであります。

担保に供している資産	移行日	前年度	当年度
	(2010年4月1日)	(2011年3月31日)	(2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
土地、建物及び構築物	10,137	10,604	9,231
機械装置及び運搬具	2,446	1,268	571
その他	4,493	996	998
合計	<u>17,076</u>	<u>12,867</u>	<u>10,800</u>

対応する債務	移行日	前年度	当年度
	(2010年4月1日)	(2011年3月31日)	(2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
短期借入金	10,862	1,774	130
1年内返済予定の長期借入金	1,756	967	901
長期借入金	5,281	3,487	1,311
その他	420	620	350
合計	<u>18,319</u>	<u>6,848</u>	<u>2,692</u>

## 22. 引当金

各年度の「引当金」の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	1,449	3,212	2,186	2,730	9,577
期中増加額	14	641	3,458	578	4,691
割引計算の期間利息費用	16	—	—	—	16
目的使用による減少	(5)	(1,714)	(2,142)	(131)	(3,992)
戻入による減少	(117)	(648)	(44)	(64)	(873)
在外営業活動体の換算差額	—	(413)	—	(310)	(722)
2011年3月31日 残高	1,357	1,078	3,458	2,802	8,696
流動負債	25	651	3,458	50	4,184
非流動負債	1,332	428	—	2,752	4,512
合計	1,357	1,078	3,458	2,802	8,696

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2011年4月1日 残高	1,357	1,078	3,458	2,802	8,696
期中増加額	288	4,217	3,938	2,565	11,008
割引計算の期間利息費用	17	—	—	—	17
目的使用による減少	(2)	(4,406)	(3,384)	(965)	(8,757)
戻入による減少	—	(205)	(74)	(238)	(518)
在外営業活動体の換算差額	—	(67)	—	(245)	(312)
2012年3月31日 残高	1,660	618	3,938	3,919	10,135
流動負債	2	612	3,938	1,135	5,686
非流動負債	1,659	6	—	2,784	4,448
合計	1,660	618	3,938	3,919	10,135

### ①資産除去引当金

当社グループが使用する工場設備・敷地等に対する原状回復義務及び有害物質の除去に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

### ②リストラクチャリング引当金

主に海外たばこ事業に係る、事業統合・合理化施策に関連するものであります。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

### ③売上割戻引当金

一定期間の売上数量や売上金額が所定の数値を超えた場合に請求額を減額する顧客との契約に係るものであります。主に1年以内に支払われることが見込まれております。

23. その他の負債

各年度の「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」の内訳は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
未払たばこ税(注)	212,067	202,234	240,532
未払たばこ特別税(注)	10,490	8,151	15,052
未払地方たばこ税(注)	85,238	102,169	191,377
未払消費税等	59,691	69,825	83,182
従業員賞与	37,332	35,219	39,739
従業員有給休暇債務	19,577	18,583	18,560
その他	107,045	121,042	94,509
合計	<u>531,440</u>	<u>557,223</u>	<u>682,952</u>
流動負債	433,459	463,088	590,717
非流動負債	97,982	94,135	92,235
合計	<u>531,440</u>	<u>557,223</u>	<u>682,952</u>

(注) 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当年度の金額には、連結決算日が金融機関の休日であったために未払いとなった金額が含まれております。

## 24. 従業員給付

### (1) 従業員退職給付

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度における給付額は、勤続した各年に稼得したポイントや退職時の支給率、勤務年数、退職前の最終平均給与、その他の条件に基づき設定されております。

なお、通常の退職日前における従業員の退職に際して、退職加算金を支払う場合があります。

#### ① 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりであります。

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	198,494	292,821	491,315
勤務費用	5,579	4,620	10,200
利息費用	3,586	14,637	18,223
制度加入者からの拠出額	—	922	922
数理計算上の差異の当期発生額	50,592	14,600	65,192
給付の支払額	(21,468)	(14,346)	(35,814)
過去勤務費用の当期発生額	51	1,398	1,449
特別退職加算金	—	13	13
制度の終了（縮小・清算）等による増減額	(211)	(58)	(269)
在外営業活動体の換算差額	—	(39,508)	(39,508)
その他の増減	(152)	3,008	2,856
2011年3月31日 残高	236,471	278,108	514,579
勤務費用	11,455	4,793	16,249
利息費用	3,878	14,033	17,911
制度加入者からの拠出額	—	1,000	1,000
数理計算上の差異の当期発生額	6,445	4,947	11,392
給付の支払額	(20,467)	(14,058)	(34,525)
過去勤務費用の当期発生額	51	199	250
特別退職加算金	—	1,991	1,991
制度の終了（縮小・清算）等による増減額	—	(52)	(52)
在外営業活動体の換算差額	—	(16,355)	(16,355)
その他の増減	57	313	370
2012年3月31日 残高	237,890	274,918	512,808

② 制度資産の調整表

制度資産の増減は、以下のとおりであります。

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2010年4月1日 残高	100,498	220,812	321,311
期待運用収益	2,489	11,503	13,993
数理計算上の差異の当期発生額	(524)	8,183	7,659
事業主からの拠出額	3,189	7,426	10,615
制度加入者からの拠出額	—	922	922
給付の支払額	(9,093)	(10,079)	(19,172)
制度の終了（縮小・清算）等による増減額	(83)	—	(83)
在外営業活動体の換算差額	—	(28,042)	(28,042)
その他の増減	(36)	—	(36)
2011年3月31日 残高	96,440	210,726	307,166
期待運用収益	2,366	11,193	13,559
数理計算上の差異の当期発生額	(1,522)	1,119	(404)
事業主からの拠出額	3,424	8,299	11,723
制度加入者からの拠出額	—	1,000	1,000
給付の支払額	(8,539)	(10,653)	(19,193)
在外営業活動体の換算差額	—	(11,789)	(11,789)
その他の増減	—	20	20
2012年3月31日 残高	92,168	209,914	302,082

なお、当社グループは2013年3月期に11,030百万円の掛金を拠出する予定であります。

③ 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

各年度の確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された退職給付に係る負債及び資産との関係は、以下のとおりであります。

移行日（2010年4月1日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務	112,277	224,869	337,146
制度資産	(100,498)	(220,812)	(321,311)
小計	11,778	4,057	15,835
非積立型の確定給付制度債務	86,217	67,952	154,169
未認識過去勤務費用	—	169	169
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	97,995	72,178	170,173
退職給付に係る負債	98,034	77,372	175,407
退職給付に係る資産	(39)	(5,194)	(5,234)
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	97,995	72,178	170,173
前年度（2011年3月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務	106,386	213,847	320,233
制度資産	(96,440)	(210,726)	(307,166)
小計	9,946	3,121	13,067
非積立型の確定給付制度債務	130,085	64,261	194,345
未認識過去勤務費用	—	158	158
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	140,031	67,539	207,570
退職給付に係る負債	140,058	74,282	214,339
退職給付に係る資産	(27)	(6,742)	(6,769)
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	140,031	67,539	207,570
当年度（2012年3月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務	107,451	208,727	316,178
制度資産	(92,168)	(209,914)	(302,082)
小計	15,283	(1,187)	14,096
非積立型の確定給付制度債務	130,439	66,191	196,630
未認識過去勤務費用	—	129	129
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	145,722	65,133	210,855
退職給付に係る負債	145,722	79,504	225,226
退職給付に係る資産	—	(14,371)	(14,371)
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	145,722	65,133	210,855

④ 制度資産の主な内訳

各年度の制度資産合計に対する主な分類ごとの内訳は、以下のとおりであります。

	国内		
	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	%	%	%
株式	6.5	29.2	33.4
債券	28.6	16.5	21.7
生保一般勘定	38.9	45.4	44.3
その他	26.0	8.9	0.6
合計	100.0	100.0	100.0

	海外		
	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	%	%	%
株式	43.3	43.6	38.9
債券	51.1	49.4	50.3
不動産	1.6	1.9	1.6
その他	4.0	5.1	9.2
合計	100.0	100.0	100.0

	合計		
	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	%	%	%
株式	31.7	39.1	37.2
債券	44.0	39.1	41.6
不動産	1.1	1.3	1.1
生保一般勘定	12.2	14.2	13.5
その他	11.0	6.3	6.6
合計	100.0	100.0	100.0

(注) 生保一般勘定は、生命保険会社により一定の予定利率と元本が保証されております。

当社グループの主要な制度に係る資産運用方針は、以下の通りであります。

(国内)

当社の制度資産の運用方針は、社内規定に従い、将来にわたる確定給付制度債務の支払を確実にを行うために、中長期的に安定的な収益を確保することを目的としております。具体的には、毎年度定める許容リスクの範囲内で目標収益率及び投資資産別の資産構成割合を設定し、その割合を維持することにより運用を行います。資産構成割合の見直し時には、確定給付制度債務に係る割引率の変動と連動性が高い制度資産の導入について都度検討を行っております。

また、市場環境に想定外の事態が発生した場合は、社内規定に従って、一時的にリスク資産のウェイト調整を行うことを可能としております。

(海外)

海外子会社の制度資産の運用方針は、各国の法律に従い、年金運用受託者及び海外子会社の経営者により適切に設定されており、確定給付制度債務から生じるリスクを管理しつつ、債務の価値の変動を超える運用益の稼得を目指すこととしております。

制度資産の主要な部分は、確定給付制度債務と連動性のある債券に投資しております。また残りの部分については、長期的な収益の稼得を目指し、主に株式に投資しております。

⑤ 数理計算上の仮定に関する事項

各年度の数理計算の仮定の主要なものは、以下のとおりであります。

移行日（2010年4月1日）	国内	海外		
	%	%		
割引率	1.9	3.0	～	5.8
長期期待運用収益率	2.5	4.5	～	6.2
インフレ率	—	1.5	～	3.6

前年度（2011年3月31日）	国内	海外		
	%	%		
割引率	1.7	2.8	～	5.4
長期期待運用収益率	2.5	4.3	～	5.7
インフレ率	—	1.8	～	3.5

当年度（2012年3月31日）	国内	海外		
	%	%		
割引率	1.4	2.5	～	5.5
長期期待運用収益率	2.5	2.8	～	4.4
インフレ率	—	1.5	～	3.1

（注1）長期期待運用収益率を決定するため、現在及び将来予想される資産構成割合と、制度資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（注2）確定給付制度債務の評価は将来の不確実な事象への判断を含んでおります。主要な基礎率の変化が当年度末における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりであります。これらの感応度のそれぞれは、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

	基礎率の変化	国内	海外
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	(9,438)	(17,195)
	0.5%の低下	10,153	19,130
インフレ率	0.5%の上昇	—	12,547
	0.5%の低下	—	(11,340)

⑥ 確定給付制度債務及び制度資産の実績との修正

各年度の確定給付制度債務及び制度資産の実績による修正は、以下のとおりであります。

移行日 (2010年4月1日)	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
確定給付制度債務	198,494	292,821	491,315
制度資産	(100,498)	(220,812)	(321,311)
未積立の給付債務	<u>97,995</u>	<u>72,009</u>	<u>170,004</u>
前年度 (2011年3月31日)	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
確定給付制度債務	236,471	278,108	514,579
制度資産	(96,440)	(210,726)	(307,166)
未積立の給付債務	<u>140,031</u>	<u>67,381</u>	<u>207,412</u>
実績による修正 (確定給付制度債務)	5,264	(1,274)	3,990
実績による修正 (制度資産)	524	(8,183)	(7,659)
当年度 (2012年3月31日)	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
確定給付制度債務	237,890	274,918	512,808
制度資産	(92,168)	(209,914)	(302,082)
未積立の給付債務	<u>145,722</u>	<u>65,004</u>	<u>210,726</u>
実績による修正 (確定給付制度債務)	(235)	(7,509)	(7,744)
実績による修正 (制度資産)	1,522	(1,119)	404

(注) 実績による修正とは、各年度に発生した数理計算上の差異のうち、事前の数理計算上の仮定に基づき予測計算された結果と実際結果との差額であります。

⑦ 退職給付に関連する損益

各年度の退職給付に関連する損益は、以下のとおりであります。

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
勤務費用	5,579	4,620	10,200
利息費用	3,586	14,637	18,223
期待運用収益	(2,489)	(11,503)	(13,993)
過去勤務費用の当期の費用処理額	51	1,378	1,428
特別退職加算金	—	13	13
制度の終了（縮小・清算）等による損益	(127)	(58)	(185)
合計	6,599	9,087	15,686
制度資産の実際運用収益	(1,965)	(19,687)	(21,652)

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
勤務費用	11,455	4,793	16,249
利息費用	3,878	14,033	17,911
期待運用収益	(2,366)	(11,193)	(13,559)
過去勤務費用の当期の費用処理額	51	179	231
特別退職加算金	—	1,991	1,991
制度の終了（縮小・清算）等による損益	—	(52)	(52)
合計	13,018	9,752	22,770
制度資産の実際運用収益	(843)	(12,312)	(13,155)

（注1）利息費用及び期待運用収益は純額を「金融費用」に含めており、それ以外の費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含めて表示しております。

（注2）確定拠出年金への要拠出額等に係る費用は、前年度において5,813百万円、当年度において5,506百万円であり、当該費用は上記に含まれておりません。

(2) 共済年金給付

共済組合の長期給付(年金)に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の期間(恩給等期間)に係るものについては、法令により、事業主である当社が負担することとされております。当該負担額については年金数理計算に基づき、その現在価値により債務とし、退職給付に係る負債に含めて計上しております。

① 共済年金給付債務の調整表

共済年金給付債務の増減は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	109,595	97,577
利息費用	1,206	1,171
数理計算上の差異の当期発生額	(3,309)	583
給付の支払額	(9,915)	(9,536)
期末残高	97,577	89,794

(注) 利息費用は、「金融費用」に含めて表示しております。

② 数理計算上の仮定に関する事項

各年度の数理計算の仮定は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	%	%	%
割引率	1.1	1.2	0.8

(注) 共済年金給付債務の評価は将来の不確実な事象への判断を含んでおります。主要な基礎率の変化が当年度末における共済年金給付債務に与える感応度は以下のとおりであります。なお、マイナスは共済年金給付債務の減少を、プラスは共済年金給付債務の増加を表しております。

	基礎率の変化	影響額
		百万円
割引率	0.5%の上昇	(2,863)
	0.5%の低下	2,963

(3) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」に含まれている数理計算上の差異の増減

各年度の連結包括利益計算書の「その他の包括利益」に含まれている数理計算上の差異は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高 (累計)	—	(34,461)
当期発生	(34,461)	(10,669)
期末残高 (累計)	(34,461)	(45,131)

(4) その他の従業員給付費用

各年度の連結損益計算書に含まれる従業員退職給付及び共済年金給付以外の従業員給付に係る費用は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
報酬及び給与	218,823	213,412
従業員賞与	58,838	62,590
法定福利費	37,051	37,075
福利厚生費	21,971	22,194
退職加算金	3,189	3,270

25. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

① 授權株式数

移行日、前年度末及び当年度末における授權株式数は、普通株式40,000,000株であります。

② 全額払込済みの発行済株式

各年度の株式発行数及び資本金等の残高の増減は、以下のとおりであります。

	発行済普通株式数	資本金	資本剰余金
	株	百万円	百万円
移行日 (2010年4月1日)	10,000,000	100,000	736,407
増減	—	—	3
前年度 (2011年3月31日)	10,000,000	100,000	736,410
増減	—	—	—
当年度 (2012年3月31日)	10,000,000	100,000	736,410

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であります。

(2) 自己株式

各年度の自己株式数及び残高の増減は、以下のとおりであります。

	株式数	金額
	株	百万円
移行日 (2010年4月1日)	419,903	74,575
増減	58,623	19,999
前年度 (2011年3月31日)	478,526	94,574
増減	—	—
当年度 (2012年3月31日)	478,526	94,574

(注1) 当社はストック・オプション制度を採用しており、その権利行使に伴う株式の交付に自己株式を充当しております。なお、契約条件及び金額等は、「34. 株式報酬」に記載しております。

(注2) 取締役会決議に基づく自己株式の取得株式数は前年度58,630株、取得価額総額は前年度20,000百万円であります。また、新株予約権の行使による譲渡は前年度7株であります。

(3) その他の資本の構成要素

① 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、「34. 株式報酬」に記載しております。

② 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

③ キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分

当社は将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジを行っており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価値の変動額のうち有効と認められる部分であります。

④ その他有価証券評価差額金

その他有価証券の公正価値の評価差額であります(日本基準)。

⑤ その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動

その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の評価差額であります。

⑥ 数理計算上の差異

数理計算上の差異とは、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響額及び数理計算上の仮定の変更による影響額であります。これについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

26. 配当金

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりであります。

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2010年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,740	3,000	2010年3月31日	2010年6月25日
2010年10月28日 取締役会	普通株式	26,824	2,800	2010年9月30日	2010年12月1日

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2011年6月24日 定時株主総会	普通株式	38,086	4,000	2011年3月31日	2011年6月27日
2011年10月31日 取締役会	普通株式	38,086	4,000	2011年9月30日	2011年12月1日

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは、以下のとおりであります。

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2011年6月24日 定時株主総会	普通株式	38,086	4,000	2011年3月31日	2011年6月27日

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2012年6月22日 定時株主総会	普通株式	57,129	6,000	2012年3月31日	2012年6月25日

27. 売上収益

各年度の総取扱高と「売上収益」の調整は以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
総取扱高	6,212,235	6,610,757
たばこ税及びその他代理取引取扱高	(4,152,870)	(4,576,932)
売上収益	2,059,365	2,033,825

たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

なお、総取扱高は、当社グループが任意に開示する項目であり、IFRSが規定する収益(Revenue)とは異なっております。

28. その他の営業収益

各年度の「その他の営業収益」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の売却益(注1)(注2)	12,150	30,134
その他(注2)	8,481	18,378
合計	20,630	48,512

(注1) 主なものは、旧工場跡地、倉庫及び社宅等の売却によるものであります。

(注2) 各勘定に含まれるリストラクチャリング収益は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の売却益	11,063	29,368
その他	190	564
合計	11,254	29,932

29. 販売費及び一般管理費等

各年度の「販売費及び一般管理費等」の内訳は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
広告宣伝費	21,356	21,530
販売促進費	131,456	128,007
運賃保管費	28,044	27,920
委託手数料	42,215	40,963
従業員給付費用(注3)	231,241	235,060
研究開発費(注1)	48,866	51,461
減価償却費及び償却費	61,686	58,550
減損損失(金融資産の減損損失を除く)(注3)	6,181	7,013
カナダにおける行政法規違反過料(注2)	12,843	-
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の除売却損(注3)	10,036	11,454
葉たばこ農家に対する廃作協力金	-	12,469
その他(注3)	133,219	138,743
合計	727,144	733,169

(注1) 費用として認識される研究開発費はすべて販売費及び一般管理費等に含めております。

(注2) 子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. が、2010年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結するとともに、当社によるRJRナビスコ社からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150百万カナダドルを支払ったことによるものであります。

(注3) 各勘定に含まれるリストラクチャリング費用は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
従業員給付費用	3,202	4,651
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	4,413	5,837
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の除売却損	3,601	3,342
その他	2,704	222
合計	13,920	14,052

30. 金融収益及び金融費用

各年度の「金融収益」及び「金融費用」の内訳は、以下のとおりであります。

金融収益	前年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)
	百万円
受取配当金	1,496
受取利息	2,174
有価証券売却益	
株式	4,502
その他	539
為替差益(注1)	798
その他	361
合計	9,870

金融費用	前年度
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)
	百万円
支払利息(注2)	17,087
有価証券売却損	
株式	729
その他	128
有価証券評価損	953
従業員給付費用(注3)	5,435
その他	1,617
合計	25,949

(注1) 通貨デリバティブの評価損益は、為替差益に含めております。

(注2) 金利デリバティブの評価損益は、支払利息に含めております。

(注3) 従業員給付費用は、従業員給付に関連する損益のうち、利息費用と期待運用収益の純額であります。

金融収益	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円
受取配当金	
その他の包括利益を通じて測定する金融資産	1,280
受取利息	
償却原価で測定する金融資産	
現金及び預金・債券等	2,366
その他	1,958
合計	5,603

金融費用	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円
支払利息	
償却原価で測定する金融負債	
社債及び借入金（注2）	13,962
その他	415
為替差損（注1）	2,738
従業員給付費用（注3）	5,523
その他	791
合計	23,429

（注1）通貨デリバティブの評価損益は、為替差損に含めております。

（注2）金利デリバティブの評価損益は、支払利息に含めております。

（注3）従業員給付費用は、従業員給付に関連する損益のうち、利息費用と期待運用収益の純額であります。

31. その他の包括利益

各年度の「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、以下のとおりであります。

前年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
在外営業活動体の換算差額	(256,784)	—	(256,784)	—	(256,784)
その他有価証券評価差額金	(7,148)	(3,249)	(10,397)	3,939	(6,458)
数理計算上の差異	(54,223)	—	(54,223)	19,762	(34,461)
合計	<u>(318,155)</u>	<u>(3,249)</u>	<u>(321,404)</u>	<u>23,701</u>	<u>(297,703)</u>

当年度（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
在外営業活動体の換算差額	(130,331)	—	(130,331)	—	(130,331)
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	(556)	317	(239)	73	(166)
その他の包括利益を通じて測定す る金融資産の公正価値の純変動	6,248	—	6,248	(1,498)	4,750
数理計算上の差異	(12,379)	—	(12,379)	1,709	(10,669)
合計	<u>(137,017)</u>	<u>317</u>	<u>(136,700)</u>	<u>284</u>	<u>(136,416)</u>

32. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 親会社の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	243,315	320,883
親会社の普通株主に帰属しない利益	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	243,315	320,883

② 期中平均普通株式数

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	9,574	9,521

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 希薄化後の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	243,315	320,883
当期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	243,315	320,883

② 希薄化後の期中平均普通株式数

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	9,574	9,521
新株予約権による普通株式増加数	3	4
希薄化後の期中平均普通株式数	9,577	9,525

(3) 調整後希薄化後1株当たり当期利益

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	243,315	320,883
のれんの減損損失	87	—
リストラクチャリングに係る収益	(11,254)	(29,932)
リストラクチャリングに係る費用	13,920	29,039
上記に係る法人所得税費用及び非支配持分調整額	2,005	2,025
関係会社株式評価損に係る法人所得税費用調整額	—	(31,207)
調整後希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 調整後の当期利益	248,073	290,808
調整後希薄化後1株当たり当期利益 (円)	25,903.94	30,530.39

33. 非資金取引

重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースにより取得した資産の金額は、前年度において3,573百万円、当年度において2,977百万円であります。

#### 34. 株式報酬

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与されております。

ストック・オプション制度の概要は、以下のとおりであります。

##### (1) スtock・オプションの契約条件等

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| ① 付与対象者の区分             | : 当社取締役及び執行役員 |
| ② 決済方法                 | : 株式決済        |
| ③ 付与されたストック・オプションの有効期間 | : 付与日より30年    |
| ④ 権利確定条件               | : 付されていません    |

なお、ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

- (a) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている(ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている)。
- (b) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

##### (2) スtock・オプション数の変動状況

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)			当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)		
	取締役	執行役員等	合計	取締役	執行役員等	合計
	株	株	株	株	株	株
期首残高	1,003	1,106	2,109	1,524	1,557	3,081
付与	521	458	979	514	524	1,038
行使	—	(7)	(7)	—	—	—
振替	—	—	—	(163)	163	—
期末残高	1,524	1,557	3,081	1,875	2,244	4,119
期末時点における 行使可能残高	—	283	283	—	430	430

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) スtock・オプションは、すべて権利行使価格1円で付与しております。

(注3) スtock・オプションの期中付与対象者は、前年度において取締役9名・執行役員14名、当年度において取締役8名・執行役員15名であります。なお、ストック・オプション変動状況のうち「振替」とは、期中に役職変更された付与対象者の変更時保有分であります。

(注4) 期中に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、前年度において198,386円、当年度において277,947円であります。

(注5) 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均株価は、前年度において278,200円あります。なお、当年度は期中行使がありません。

(注6) 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前年度において28.3年、当年度において27.8年あります。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値の測定方法

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

② 主な基礎数値及び見積方法

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
株価	270,600円	367,000円
株価変動性(注1)	34.4%	35.5%
予想残存期間(注2)	15年	15年
予想配当(注3)	5,600円/株	6,800円/株
無リスク利率(注4)	1.41%	1.48%

(注1) 上場日(1994年10月27日)以後の期間の株価実績に基づき算出しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 直近の配当実績に基づき算出しております。なお、前年度の配当実績には記念配当200円は含んでおりません。

(注4) 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

(4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に含まれている、ストック・オプションに係る費用計上額は、前年度において203百万円、当年度において265百万円であります。

### 35. 金融商品

移行日及び前年度においては、IFRS第1号に基づくIFRS第7号及びIFRS第9号の遡及適用の免除規定により、従前の会計基準(日本基準)を適用しております。当年度においては、IFRS第7号及びIFRS第9号を適用しております。

#### (1) 資本管理

当社グループは、中長期の持続的成長を通じて、企業価値を最大化することを目指しております。

持続的成長の実現には、今後、事業投資、外部資源の獲得等の事業成長に向けた投資機会が生じた際に、機会を逃さず適切かつ迅速に投資を実行するための財務余力が必要であると認識しております。そのため、当社は将来の投資機会に対する財務の健全性・柔軟性の確保、及び資本収益性のバランスある資本構成の維持を目指しております。

当社グループは有利子負債から現金及び現金同等物を控除した純有利子負債、及び資本(親会社の所有者に帰属する部分)を管理対象としており、各報告日時点の残高は以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
有利子負債	875,423	709,087	502,368
現金及び現金同等物	(154,369)	(244,240)	(404,740)
純有利子負債	721,054	464,847	97,628
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	1,654,683	1,525,145	1,634,050

当社の株式については「日本たばこ産業株式会社法」において以下のとおり規定されております。

政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下、会社)が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならない。(第2条第1項)

会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式(自己株式を除く)、新株予約権(自己新株予約権を除く)若しくは新株予約権付社債(自己新株予約権付社債を除く)を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。(第2条第2項)

政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。(第3条第1項)

当社グループは、財務の健全性・柔軟性及び資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については、格付け、資本収益性については、ROE(株主資本利益率)を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

#### (2) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、四半期ごとに当社の経営会議に報告しております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

### (3) 信用リスク

当社グループの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりません。

また、主に、余資運用のため保有している債券等及び政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクに晒されています。

さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されています。

当社グループは、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、与信限度額又は取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。なお、単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額となります。

決算日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は、以下のとおりであります。なお、保険の付保及び担保の取得により回収が見込まれる金額を含んでおります。

	合計	期日経過額			
		30日以内	30日超 60日以内	60日超 90日以内	90日超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2012年3月31日					
営業債権及びその他の債権	2,635	2,376	60	8	191
その他の金融資産	285	—	—	—	285

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

	当年度 (自 2010年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円
期首残高	26,322
期中増加額	514
期中減少額 (目的使用)	(8,795)
期中減少額 (戻入)	(2,120)
その他の増減	(55)
期末残高	15,866

### (4) 流動性リスク

当社グループは、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、複数の金融機関とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

各年度末における金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の期日別残高は、以下のとおりであります。

移行日 (2010年4月1日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	301,880	301,880	301,880	—	—	—	—	—
短期借入金	109,263	109,263	109,263	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	119,000	119,000	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	23,025	23,025	23,025	—	—	—	—	—
長期借入金	149,569	149,569	—	22,204	104,107	20,928	1,801	530
1年内償還予定の社債	50,395	50,300	50,300	—	—	—	—	—
社債	409,015	409,086	—	146,030	96,756	100	166,200	—
合計	1,162,148	1,162,124	603,469	168,234	200,863	21,028	168,001	530

前年度 (2011年3月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	311,787	311,787	311,787	—	—	—	—	—
短期借入金	70,060	70,060	70,060	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	21,491	21,491	21,491	—	—	—	—	—
長期借入金	152,415	152,415	—	99,378	20,893	1,693	30,035	416
1年内償還予定の社債	126,486	126,480	126,480	—	—	—	—	—
社債	325,739	325,808	—	91,726	100	153,981	40,000	40,000
合計	1,007,977	1,008,039	529,817	191,104	20,993	155,674	70,035	40,416

当年度 (2012年3月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	298,663	298,663	298,663	—	—	—	—	—
短期借入金	43,486	43,486	43,486	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	78,219	78,219	78,219	—	—	—	—	—
長期借入金	49,277	49,277	—	20,593	1,103	27,158	23	401
1年内償還予定の社債	90,061	90,109	90,109	—	—	—	—	—
社債	230,473	230,583	—	100	150,483	40,000	—	40,000
小計	790,179	790,337	510,477	20,693	151,586	67,158	23	40,401
デリバティブ負債 (注)								
為替予約取引	1,630	1,630	1,630	—	—	—	—	—
金利スワップ取引	152	152	48	38	37	28	—	—
金利通貨スワップ取引	3,350	2,472	(47)	(94)	(200)	2,813	—	—
小計	5,133	4,254	1,632	(56)	(163)	2,841	—	—
合計	795,311	794,591	512,109	20,637	151,423	69,998	23	40,401

(注) キャッシュ・フローの ( ) 内は、受取額であります。

決算日現在におけるコミットメント・ライン総額、及び借入実行残高は、以下のとおりであります。

	当年度 (2012年3月31日)
	百万円
コミットメント・ライン総額	513,525
借入実行残高	76,933
未実行残高	436,592

(5) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- (i) 当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及び、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、当社グループの各機能通貨建ての損益及びキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- (ii) 当社グループの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、当社グループの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- (iii) 当社グループの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、当社グループの損益が為替変動の影響を受けるリスク

(i)のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点又は債権債務確定時点において、デリバティブ又は外貨建有利子負債を利用したヘッジを行っております。(ii)のリスクに対しては、外貨建有利子負債を利用したヘッジを行っており、その一部は純投資ヘッジの指定を行っております。(iii)のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

当社グループは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、為替相場の現状及び見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務部は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

通貨デリバティブの詳細は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	移行日 (2010年4月1日)			前年度 (2011年3月31日)			当年度 (2012年3月31日)		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
為替予約取引									
買建	296,523	2,894	654	204,216	-	2,945	87,143	-	(1,227)
売建	133,768	2,416	(490)	85,173	-	(1,238)	35,091	-	350
通貨スワップ取引									
買建	59,712	-	(123)	-	-	-	-	-	-
売建	2,260	2,260	(460)	1,782	1,782	(82)	-	-	-
通貨オプション取引									
買建	-	-	-	6,112	-	121	-	-	-
合計	492,262	7,570	(419)	297,283	1,782	1,745	122,235	-	(877)

連結子会社において、在外営業活動体に対する純投資について報告通貨への換算から生じる換算差額の変動リスクを緩和すべく、外貨建ての借入金及び社債をヘッジ手段として指定しております。

ヘッジ手段に指定された借入金及び社債は、以下のとおりであります。

当年度（2012年3月31日）

	帳簿価額	返済期限
	百万円	
ユーロ建社債	50,359	2014年
ユーロ建借入金	13,226	2012年
ポンド建借入金	48,592	2012年

為替感応度分析

当社グループが決算日現在において保有する金融商品において、機能通貨に対して、機能通貨以外の各通貨が10%増価した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

機能通貨建ての金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

当年度 (2012年3月31日)	
百万円	
税引前利益	1,178

#### (6) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。

当社グループは、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、金利の現状及び見通しに基づいて金利ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下でデリバティブを利用したヘッジ取引を実行し、当社財務部は、定期的にもその実績を当社の経営会議に報告しております。

金利デリバティブの詳細は、以下のとおりであります。

#### (i) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	移行日 (2010年4月1日)			前年度 (2011年3月31日)			当年度 (2012年3月31日)		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
金利スワップ取引									
受取固定・									
支払変動	36,606	36,606	2,297	31,576	31,576	2,192	29,959	—	1,187
受取変動・									
支払固定	—	—	—	—	—	—	1,814	1,814	(150)
金利キャップ取引									
買建	297,744	36,606	161	31,576	31,576	14	29,959	—	0
合計	334,351	73,213	2,458	63,153	63,153	2,205	61,732	1,814	1,037

## (ii) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

	移行日 (2010年4月1日)			前年度 (2011年3月31日)			当年度 (2012年3月31日)		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値 (注2)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
金利スワップ取引									
受取変動・									
支払固定	1,137	437	(注1)	357	198	(注1)	198	58	(2)
金利通貨スワップ取引									
受取変動・									
支払固定	-	-	-	30,000	30,000	(注1)	30,000	30,000	(3,350)
合計	1,137	437	-	30,357	30,198	-	30,198	30,058	(3,352)

(注1) 移行日及び前年度においては、従前の会計基準(日本基準)を適用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) キャッシュ・フロー・ヘッジの適用により、連結財政状態計算書において公正価値で計上しております。

## 金利感応度分析

当社グループが決算日現在において保有する金融商品において、金利が100bp上昇した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響額は、以下のとおりであります。

金利変動の影響を受ける金融商品を対象としており、為替変動の影響等その他の要因は一定であることを前提としております。

	当年度 (2012年3月31日)
	百万円
税引前利益	1,061

## (7) 市場価格の変動リスク

当社グループは、有価証券について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

## (8) 金融商品の公正価値

各年度末における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

	移行日 (2010年4月1日)		前年度 (2011年3月31日)		当年度 (2012年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金(注)	172,594	173,733	173,906	174,302	127,496	127,844
社債(注)	459,410	474,273	452,225	462,476	320,534	328,767

(注) 1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。  
長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当社及び連結子会社が発行する社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

- レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値
- レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

当年度（2012年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	1,941	—	1,941
株式	35,712	—	3,394	39,106
その他	71	—	945	1,016
合計	<u>35,783</u>	<u>1,941</u>	<u>4,339</u>	<u>42,063</u>
デリバティブ負債	—	5,133	—	5,133
合計	<u>—</u>	<u>5,133</u>	<u>—</u>	<u>5,133</u>

レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円
期首残高	4,530
利得及び損失合計	
損益（注1）	(337)
その他の包括利益（注2）	333
購入	20
売却	(206)
期末残高	<u>4,339</u>

（注1）当年度の損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

（注2）当年度のその他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

### 36. 関連当事者

日本国政府は、日本たばこ産業株式会社法に基づき、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならないこととされており、当年度末現在、当社の発行済株式総数の50.01%を保有しております。

#### (1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

#### (2) 主要な経営幹部に対する報酬

各年度の主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	百万円	百万円
報酬及び賞与	703	762
株式報酬	108	133
合計	811	895

### 37. コミットメント

#### (1) 資産の取得に係るコミットメント

各年度における、決算日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりであります。

	前年度 (2011年3月31日)	当年度 (2012年3月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産の取得	34,655	32,541
無形資産の取得	859	8,183
合計	35,514	40,724

#### (2) 国内葉たばこの買入れ

当社の国内葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社はこの契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。

### 38. 東日本大震災による損失

各年度に連結損益計算書において計上されている東日本大震災による損失は、以下のとおりであります。

	前年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日)	当年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月 31日)
	百万円	百万円
東日本大震災による損失	10,918	15,048

前年度における東日本大震災による損失は、固定資産の滅失損失及び復旧費用、並びに棚卸資産の滅失損失等であります。

当年度における東日本大震災による損失は、棚卸資産の廃棄損失及び操業停止に伴う固定費等であります。

また、上記損失額以外に、前年度の見積額の戻入れとして1,811百万円、当該震災により被災した固定資産の滅失損失及び復旧費用、並びに棚卸資産の滅失損失に対する受取保険金として5,081百万円を当年度の連結損益計算書の「その他の営業収益」に計上しております。

### 39. 偶発事象

#### 偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積もることが不可能な訴訟については、引当金は計上しておりません。

なお、当社グループは、これらの訴訟において、当社グループの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

#### ①喫煙と健康に関する訴訟

当社及び一部の子会社は、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、連結決算日現在25件係属しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは以下のとおりであります。

#### (i) 個人訴訟

南アフリカにおいて当社の被補償者に対して1件の個人訴訟が提起されております。

#### 南アフリカ 個人訴訟 (*Joseowitz*)

2000年10月に、当社の被補償者に対して、個人訴訟が提起されております。原告は、当該被補償者は健康に影響のある製品だと知りながらたばこ製品を販売し、依存性を助長させるためニコチン含有量を操作し、南アフリカの包装規制を遵守せず、子どもらによる喫煙を助長するため、ひそかに全世界で事業を行ったとして、補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は2001年2月以降手続停止中であります。

また、アイルランドにおいて、当社グループ会社に対して8件の個人訴訟（うち数件は、8件中の1件の判断が下されるまで手続停止中）が、日本において当社に対して2件の個人訴訟が提起されております。

#### (ii) 集団訴訟

当社グループ会社又は当社の被補償者に対して、カナダにおいて8件、イスラエルにおいて1件の集団訴訟が係属中であります。

#### カナダ ケベック州の集団訴訟 (*Cecillia Letourneau*)

1998年9月に、当社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac）を含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する補償的損害賠償と懲罰的損害賠償、総額約1兆4,689億円（約178億カナダドル）（被告全体に対する連帯責任）を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月に本案審理が開始されております。被告たばこ製造業者は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起しております。

#### カナダ ケベック州の集団訴訟(Conseil quebécois sur le tabac et la sante)

1998年11月に、JTI-Macを含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する補償的損害賠償と懲罰的損害賠償、総額約4,209億円(約51億カナダドル)(被告全体に対する連帯責任)を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月に本案審理が開始されております。被告たばこ製造業者は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起しております。

#### カナダ サスカチュワン州の集団訴訟(Adams)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。本訴訟は、本案審理前の申し立てにおいて手続停止中であります。

#### カナダ マニトバ州の集団訴訟(Kunta)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておられません。本訴訟は現在手続停止中であります。

#### カナダ ノバスコシア州の集団訴訟(Semple)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておられません。本訴訟は現在手続停止中であります。

#### カナダ アルバータ州の集団訴訟(Dorion)

2009年7月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておられません。当社の被補償者は、訴状送達の有効性について争っております。本訴訟は現在手続停止中であります。

#### カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(Bourassa)

2010年6月にJTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は、現在本案審理前の申し立てにおいて手続停止中であります。

#### カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(McDermid)

2010年6月にJTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は、現在本案審理前の申し立てにおいて手続停止中であります。

#### イスラエル 集団訴訟(Navon)

2004年12月に、当社のスイス子会社であるJT International AG Dagersellenを含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社が使用している「lights」の記述が誤解を招くもので、詐欺的であり、消費者保護法に違反しているとして、原告及びイスラエルにおける「lights」製品全喫煙者の経済的損失に対する補償的損害賠償、精神的損害賠償及び懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は、現在イスラエルで係属中の「lights」訴訟(当社グループ及び当社の被補償者は当事者となっておりません)における集団適格に関する判断が下されるまで訴訟手続が停止しております。

### (iii) 医療費返還訴訟

カナダにおいて、JTI-Mac及び当社の被補償者に対し、ブリティッシュ・コロンビア州政府、ニューブランズウィック州政府、オンタリオ州政府及びニューファウンドランド・ラブラドル州政府により提起された4件の医療費返還訴訟が係属中であり、これらの州は、「たばこ関連不正行為」(tobacco related wrong)の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を請求するために、州政府に対し、直接たばこ製造業者を提訴する権限を与える目的のために制定された州法に基づき提訴しております。

#### カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の医療費返還訴訟

2001年1月に、「たばこの被害及び医療費返還法」に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ブリティッシュ・コロンビア州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。同年、被告たばこ会社は、当該州法の合憲性について異議申し立てを行いましたが、2005年9月に、カナダ最高裁判所により最終的に却下されております。本訴訟は、第一審において係属中であり、また被告たばこ会社は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起しましたが、2011年7月に、カナダ最高裁判所は、最終的に被告たばこ会社の第三者請求を却下しております。本案審理前の証拠開示手続は進行中であり、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

#### カナダ ニューブランズウィック州の医療費返還訴訟

2008年3月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ニューブランズウィック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の証拠開示手続は進行中であり、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

#### カナダ オンタリオ州の医療費返還訴訟

2009年9月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、オンタリオ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額4兆1,260億円(500億カナダドル)のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の証拠開示手続は進行中であり、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

#### カナダ ニューファウンドランド・ラブラドル州の医療費返還訴訟

2011年2月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ニューファウンドランド・ラブラドル州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の証拠開示手続は進行中であり、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

また、スペインにおいて、当社グループ会社に対して1件の医療費返還訴訟が係属中であり、

### ②その他の訴訟

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟においても被告となっております。現在係属中の訴訟のうち、主なものは以下の通りであります。

#### 商事訴訟

##### 日本 損害賠償請求訴訟

2008年11月、舟山加藤佳食品有限公司/舟山港明食品有限公司(以下、舟山食品)とその親会社である浙江海氏実業集团有限公司が、日本における当社の食品事業の子会社である旧株式会社加ト吉(当社による買収後、テーブルマーク株式会社へ名称変更)に対し、提訴しております(現在、浙江海氏実業集团有限公司は当事者に含まれておりません)。原告は、被告が舟山食品の持分を第三者に譲渡する際に、舟山食品の債務不履行を回避する必要な措置を講ずることを怠ったため、支配権の変更により銀行融資の引揚げを招いたと主張しております。また、原告は、利益の損失と付随的損害を含む損害賠償を求めております。第一審は、被告勝訴の判決を下し、現在控訴審において係属中であり、

##### 日本 損害賠償請求訴訟

2010年2月、旧株式会社加ト吉の元代表取締役会長兼社長は、原告と旧株式会社加ト吉(当社による買収後、テーブルマーク株式会社へ名称変更)の間で締結した資産譲渡契約及び原告による連帯債務保証により損害を被ったとしてテーブルマーク株式会社及びその子会社に対して提訴しております。原告は、資産譲渡契約の無効を主張しております。

(注) 外貨建の訴訟の金額は、連結決算日の為替レートにより円貨に換算しております。

#### 40. 後発事象

##### (1) 株式分割

当社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議しております。

##### ① 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、株式分割と同時に、全国証券取引所が2014年4月1日までに売買単位を100株又は1,000株に集約することを踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

これらにより、当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の2分の1になります。

##### ② 株式分割の概要

###### (i) 分割の方法

2012年6月30日(土)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

###### (ii) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,000,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,990,000,000 株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000,000 株

###### (iii) 分割の日程

基準日公告	2012年5月31日(木)
基準日	2012年6月30日(土)
効力発生日	2012年7月1日(日)

##### ③ 単元株制度の採用

###### (i) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

###### (ii) 新設の日程

効力発生日	2012年7月1日(日)
-------	--------------

なお、当該株式分割が前年度期首に行われたと仮定した場合の前年度における1株当たり情報及び当年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

	前年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	円	円
基本的1株当たり当期利益	127.07	168.50
希薄化後1株当たり当期利益	127.04	168.44
調整後希薄化後1株当たり当期利益	129.52	152.65

(2) 株式の取得

当社グループは、2012年5月24日、GT&Co BVBAとの間で、欧州諸国及びその他の多くの市場においてRYO/MYO(注1)たばこ製造・販売事業を展開しているGryson NV(ベルギー)(以下、Gryson社)の全発行済株式を取得する契約を締結しました。本件は、欧州RYO/MYOマーケットにおける事業基盤の更なる強化及びGryson社の有する専門性・技術等の獲得が目的であります。

なお、Gryson社に加え関連する会社の株式取得を含む本買収の対価(注2)については、現時点で475百万ユーロ(約474億円)(注3)を見込んでおります。本買収は必要な手続きを経て2012年中に完了する見込みであります。

(注1) RYO: Roll Your Own (一般的に、顧客自身の手で巻紙を用いて手巻きするための刻たばこ)

MYO: Make Your Own (一般的に、顧客が器具と筒状の巻紙を用いて紙巻たばこを作製するための刻たばこ)

(注2) 有利子負債及び現金相当額の影響を除いております。

(注3) 1ユーロ= 99.89円で計算。

(3) 係争事件の発生

連結決算日後に、カナダにおいて以下の医療費返還訴訟が提起されております。

なお、アルバータ州政府、マニトバ州政府及びサスカチュワン州政府により提起された訴訟について、JTI-Macは訴状の送達を受けておりません。

カナダ ケベック州の医療費返還訴訟

2012年6月8日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ケベック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。ケベック州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額として総額607億カナダドル(約4兆6,900億円(注)) (被告全体に対する連帯責任)の返還を求めています。各被告の負担額又は負担割合は特定されていません。

カナダ アルバータ州の医療費返還訴訟

2012年6月8日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、アルバータ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。アルバータ州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額として少なくとも総額100億カナダドル(約7,700億円(注)) (被告全体に対する連帯責任)の返還を求めています。各被告の負担額又は負担割合は特定されていません。

カナダ マニトバ州の医療費返還訴訟

2012年5月31日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、マニトバ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。マニトバ州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の返還を求めています。請求額は特定されていません。

カナダ サスカチュワン州の医療費返還訴訟

2012年6月8日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、サスカチュワン州政府により医療費返還訴訟が提起されております。サスカチュワン州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の返還を求めています。請求額は特定されていません。

(注) 1カナダドル=77.43円で計算。

#### 41. 初度適用

当年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2011年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、移行日は2010年4月1日であります。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の違い」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

#### 2010年4月1日(移行日)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	155,444	(1,075)	—	154,369	(7)	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金						営業債権及びその他の債権
貸倒引当金(流動資産)	293,262	15,847	(1,019)	308,091	(1), (7)	
商品及び製品						
半製品						
仕掛品	555,100	(19,221)	(3,931)	531,948	(1), (7)	棚卸資産
原材料及び貯蔵品						
有価証券	11,950	9,678	—	21,629	(7)	その他の金融資産
その他(流動資産)	153,471	(6,362)	(25)	147,084	(7)	その他の流動資産
繰延税金資産(流動資産)	26,615	(26,615)	—	—	(7)	
流動資産合計	1,195,843	(27,749)	(4,975)	1,163,120		小計
	—	1,406	(40)	1,366	(2), (7)	売却目的で保有する非流動資産
	1,195,843	(26,342)	(5,015)	1,164,486		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	679,561	(60,669)	29,688	648,580	(2), (7)	有形固定資産
のれん	1,387,397	—	747	1,388,144	(2)	のれん
商標権						無形資産
その他(無形固定資産)	381,667	12,912	111	394,690	(2), (7)	
	—	60,374	20,714	81,087	(2), (7)	投資不動産
	—	23,391	(18,157)	5,234	(3), (7)	退職給付に係る資産
	—	23,311	—	23,311	(7)	持分法で会計処理されている投資
投資有価証券						
その他(投資その他の資産)	142,751	(59,591)	342	83,502	(7)	その他の金融資産
貸倒引当金(投資その他の資産)						
繰延税金資産(投資その他の資産)	85,376	26,615	10,116	122,107	(7)	繰延税金資産
固定資産合計	2,676,753	26,342	43,560	2,746,655		非流動資産合計
資産合計	3,872,596	—	38,546	3,911,142		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
支払手形及び買掛金	223,201	77,859	821	301,880	(7)	流動負債
未払金						営業債務及びその他の債務
短期借入金						
コマーシャル・ペーパー						
1年内償還予定の社債	301,683	—	—	301,683		社債及び借入金
1年内返済予定の長期借入金						
未払法人税等	54,058	—	—	54,058		未払法人所得税等
	—	12,484	737	13,221	(7)	その他の金融負債
引当金(流動負債)	39,610	(35,623)	(39)	3,948	(7)	引当金
リース債務						
未払たばこ税						
未払たばこ特別税						
未払地方たばこ税	480,626	(60,223)	13,056	433,459	(4), (7)	その他の流動負債
未払消費税等						
その他(流動負債)						
繰延税金負債(流動負債)	2,357	(2,357)	—	—	(7)	
流動負債合計	1,101,535	(7,861)	14,576	1,108,250		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債						
長期借入金	558,584	—	—	558,584		社債及び借入金
	—	28,984	355	29,339	(7)	その他の金融負債
退職給付引当金	251,902	20,672	12,427	285,002	(3), (7)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	764	3,440	1,424	5,628	(7)	引当金
リース債務						
その他(固定負債)	141,954	(47,593)	3,620	97,982	(4), (7)	その他の非流動負債
繰延税金負債(固定負債)	94,578	2,357	1,720	98,655	(7)	繰延税金負債
固定負債合計	1,047,782	7,861	19,547	1,075,190		非流動負債合計
負債合計	2,149,318	—	34,122	2,183,440		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100,000	—	—	100,000		資本金
資本剰余金	736,407	—	—	736,407		資本剰余金
自己株式	(74,575)	—	—	(74,575)		自己株式
評価・換算差額等						
新株予約権	(422,822)	—	435,431	12,609	(3), (5)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	1,310,670	—	(430,427)	880,243	(6)	利益剰余金
株主資本合計						
評価・換算差額等	1,649,679	—	5,004	1,654,683		親会社の所有者に帰属する持分
新株予約権						
少数株主持分	73,599	—	(580)	73,019		非支配持分
純資産合計	1,723,278	—	4,423	1,727,702		資本合計
負債純資産合計	3,872,596	—	38,546	3,911,142		負債及び資本合計

調整に関する注記（2010年4月1日）

(1) 営業債権及び棚卸資産に対する調整

当社グループでは、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。また、当社グループにおいて日本基準の下で計上していた貯蔵品の中で、主に販売促進を目的とした物品等については、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰余金に調整が反映されております。

(2) 有形固定資産、のれん、無形資産、投資不動産及び売却目的で保有する非流動資産に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。この他、広告宣伝的及び販売促進的で取得した資産、並びに経済的実質を有する交換取引等から発生する損益は、利益剰余金に調整が反映されております。また、IFRS第3号の規定に基づき、一部日本基準ののれんの帳簿価額を遡及修正しております。

(3) 従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整

当社グループは、日本基準の下で数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりました。IFRSでは、数理計算上の差異は発生時に、その他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金に調整が反映されております。また、従前米国会計基準を適用していた海外子会社において純資産の部に計上されていた、退職給付における数理計算上の差異については、IFRSでは利益剰余金に振り替えを行っております。

(4) 未消化の有給休暇に対する調整

当社グループは、日本基準の下では会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSにおいて負債計上を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(5) その他の資本の構成要素に対する調整

当社グループは、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外子会社に係る累積換算差額の残高を、移行日である2010年4月1日時点においてすべて利益剰余金に振り替えております。

(6) 利益剰余金に対する調整

	2010年4月1日
	百万円
営業債権及び棚卸資産に対する調整((1)参照)	(4, 151)
有形固定資産及び無形資産等に対する調整((2)参照)	48, 938
従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整((3)参照)	(30, 722)
未消化の有給休暇に対する調整((4)参照)	(15, 170)
その他の資本の構成要素に対する調整((5)参照)	(435, 431)
その他	4, 517
小計	(432, 018)
税効果による調整	1, 011
非支配持分に係る調整	580
利益剰余金に対する調整合計	(430, 427)

(7) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債については、流動部分をすべて非流動に組み替えております。
- ・IFRSの表示規定に基づき、「投資不動産」及び「売却目的で保有する非流動資産」を別掲しております。
- ・IFRSの表示規定に基づき、金融資産及び金融負債を別掲しております。
- ・「引当金」及び「退職給付に係る負債」については、IFRSにおいて規定されている定義及び計上要件等に基づき、一部組替を行っております。

2011年3月31日(直近の日本基準の連結財務諸表作成日)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	117,458	126,782	—	244,240	(8)	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金						営業債権及びその他の債権
貸倒引当金(流動資産)	299,048	11,903	252	311,202	(1),(8)	
商品及び製品						
半製品						
仕掛品	513,858	(21,161)	(4,088)	488,609	(1),(8)	棚卸資産
原材料及び貯蔵品						
有価証券	159,098	(121,749)	—	37,349	(8)	その他の金融資産
その他(流動資産)	133,684	4,226	—	137,910	(8)	その他の流動資産
繰延税金資産(流動資産)	24,675	(24,675)	—	—	(8)	
流動資産合計	1,247,821	(24,675)	(3,836)	1,219,310		小計
	—	20,930	18,623	39,553	(2),(8)	売却目的で保有する非流動資産
	1,247,821	(3,745)	14,787	1,258,863		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	663,551	(55,025)	30,799	639,324	(2),(8)	有形固定資産
のれん	1,147,816	—	28,298	1,176,114	(3)	のれん
商標権						
その他(無形固定資産)	313,671	12,512	4,011	330,194	(2),(8)	無形資産
	—	34,080	2,396	36,477	(2),(8)	投資不動産
	—	22,807	(16,038)	6,769	(4),(8)	退職給付に係る資産
	—	19,072	—	19,072	(8)	持分法で会計処理されている投資
投資有価証券						
その他(投資その他の資産)	116,741	(54,378)	298	62,661	(8)	その他の金融資産
貸倒引当金(投資その他の資産)						
繰延税金資産(投資その他の資産)	82,329	24,675	18,723	125,726	(8)	繰延税金資産
固定資産合計	2,324,107	3,745	68,486	2,396,338		非流動資産合計
資産合計	3,571,928	—	83,273	3,655,201		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
支払手形及び買掛金	237,950	73,837	—	311,787	(8)	流動負債
未払金						営業債務及びその他の債務
短期借入金						
コマーシャル・ペーパー						
1年内償還予定の社債	218,037	—	—	218,037		社債及び借入金
1年内返済予定の長期借入金						
未払法人税等	65,651	—	—	65,651		未払法人所得税等
	—	8,268	178	8,446	(8)	その他の金融負債
引当金(流動負債)	38,778	(34,543)	(50)	4,184	(8)	引当金
リース債務						
未払たばこ税						
未払たばこ特別税						
未払地方たばこ税	500,717	(50,804)	13,174	463,088	(5), (8)	その他の流動負債
未払消費税等						
その他(流動負債)						
繰延税金負債(流動負債)	2,241	(2,241)	—	—	(8)	
流動負債合計	1,063,374	(5,484)	13,302	1,071,192		小計
	—	6,297	—	6,297	(8)	売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債
	1,063,374	814	13,302	1,077,490		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債						
長期借入金	478,154	—	—	478,154		社債及び借入金
	—	14,654	177	14,832	(8)	その他の金融負債
退職給付引当金	231,601	21,967	58,348	311,917	(4), (8)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	376	4,136	—	4,512	(8)	引当金
リース債務						
その他(固定負債)	134,590	(43,813)	3,358	94,135	(5), (8)	その他の非流動負債
繰延税金負債(固定負債)	72,630	2,241	(2,021)	72,850	(8)	繰延税金負債
固定負債合計	917,351	(814)	59,863	976,400		非流動負債合計
負債合計	1,980,725	—	73,165	2,053,889		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100,000	—	—	100,000		資本金
資本剰余金	736,410	—	—	736,410		資本剰余金
自己株式	(94,574)	—	—	(94,574)		自己株式
その他の包括利益累計額						
新株予約権	(626,969)	—	376,224	(250,745)	(4), (6)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	1,400,189	—	(366,135)	1,034,054	(7)	利益剰余金
株主資本合計						
その他の包括利益累計額	1,515,056	—	10,089	1,525,145		親会社の所有者に帰属する持分
新株予約権						
少数株主持分	76,147	—	19	76,166		非支配持分
純資産合計	1,591,203	—	10,109	1,601,311		資本合計
負債純資産合計	3,571,928	—	83,273	3,655,201		負債及び資本の合計

調整に関する注記(2011年3月31日)

(1) 営業債権及び棚卸資産に対する調整

当社グループでは、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。また、当社グループにおいて日本基準の下で計上していた貯蔵品の中で、主に販売促進を目的とした物品等については、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰余金に調整が反映されております。

(2) 有形固定資産、無形資産、投資不動産及び売却目的で保有する非流動資産に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。この他、広告宣伝的及び販売促進的で取得した資産、並びに経済的実質を有する交換取引等から発生する損益は、利益剰余金に調整が反映されております。

(3) のれんの償却に対する調整

日本基準の下で、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは、移行日以降の償却を停止しているため、利益剰余金に調整が反映されております。

(4) 従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整

当社グループは、日本基準の下で数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりました。IFRSでは、数理計算上の差異は発生時に、その他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金に調整が反映されております。また、従前米国会計基準を適用していた海外子会社において純資産の部に計上されていた、退職給付における数理計算上の差異については、IFRSでは利益剰余金に振り替えております。

(5) 未消化の有給休暇に対する調整

当社グループは、日本基準の下では会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSにおいて負債計上を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(6) その他の資本の構成要素に対する調整

当社グループは、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外子会社に係る累積換算差額の残高を、移行日である2010年4月1日時点においてすべて利益剰余金に振り替えております。

(7) 利益剰余金に対する調整

	2011年3月31日
	百万円
営業債権及び棚卸資産に対する調整((1)参照)	(3,579)
有形固定資産及び無形資産等に対する調整((2)参照)	55,479
のれんの償却に対する調整((3)参照)	91,097
従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整((4)参照)	(25,310)
未消化の有給休暇に対する調整((5)参照)	(14,838)
その他の資本の構成要素に対する調整((6)参照)	(469,668)
その他	5,428
小計	(361,391)
税効果による調整	(4,549)
非支配持分に係る調整	(195)
利益剰余金に対する調整合計	(366,135)

(8) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債については、流動部分をすべて非流動に組み替えております。
- ・IFRSの表示規定に基づき、「投資不動産」、「売却目的で保有する非流動資産」及び「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」を別掲しております。
- ・IFRSの表示規定に基づき、金融資産及び金融負債を別掲しております。
- ・「引当金」及び「退職給付に係る負債」については、IFRSにおいて規定されている定義及び計上要件等に基づき、一部組替を行っております。

損益及び包括利益に対する調整(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)  
(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
連結損益計算書						連結損益計算書
売上高	6,194,554	(4,135,281)	92	2,059,365	(1)	売上収益
売上原価	(5,074,075)	4,117,153	3,062	(953,860)	(1), (2), (3)	売上原価
売上総利益	1,120,480	(18,129)	3,155	1,105,506		売上総利益
	—	21,073	(443)	20,630	(3)	その他の営業収益
	—	2,330	—	2,330	(3)	持分法による投資利益
販売費及び一般管理費	(791,799)	(36,951)	101,606	(727,144)	(3), (4)	販売費及び一般管理費等
営業利益	328,681	(31,677)	104,318	401,321		営業利益
営業外収益	12,029	(12,029)	—	—	(3)	
営業外費用	(28,223)	28,223	—	—	(3)	
特別利益	20,601	(20,601)	—	—	(3)	
特別損失	(52,590)	52,590	—	—	(3)	
	—	9,227	643	9,870	(3)	金融収益
	—	(26,359)	410	(25,949)	(3), (5)	金融費用
税金等調整前当期純利益	280,498	(626)	105,371	385,242		税引前利益
法人税、住民税及び事業税						
法人税等調整額	(130,890)	626	(6,243)	(136,506)		法人所得税費用
少数株主損益調整前当期純利益	149,608	—	99,128	248,736		当期利益
連結包括利益計算書						連結包括利益計算書
その他の包括利益						その他の包括利益
為替換算調整勘定	(196,361)	—	(60,423)	(256,784)	(6)	在外営業活動体の換算差額
その他有価証券評価差額金	(6,458)	—	—	(6,458)		その他有価証券評価差額金
年金債務調整勘定	(1,216)	—	(33,245)	(34,461)	(7)	数理計算上の差異
その他の包括利益 合計	(204,035)	—	(93,668)	(297,703)		税引後その他の包括利益
包括利益	(54,427)	—	5,460	(48,967)		当期包括利益

## 調整に関する注記(2011年3月31日に終了する事業年度の包括利益)

### (1) 売上収益に対する調整

当社グループでは、日本基準の下で、たばこ税及びその他の代理取引取扱高を売上高に含めて表示しておりますが、IFRSでは当該たばこ税及びその他の代理取引取扱高は売上収益に含めておりません。

日本基準の下で、一部のレポート等は販売費及び一般管理費に表示しておりますが、IFRSでは売上収益より控除して表示しております。

日本基準の下で、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。

### (2) 売上原価に対する調整

当社グループでは、日本基準の下で、売上に対応するたばこ税及びその他の代理取引取扱高を売上原価に含めて表示しておりましたが、IFRSでは当該たばこ税及びその他の代理取引取扱高を売上原価に含めておりません。

日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

日本基準の下で行っていた退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っております。また、数理計算上の差異は、日本基準の下では、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益にその全額を認識しております。

### (3) 売上原価、その他の営業収益、持分法による投資利益、販売費及び一般管理費等、金融収益及び金融費用に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失に表示していた項目を、IFRSでは財務関連項目を金融収益又は金融費用に、それ以外の項目については、売上原価、その他の営業収益、持分法による投資利益又は販売費及び一般管理費等に表示しております。

### (4) 販売費及び一般管理費等に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、レポート等は販売費及び一般管理費に表示しておりましたが、IFRSでは、売上収益より控除して表示しております。また、日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

日本基準の下で、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは償却を停止しております。

日本基準の下で行っていた退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っております。また、数理計算上の差異は、日本基準の下では、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益にその全額を認識しております。

### (5) 金融費用に対する調整

当社グループは、日本基準の下で行っていた退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っております。

日本基準の下、退職給付費用のうち利息費用及び期待運用収益を売上原価又は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、IFRSでは金融費用に計上しております。

### (6) 在外営業活動体の換算差額に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、JTIIHグループで計上しているのれんについては、JTIIHの機能通貨である米国ドル建で認識し、当社グループの連結財務諸表の表示通貨である円に換算しておりました。IFRSではJTIIHグループで計上しているのれんについては、JTIIHグループ傘下の各子会社の機能通貨建で認識し、当社グループの連結財務諸表の表示通貨である円に換算しております。

### (7) 数理計算上の差異に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、退職給付債務の計算における数理計算上の差異について、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した金額を発生翌年度から費用処理しておりましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益にその全額を認識しております。

キャッシュ・フローに対する調整(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)  
(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度)

日本基準に準拠し開示していた連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに準拠し開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に、重要な差異はありません。

(2) 【その他】

① 当年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当年度 (注3)
売上高(百万円)	588,176	1,277,504	1,947,123	2,547,060
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	47,460	157,890	276,903	345,028
四半期(当期)純利益金額(百万円)	22,707	95,875	160,424	227,399
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2,384.80	10,069.35	16,848.66	23,882.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期 (注3)
1株当たり四半期純利益金額(円)	2,384.80	7,684.55	6,779.30	7,034.11

(注1) 第2四半期から第4四半期に係る四半期情報については、「累計差額方式」により作成しております。

(注2) 当年度における四半期情報については、日本基準により作成しております。また、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(注3) 当年度及び第4四半期については、監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

② 重要な訴訟事件等

当社グループに関する重要な訴訟事件等については、連結財務諸表注記「39. 偶発事象」及び「40. 後発事象」に記載のとおりであります。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	292	8,263
売掛金	※2 55,919	※2 57,438
有価証券	139,400	7,000
商品及び製品	8,438	24,607
半製品	102,959	80,958
仕掛品	2,032	3,570
原材料及び貯蔵品	41,141	37,260
前渡金	※2 484	※2 485
前払費用	※2 5,207	※2 5,395
繰延税金資産	12,458	10,760
短期貸付金	—	※5 279,923
関係会社短期貸付金	30,965	33,395
その他	※2 21,570	※2 17,794
貸倒引当金	△423	△4
流動資産合計	420,442	566,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	397,526	389,205
減価償却累計額	△281,032	△281,876
建物（純額）	116,494	107,329
構築物	20,072	19,677
減価償却累計額	△16,846	△16,725
構築物（純額）	3,225	2,953
機械及び装置	338,508	318,517
減価償却累計額	△263,096	△248,536
機械及び装置（純額）	75,413	69,980
車両運搬具	2,939	2,935
減価償却累計額	△1,458	△1,489
車両運搬具（純額）	1,480	1,447
工具、器具及び備品	81,615	89,256
減価償却累計額	△61,104	△64,288
工具、器具及び備品（純額）	20,511	24,968
土地	91,721	91,336
建設仮勘定	7,206	12,515
有形固定資産合計	316,051	310,528
無形固定資産		
特許権	221	147
借地権	13	13
商標権	4,906	4,603
意匠権	99	88
ソフトウェア	11,554	9,334
その他	182	6,100
無形固定資産合計	16,975	20,287

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	27,805	32,764
関係会社株式	2,018,927	2,019,048
関係会社出資金	782	782
長期貸付金	310	290
関係会社長期貸付金	14,450	14,464
長期前払費用	7,158	6,867
繰延税金資産	39,698	29,978
その他	17,335	15,355
貸倒引当金	△579	△555
投資その他の資産合計	2,125,886	2,118,994
固定資産合計	2,458,912	2,449,808
資産合計	2,879,354	3,016,651
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	※2 10,526	※2 15,864
短期借入金	—	5
1年内償還予定の社債	※1 40,000	※1 60,000
1年内返済予定の長期借入金	20,200	120
リース債務	※2 3,328	※2 4,324
未払金	※2 44,272	※2 53,141
未払費用	※2 7,972	※2 2,947
未払たばこ税	52,703	※6 97,323
未払たばこ特別税	8,151	※6 15,052
未払地方たばこ税	61,868	※6 112,516
未払法人税等	33,888	9,767
未払消費税等	23,011	25,608
前受金	0	42
預り金	638	1,136
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	※3 232,175	※3 267,817
前受収益	※2 194	※2 193
賞与引当金	11,753	12,070
その他	※2 1,018	※2 1,904
流動負債合計	551,697	679,830
<b>固定負債</b>		
社債	※1 239,999	※1 180,000
長期借入金	50,160	50,040
リース債務	※2 6,096	※2 8,712
退職給付引当金	163,963	160,396
資産除去債務	398	677
預り敷金及び保証金	※2 7,254	※2 4,853
長期未払金	5,385	7,406
固定負債合計	473,255	412,083
負債合計	1,024,952	1,091,912

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	736,400	736,400
その他資本剰余金	10	10
資本剰余金合計	736,410	736,410
利益剰余金		
利益準備金	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	37,128	37,113
圧縮記帳特別勘定	1,882	10,595
別途積立金	955,300	955,300
繰越利益剰余金	92,829	150,684
利益剰余金合計	1,105,915	1,172,469
自己株式	△94,574	△94,574
株主資本合計	1,847,751	1,914,305
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,887	9,406
評価・換算差額等合計	5,887	9,406
新株予約権	763	1,028
純資産合計	1,854,401	1,924,739
負債純資産合計	2,879,354	3,016,651

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
売上高	※1 749,252	※1 734,902
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	35,446	8,438
当期製品製造原価	263,268	267,706
当期商品仕入高	534	495
他勘定振替高	※2 3,897	※2 2,485
商品及び製品期末たな卸高	8,438	24,607
不動産事業売上原価	3,373	3,085
売上原価合計	290,286	252,631
売上総利益	458,966	482,270
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	12,792	12,243
販売促進費	54,360	55,780
特許権使用料	3,190	3,813
運送費及び保管費	22,028	19,184
報酬及び給料手当	33,312	33,435
退職給付費用	5,721	12,713
法定福利費	6,039	6,102
従業員賞与	6,885	7,336
賞与引当金繰入額	7,204	7,430
委託手数料	23,432	25,195
減価償却費	17,385	15,513
研究開発費	※6 41,956	※6 43,378
その他	39,240	39,104
販売費及び一般管理費合計	273,543	281,225
営業利益	185,423	201,045
営業外収益		
受取利息	518	478
受取配当金	※5 4,880	※5 3,651
関係会社貸貸収入	815	823
その他	※5 2,736	※5 2,674
営業外収益合計	8,948	7,626
営業外費用		
支払利息	1,849	1,308
社債利息	3,159	2,978
たばこ災害援助金	1,492	2,863
その他	5,053	3,452
営業外費用合計	11,552	10,601
経常利益	182,819	198,071

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
<b>特別利益</b>		
土地売却益	8,092	28,067
その他固定資産売却益	77	1,551
投資有価証券売却益	1,382	—
その他	82	※8 5,566
特別利益合計	9,634	35,185
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	※3 716	※3 793
固定資産除却損	※4 4,210	※4 7,483
減損損失	1,974	3,001
関係会社株式評価損	※7 74,942	—
東日本大震災による損失	※8 8,668	※8 13,425
葉たばこ廃作協力金	—	12,469
その他	3,354	3,181
特別損失合計	93,864	40,352
税引前当期純利益	98,589	192,903
法人税、住民税及び事業税	62,031	40,244
法人税等調整額	4,341	9,933
法人税等合計	66,373	50,178
当期純利益	32,216	142,726

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)		当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I. 原材料費		177,090	68.9	167,255	67.1
II. 労務費		23,220	9.0	23,844	9.6
III. 経費		56,955	22.1	58,073	23.3
当期総製造費用		257,264	100.0	249,172	100.0
期首半製品たな卸高		108,998		102,959	
期首仕掛品たな卸高		3,719		2,032	
合計		369,981		354,162	
期末半製品たな卸高		102,959		80,958	
期末仕掛品たな卸高		2,032		3,570	
他勘定振替高	※1	1,723		1,928	
当期製品製造原価		263,268		267,706	

項目	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
経費のうち主なものは次のとおりで あります。		
減価償却費 (百万円)	19,220	20,066

(注) ※1. 他勘定振替高の主なものは、半製品等の東日本大震災による損失への振替によるものであります。

原価計算の方法

主要製品であるたばこの原価計算は、葉たばこを除骨加工する工程（半製品製造工程）と除骨加工済の半製品から製品を製造する工程に区分した工程別総合原価計算を採用しております。

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	736,400	736,400
当期末残高	736,400	736,400
その他資本剰余金		
当期首残高	7	10
当期変動額		
自己株式の処分	3	—
当期変動額合計	3	—
当期末残高	10	10
資本剰余金合計		
当期首残高	736,407	736,410
当期変動額		
自己株式の処分	3	—
当期変動額合計	3	—
当期末残高	736,410	736,410
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	18,776	18,776
当期末残高	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
当期首残高	38,320	37,128
当期変動額		
圧縮記帳積立金の繰入	4,969	5,339
圧縮記帳積立金の取崩	△6,162	△8,192
圧縮記帳積立金の税率変更による増加	—	2,839
当期変動額合計	△1,193	△14
当期末残高	37,128	37,113
圧縮記帳特別勘定		
当期首残高	4,254	1,882
当期変動額		
圧縮記帳特別勘定の繰入	1,882	9,785
圧縮記帳特別勘定の取崩	△4,254	△1,882
圧縮記帳特別勘定の税率変更による増加	—	810
当期変動額合計	△2,372	8,713
当期末残高	1,882	10,595

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	955,300	955,300
当期末残高	955,300	955,300
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	112,613	92,829
当期変動額		
圧縮記帳積立金の繰入	△4,969	△5,339
圧縮記帳積立金の取崩	6,162	8,192
圧縮記帳積立金の税率変更による増加	—	△2,839
圧縮記帳特別勘定の繰入	△1,882	△9,785
圧縮記帳特別勘定の取崩	4,254	1,882
圧縮記帳特別勘定の税率変更による増加	—	△810
剰余金の配当	△55,565	△76,172
当期純利益	32,216	142,726
当期変動額合計	△19,784	57,855
当期末残高	92,829	150,684
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	1,129,264	1,105,915
当期変動額		
剰余金の配当	△55,565	△76,172
当期純利益	32,216	142,726
当期変動額合計	△23,348	66,554
当期末残高	1,105,915	1,172,469
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△74,575	△94,574
当期変動額		
自己株式の取得	△20,000	—
自己株式の処分	1	—
当期変動額合計	△19,999	—
当期末残高	△94,574	△94,574
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,891,095	1,847,751
当期変動額		
剰余金の配当	△55,565	△76,172
当期純利益	32,216	142,726
自己株式の取得	△20,000	—
自己株式の処分	4	—
当期変動額合計	△43,344	66,554
当期末残高	1,847,751	1,914,305

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10,100	5,887
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,213	3,519
当期変動額合計	△4,213	3,519
当期末残高	5,887	9,406
評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,100	5,887
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,213	3,519
当期変動額合計	△4,213	3,519
当期末残高	5,887	9,406
新株予約権		
当期首残高	565	763
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	199	265
当期変動額合計	199	265
当期末残高	763	1,028
純資産合計		
当期首残高	1,901,760	1,854,401
当期変動額		
剰余金の配当	△55,565	△76,172
当期純利益	32,216	142,726
自己株式の取得	△20,000	—
自己株式の処分	4	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,014	3,784
当期変動額合計	△47,358	70,338
当期末残高	1,854,401	1,924,739

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を除く） 38～50年

機械及び装置 10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア 5年

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

グループ財務業務基本方針に基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替の変動リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップは、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【会計方針の変更】

(たばこ税相当額の売上高及び売上原価からの控除)

当社は従来、たばこ税相当額を売上高及び売上原価に含める方法を採用しておりましたが、当事業年度より、これを売上高及び売上原価から控除する方法に変更しております。

売上高に含まれるたばこ税相当額はその同額が売上原価に含まれているため、利益に影響を与えるものではありません。しかしながら、近年の当社を取り巻く事業環境において、たばこ税相当額が売上高及び売上原価に多大な影響を及ぼすようになり、当社の業績が事業活動の成果以上に過大に捉えられる可能性があると考えております。

このような状況下における今後の事業環境を踏まえ、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除し表示することで、当社の業績をより適切に開示できると考えております。

また、当社グループが当連結会計年度から適用するIFRSに基づいた会計処理を勘案することが適切であり、さらに「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察－（平成21年12月8日 日本公認会計士協会）」における税金相当額の取扱いも斟酌し、事業の実態をより適切に反映するものとして当該変更を行うものであります。

当該会計方針の変更については、遡及適用を行い、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高及び売上原価は1,317,088百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、前事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため、株主資本等変動計算書の前事業年度の繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、従来売上高として開示していたたばこ税相当額が含まれた売上高については、たばこ税込の売上高として「注記事項 損益計算書関係」に記載しております。

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これに伴い、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

## 【表示方法の変更】

(損益計算書)

1. 前事業年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「為替差損」は、重要性が減少したため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「為替差損」に表示していた1,467百万円は、営業外費用の「その他」として組替えております。

2. 前事業年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「共済年金給付費用」は、重要性が減少したため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「共済年金給付費用」に表示していた1,384百万円は、営業外費用の「その他」として組替えております。

## 【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております（ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く）。

※2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
関係会社に対する資産	37,614百万円	33,009百万円
関係会社に対する負債	33,347	42,922

※3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。

4. 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。

借入金

	前事業年度 (2011年3月31日)		当事業年度 (2012年3月31日)	
JT International Holding B.V.	124,626百万円	(510百万EUR) (455百万GBP) (45百万CAD)	JT International Holding B.V.	54,446百万円 (306百万GBP) (131百万EUR) (0百万USD)
JTI Ireland Limited	22,787	(194百万EUR)	JTI Ireland Limited	21,415 (195百万EUR)
JT International Hellas A.E.B.E.	20,497	(175百万EUR)	JT International Hellas A.E.B.E.	19,638 (179百万EUR)
JT International Germany GmbH	14,253	(121百万EUR)	JT International Company Netherlands B.V.	14,237 (130百万EUR)
JT International S.A.	13,198	(55百万EUR) (54百万CHF) (23百万USD)		
その他(47社)	70,743		その他(44社)	76,863
計	266,105		計	186,598

社債

	前事業年度 (2011年3月31日)		当事業年度 (2012年3月31日)	
JTI (UK) Finance PLC	192,562百万円	(1,352百万EUR) (252百万GBP)	JTI (UK) Finance PLC	90,130百万円 (522百万EUR) (252百万GBP)
計	192,562		計	90,130

(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

※5. 流動資産「短期貸付金」は現先取引であり、その相手先から担保として受け入れている有価証券の時価は、279,923百万円であります。

※6. 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当事業年度の末日が金融機関の休日であったために未払いとなった次の額が含まれております。

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
未払たばこ税	一百万円	45,711百万円
未払たばこ特別税	—	7,070
未払地方たばこ税	—	52,749

(損益計算書関係)

※1. たばこ税込の売上高

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
たばこ税込の売上高	2,066,340百万円	2,019,143百万円

(注) たばこ税込の売上高は売上高にたばこ税相当額を加えた金額であります。

※2. 「他勘定振替高」は、商品及び製品の振替で東日本大震災による損失等であります。

※3. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
建物	557百万円	685百万円

※4. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
建物	1,776百万円	2,952百万円
機械及び装置	1,437	2,892

※5. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
受取配当金	4,314百万円	1,880百万円
営業外収益「その他」	1,002	507

※6. 研究開発費

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
研究開発費	41,956百万円	43,378百万円

(注) すべて一般管理費として計上しております。

※7. 前事業年度の「関係会社株式評価損」は、当社の子会社であるテーブルマーク(株)の株式を減損処理したものであります。

※8. 前事業年度における「東日本大震災による損失」は、固定資産の復旧費用及びたな卸資産の滅失損失等であります。

当事業年度における「東日本大震災による損失」は、たな卸資産の廃棄損失及び操業停止に伴う固定費等であります。

また、当該損失以外に、前事業年度の見積額の戻入として1,591百万円、当該震災により被災した固定資産の復旧費用及びたな卸資産の滅失損失に対する受取保険金として1,475百万円を当事業年度の特別利益「その他」に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注)	420	59	0	479
合計	420	59	0	479

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加58,630株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加によるもので、減少7株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	479	—	—	479
合計	479	—	—	479

(リース取引関係)

[借手側]

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
1年内	5百万円	1百万円
1年超	1	—
合計	7	1

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2011年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	41,580	25,516	△16,064
合計	41,580	25,516	△16,064

当事業年度(2012年3月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	41,580	23,961	△17,620
合計	41,580	23,961	△17,620

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
子会社株式	1,977,192	1,977,313
関連会社株式	155	155

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	25,406百万円	24,085百万円
共済年金給付負担金	40,753	32,711
固定資産減損損失	942	1,497
賞与引当金	4,742	4,560
関係会社株式評価損	31,260	—
その他	17,641	14,805
繰延税金資産小計	120,745	77,658
評価性引当額	△33,407	△1,931
繰延税金資産合計	87,338	75,727
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△25,115	△20,347
その他	△10,067	△14,643
繰延税金負債合計	△35,182	△34,990
繰延税金資産の純額	52,156	40,738

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
法定実効税率	40.35%	40.35%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77	0.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.74	△0.41
試験研究費等の税額控除	△3.01	△1.50
評価性引当額	30.88	△16.18
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	2.82
その他	0.07	0.58
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.32	26.01

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が2011年12月2日に公布され、2012年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.35%から、2012年4月1日に開始する事業年度から2014年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.78%に、2015年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.41%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が4,914百万円減少し、法人税等調整額が5,445百万円、その他有価証券評価差額金が531百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	194,679.73	202,039.18
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,365.00	14,989.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	3,364.04	14,984.00

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	32,216	142,726
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	32,216	142,726
普通株式の期中平均株式数 (千株)	9,574	9,521
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	3	4
(うち新株予約権 (千株))	(3)	(4)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、株式分割と同時に、全国証券取引所が2014年4月1日までに売買単位を100株又は1,000株に集約することを踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

これらにより、当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の2分の1になります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2012年6月30日(土)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,000,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,990,000,000 株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000,000 株

③ 分割の日程

基準日公告	2012年5月31日(木)
基準日	2012年6月30日(土)
効力発生日	2012年7月1日(日)

(3) 単元株制度の採用

① 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

② 新設の日程

効力発生日	2012年7月1日(日)
-------	--------------

なお、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	973.40	1,010.20
1株当たり当期純利益金額(円)	16.83	74.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	16.82	74.92

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	KT&G Corporation	2,864,904	16,700
		(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	2,094
		(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	1,721
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,511,050	1,447
		(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,437
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	928
		(株)岡村製作所	1,206,000	695
		東海旅客鉄道(株)	1,000	682
		日本電信電話(株)	153,000	575
		日本通運(株)	1,730,400	559
		その他48銘柄	13,634,265	5,007
		計	38,364,220	31,845

## 【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	—	7,000
		小計	—	7,000
投資有価証券	その他有価証券	出資証券	50,000	500
		優先出資証券	1,115,540	319
		投資事業有限責任組合出資金 (2組合)	100	101
		小計	—	920
		計	—	7,920

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	397,526	8,525	16,846 (2,886)	389,205	281,876	9,282	107,329
構築物	20,072	324	719 (67)	19,677	16,725	447	2,953
機械及び装置	338,508	15,964	35,956 (191)	318,517	248,536	18,611	69,980
車両運搬具	2,939	501	504	2,935	1,489	438	1,447
工具、器具及び備品	81,615	14,599	6,958	89,256	64,288	9,728	24,968
土地	91,721	2	387 (48)	91,336	—	—	91,336
建設仮勘定	7,206	33,412	28,104	12,515	—	—	12,515
有形固定資産計	939,587	73,328	89,474 (3,192)	923,441	612,914	38,505	310,528
無形固定資産							
特許権	1,191	28	—	1,218	1,071	102	147
借地権	13	—	—	13	—	—	13
商標権	7,992	456	—	8,448	3,844	758	4,603
意匠権	123	8	—	131	43	19	88
ソフトウェア	56,729	3,655	2,119	58,265	48,930	4,144	9,334
その他	236	5,939	74	6,100	0	11	6,100
無形固定資産計	66,284	10,085	2,193	74,175	53,889	5,033	20,287
長期前払費用	16,967	2,989	2,665	17,292	10,425	2,534	6,867

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損による減少額であります。

2. 無形固定資産(ソフトウェアを除く)及び長期前払費用の当期首残高は、当期首までの償却済みの残高を控除して記載しております。

3. その他にはソフトウェア仮勘定等を含めております。

4. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりであります。

建物	減少額	未利用資産	9,331百万円
機械及び装置	増加額	製造たばこ製造設備	15,285百万円
	減少額	製造たばこ製造設備	35,537百万円
工具、器具及び備品	増加額	リース資産(たばこ販売用什器等)	7,459百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,001	6	346	102	559
賞与引当金	11,753	12,070	11,753	—	12,070

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額1百万円及び回収等による取崩額102百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2012年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

① 資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	62
預金の種類	
当座預金	31
普通預金	8,170
小計	8,201
合計	8,263

b. 売掛金

イ. 相手先別内訳

相手先名	金額（百万円）
JT International S.A.	11,400
ジェイティ飲料(株)	9,567
(株)ローソン	5,879
(株)ファミリーマート	5,051
(株)サークルKサンクス	3,692
その他	21,851
合計	57,438

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
55,919	2,117,288	2,115,769	57,438	97.4	9.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。  
また、売上高の会計処理はたばこ税相当額を控除する方法を採用していますが、上記の当期発生高にはたばこ税相当額が含まれております。

c. たな卸資産

イ. 商品及び製品

	品名	金額 (百万円)
商品	特機事業関連商品	64
	その他	44
	小計	108
製品	製造たばこ	21,750
	その他	2,749
	小計	24,499
合計		24,607

ロ. 半製品

	品名	金額 (百万円)
	製造たばこ用原料加工済品 (除骨葉)	80,958
合計		80,958

ハ. 仕掛品

	品名	金額 (百万円)
	製造たばこ	3,570
合計		3,570

ニ. 原材料及び貯蔵品

	品名	金額 (百万円)
原材料	葉たばこ	27,657
	その他	3,044
	小計	30,700
貯蔵品	製造たばこ用	3,010
	その他	3,550
	小計	6,560
合計		37,260

d. 短期貸付金

内容は、「2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係)」に記載しております。

e. 関係会社株式

銘柄	金額 (百万円)
JT Europe Holding B.V.	1,831,099
テーブルマーク(株)	67,776
(株)ジャパンビバレッジホールディングス	47,565
鳥居薬品(株)	41,580
日本フィルター工業(株)	12,706
その他	18,322
合計	2,019,048

② 負債の部

a. 買掛金

相手先名	金額 (百万円)
日本フィルター工業(株)	2,613
JT International S.A.	2,433
北海製罐(株)	1,187
キーコーヒー(株)	883
(株)トッパンプロスプリント	862
その他	7,885
合計	15,864

b. キャッシュ・マネージメント・システム預り金

内容は、「2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係)」に記載しております。

c. 社債

内訳は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 21. 社債及び借入金 (その他の金融負債含む)」に記載しております。

d. 退職給付引当金

イ. 退職給付関係

区分	金額（百万円）
退職給付債務	191,318
年金資産	△71,857
未認識数理計算上の差異	△61,847
未認識過去勤務債務	△3,173
前払年金費用	13,576
小計	68,018

ロ. 共済年金給付関係（注）

区分	金額（百万円）
共済年金給付負担に係る債務額	89,794
未認識数理計算上の差異	2,584
小計	92,378

合計（百万円）	160,396
---------	---------

（注） 「2. 財務諸表等 （1）財務諸表 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 （3）退職給付引当金」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る負債額を別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しております。

（3）【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	該当事項なし（注）1
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	（注）2 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.jti.co.jp/">http://www.jti.co.jp/</a>
株主に対する特典	株主優待制度（注）3 (1)対象株主 毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された1株以上保有の株主 (2)優待内容 複数の自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。）から1点贈呈 ①1株以上5株未満保有の株主 2,000円相当 ②5株以上保有の株主 3,000円相当 ※優待商品の贈呈に代えて社会貢献活動団体への寄付選択可

（注）1. 2012年4月13日開催の取締役会の決議により、2012年7月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 上記に伴い、2012年7月1日より下記のとおりといたします。

単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  （特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  —  無料
--	---

3. 2012年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主を対象とする株主優待より、優待制度を下記のとおりといたします。

- (1) 対象株主 毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された100株以上保有の株主
- (2) 優待内容 自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。）を贈呈
- ①100株以上200株未満保有の株主 1,000円相当
  - ②200株以上1,000株未満保有の株主 2,000円相当
  - ③1,000株以上2,000株未満保有の株主 3,000円相当
  - ④2,000株以上保有の株主 6,000円相当
- ※優待商品の贈呈に代えて社会貢献活動団体への寄付選択可

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

2011年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（第26期）（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

(2) 内部統制報告書

2011年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（第26期）（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

(3) 四半期報告書及び確認書

2011年8月12日関東財務局長に提出

（第27期第1四半期）（自 2011年4月1日 至 2011年6月30日）

2011年11月14日関東財務局長に提出

（第27期第2四半期）（自 2011年7月1日 至 2011年9月30日）

2012年2月14日関東財務局長に提出

（第27期第3四半期）（自 2011年10月1日 至 2011年12月31日）

(4) 臨時報告書

2011年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

2011年9月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。

2012年1月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書です。

2012年6月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号（当社子会社に対する訴訟の提起）に基づく臨時報告書です。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2011年10月4日関東財務局長に提出

2011年9月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。

(6) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

2011年7月20日関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

2011年8月12日、2011年9月16日、2011年10月4日、2011年11月14日、2012年1月30日、2012年2月14日、2012年6月19日関東財務局長に提出

2011年7月20日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2012年6月22日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮坂泰行 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚智 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川航史 ㊞

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の2012年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

後発事象に記載されているとおり、会社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の2012年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が2012年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

2012年6月22日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮坂泰行	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚智	Ⓔ
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川航史	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の2012年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は従来、たばこ税相当額を売上高及び売上原価に含める方法を採用していたが、当事業年度より、これを売上高及び売上原価から控除する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議している。  
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。